

金融商品取引法等の一部を改正する法律
(21年6月17日成立・6月24日公布)

政令・内閣府令のポイント

信頼と活力のある金融・資本市場の構築が課題

市場の公正性・透明性の確保

○国際的な規制の導入・強化の動向を踏まえ、金融・資本市場の信頼性を高め、投資家保護の徹底を図るため、**信用格付業者に対する規制を導入**
 >登録制の導入
 >登録を受けた信用格付業者に対する体制整備・情報開示義務等を規定

利用者保護の充実

○利用者にとって、苦情処理・紛争解決が簡易・迅速・安価なものとなるよう、**金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)を創設**
 >苦情処理・紛争解決手続を実施する機関の指定等を規定

○個人顧客を相手とする証券CFD取引等の増加を踏まえ、**有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務を導入**
 >金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に

公正で利便性の高い市場基盤の整備

○諸外国において、取引所グループが金融商品と商品の双方を取扱うことができることを踏まえ、**経営基盤強化のため、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れを可能に**
 >金融商品取引所による商品市場の開設や、商品取引所による金融商品市場の開設を可能とするための枠組みを整備

○市場のグローバル化に伴い、外国既発行証券の国内投資家への販売が活発化する中、投資家保護の徹底を図るため、**「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し**
 >有価証券の性質に応じ、法定開示・簡易な情報提供・開示免除等の開示規制を整備

>信用格付業者による体制整備の要件として、
 ・格付プロセスの品質管理、独立性・公正性の確保
 (専門的知識・技能を有する人員の確保、格付委員会による格付決定と委員のローテーション等)
 ・利益相反防止、法令等遵守、苦情対応、監督委員会の設置等を規定

>信用格付業者の禁止行為の細目として、担当の格付アナリストが格付対象商品の発行者等から金銭・物品を受けることの禁止等を規定

>情報開示の対象となる格付方針等の要件・説明書類の記載事項を規定

>無登録業者の格付を提供する際の金融商品取引業者等の説明義務として、①格付付与に用いられた方針・方法の概要、②格付の前提・意義・限界等を規定

>紛争解決機関の指定に当たり、説明会により業務規程に係る意見聴取を実施し、業務規程に異議を有する金融機関の割合が1/3以下であることを要件として規定

>分別管理義務の対象外となる投資家保護に支障がないと認められる取引の相手方として、具体的な金融機関等の範囲を規定

【関連】個人を相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引への証拠金規制の導入
 (証拠金率(対想定元本):個別株20%以上・株価指数10%以上・債券2%以上)

>金融商品取引所の議決権保有の制限について、金融商品取引所又は商品取引所が株主となる場合の扱いを同等とする規定を整備

>通常の法定開示が不要となる外国証券(外国国債、外国上場株券等)売出しの要件として、インターネット等により容易に価格・発行者情報が取得できること等を規定

>その際、提供・公表される外国証券情報の提供につき、その内容(発行者情報等)・提供方法(インターネット等)を規定
 (更に、国内に十分な流通市場がある外国国債等は外国証券情報の提供も免除)

平成21年金融商品取引法改正等に係る 政令・内閣府令の概要

平成21年12月
金融庁総務企画局

格付会社に対する公的規制の導入

信用格付業者に対する規制・監督

(体制が整備された格付会社を登録→信用格付業者)

【規制の概要】

誠実義務

独立した立場において、公正かつ誠実にその業務を遂行すること

体制整備

格付プロセスの品質管理・公正性確保、利益相反防止 等

禁止行為

- ▶格付対象商品の発行者等と一定の密接な関係を有している場合の格付提供の禁止
- ▶格付対象商品の発行者等に対して格付に重要な影響を及ぼす事項について助言を行った場合の格付提供の禁止 等
- ▶投資者の保護に欠け、又は信用格付業の信用を失墜させるもの

情報開示

- ▶適時の情報開示・・・格付方針等の公表
- ▶定期的な情報開示・・・説明書類の公衆縦覧

※検査・監督等

事業報告書の提出、報告徴取・立入検査、業務改善命令 等

金融商品取引業者等の説明義務

(金融商品取引契約の締結の勧誘時)

金融商品取引業者等が

- ①無登録業者による格付であること
- ②内閣府令で定める事項

等を説明することなく無登録業者の格付を提供することを制限

- ▶格付付与に用いられた方針・方法の概要
- ▶格付の前提・意義・限界

【内閣府令の概要】

【体制整備の要件】

格付プロセスの品質管理

- ①専門的知識・技能を有する人員の確保、②格付に用いる情報の品質確保、③付与した格付に係る点検・更新(モニタリング) 等

独立性・公正性確保

格付委員会による格付決定と委員のローテーション 等

利益相反防止

- ①利益相反行為の特定・利益相反回避措置・公表、
- ②転職したアナリストが過去に関与した転職先の案件のレビュー 等

※ 上記のほか、法令等遵守、情報管理・秘密保持、苦情対応、格付方針等遵守、監督委員会の設置 等

▶担当の格付アナリストが格付プロセスにおいて、格付対象商品の発行者等から金銭又は物品の交付を受けることの禁止 等

【付与】

格付付与方針等

(適時公表)

【要件】

- ▶収集したすべての情報資料を総合して判断すること
- ▶発行者等に対して事実誤認の有無の事前確認をすること 等

説明書類

- ▶付与した格付の履歴・統計情報
- ▶体制整備の状況 等

【提供】

格付提供方針等

【要件】

- ▶格付を遅滞なく広く一般に提供すること
- ▶格付提供時に表示・公表すべき事項:
採用した格付付与方針等の概要、格付の前提・意義・限界 等

(年1回公表・公衆縦覧)

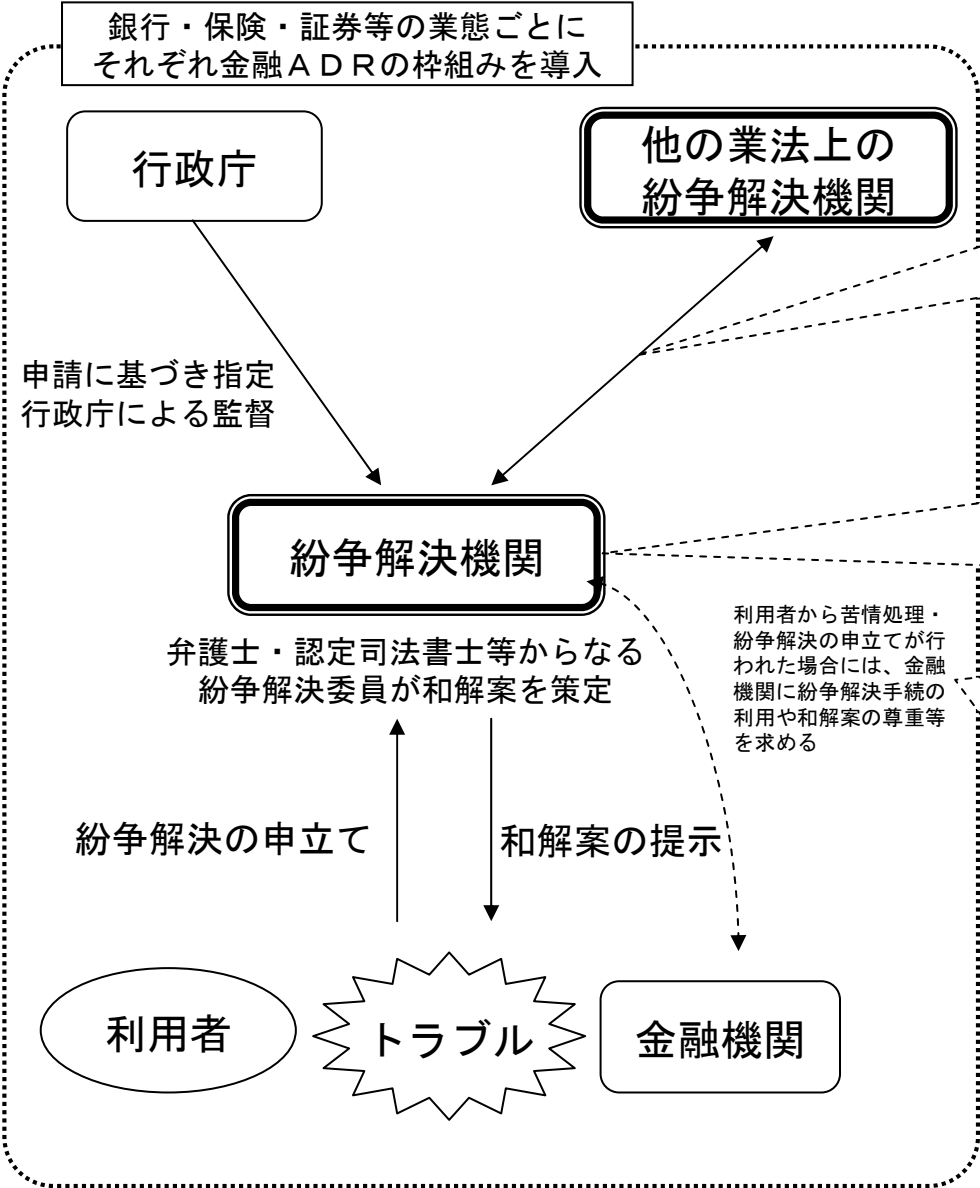
投資者

規制の国際的整合性の確保(米国・欧州)

IOSCO (証券監督者国際機構) の基本行動規範

金融ADR制度について

政令・内閣府令の
ポイント



紛争解決手続等の委託

紛争解決機関は、政令で定める他の法律上の指定を受けた紛争解決機関への委託が可能。
⇒ 金融ADR制度が創設された全ての法律上の指定を規定。

紛争解決機関に係る指定の要件

紛争解決機関の指定に当たり、業務規程に関し、内閣府令で定める意見聴取手続を実施し、業務規程に異議を有する金融機関の割合が政令で定める割合以下であることが要件。
⇒ 説明会により意見聴取を行い、異議の割合は1/3以下に。

紛争解決機関の業務

紛争解決機関は、紛争解決の促進の観点から内閣府令で定める業務を行うことが可能。
⇒ ①和解で定められた義務の履行状況の調査、②金融機関に対する当該義務の履行の勧告を紛争解決機関が行うことを可能に。

紛争解決委員

一定の経験を有する弁護士、金融機関業務従事者等の他、紛争解決委員となりうる者を内閣府令で規定。
⇒ ①弁護士・法律学に関する教授等に通算5年以上従事した者、②消費生活専門相談員等として、5年以上従事した者、③苦情処理業務を行う法人等において顧客保護の業務に通算10年以上従事した者等が紛争解決委員になることを可能に。

(注) 紛争解決機関が指定されない段階では、金融機関自身に苦情処理・紛争解決への取組みを求め、利用者保護の充実を図る。 272

特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し

特定投資家		一般投資家	
①一般投資家へ移行不可	②一般投資家へ移行可能	③特定投資家へ移行可能	④特定投資家へ移行不可
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適格機関投資家 ○ 金融機関(銀行、証券会社等) ○ 法人(有価証券残高10億円以上で、届出を行ったもの) ○ など ・ 国 ・ 日本銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体 ・ 政府系機関 ・ 上場会社 ・ 資本金5億円以上と見込まれる株式会社など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②以外の法人 ・ 一定要件を満たす個人 ○ 金融商品取引業者と1年以上の取引経験があり、 ・ 純資産額3億円以上 ・ 投資性のある金融資産3億円以上と見込まれる個人 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ③以外の個人

【現行】移行の効果は1年のみ



【見直し後】

- ・ プロからアマへの移行については、顧客の申出があるまで有効に
- ・ アマからプロへの移行については、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに戻ることを可能に。

内閣府令
のポイント

- ・ 顧客の意思確認を適切なタイミングで行う必要があることから、アマからプロへ移行した者が、プロの更新を申し出ることができる期間を期限日の1か月前以降に。
- ・ アマからプロへの移行の際の同意書面の記載事項に、「いつでもアマに戻れる」旨を規定。

有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入

- 従来、有価証券店頭デリバティブ取引については、主として金融機関の間で行われる取引であったこと等を踏まえ、顧客の証拠金に係る分別管理義務が課されていない。
- 最近、有価証券店頭デリバティブ取引の中には、証券CFD取引(差金決済取引)等、個人の顧客を相手とする取引も見られるように。
(注) 証券CFD取引(Contract for Difference)とは、少額の証拠金の預託を受け、有価証券や有価証券指数を対象資産として、差金決済により行う取引。

⇒ 金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に。(平成21年改正金融商品取引法)

		有価証券取引（現物）	有価証券関連デリバティブ取引
分別管理 義務	取引所	○	○
	店頭	○	× → 原則 ○

政令・内閣府令の
ポイント

- ▶ 分別管理義務の対象外となる取引として、第一種金融商品取引業者・登録金融機関(銀行等)・適格機関投資家(有価証券残高10億円以上の法人等)・資本金10億以上の株式会社等を相手方とする取引を規定。
- ▶ 外国市場デリバティブ取引について、分別管理義務の対象に。 274

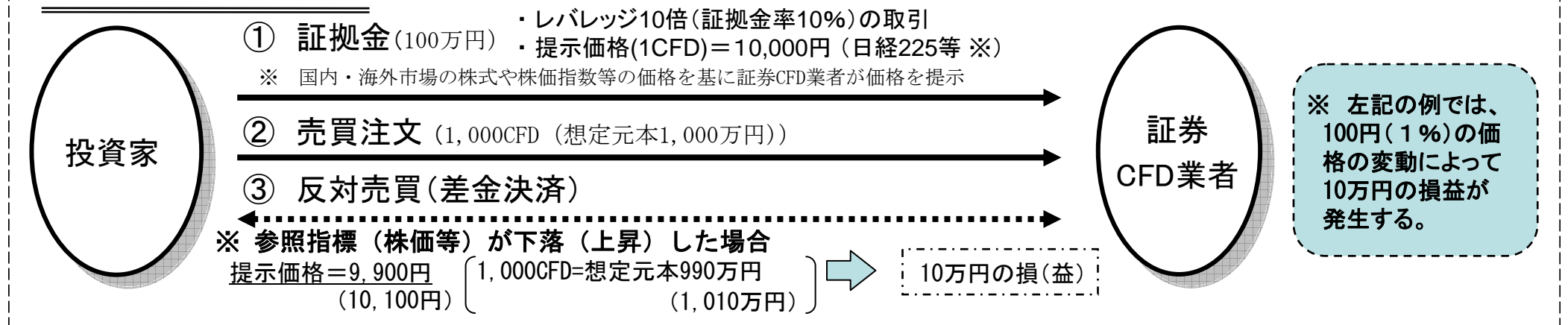
有価証券店頭デリバティブ取引への証拠金規制の導入

【関連】

◆ 有価証券店頭デリバティブ取引の現状

- 最近、少額の証拠金の預託を受け、有価証券や有価証券指数を対象資産（参照指標）として、差金決済により取引を行うFX取引に類似した証券CFD取引と呼ばれる有価証券店頭デリバティブ取引が個人投資家の間で増加。

証券CFD取引の仕組み

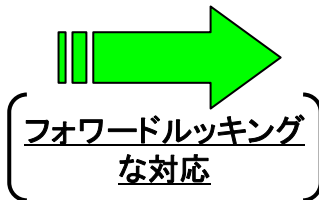


内閣府令のポイント

施行日は、平成23年1月1日。

◆ 証拠金規制の必要性

- 顧客保護 (顧客が不測の損害を被るおそれ)
- 業者のリスク管理 (顧客の損失が証拠金を上回ることで、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ)
- 過当投機



- 個人を相手方とする有価証券店頭デリバティブ取引について、1日の対象資産の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本とし、各対象資産ごとに下記の証拠金(対想定元本)の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止。

- 個別株 20%以上 (=レバレッジ5倍以下)
 - 株価指数 10%以上 (= " 10倍以下)
 - 債券 2%以上 (= " 50倍以下)
- (注) FX取引は4%以上 (=レバレッジ25倍以下)

※ 日本証券業協会が、証券CFD取引について、ロスカットルールの義務付けや再勧誘の禁止を、自主規制において手当てする方向。

取引所取引を含むデリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者や利用者を引き続き意見交換を行い、来年前半を目的に結論を得るよう検討を進める。(12月17日公表「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子(案)」)

金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

○ 現状

➤ 金融商品取引所は金融商品取引法、商品取引所は商品取引所法に基づき規制。取引所間の相互参入は行えない。

➔ 取引所の経営基盤の強化、利用者の利便性の向上等の観点から、金融商品取引所と商品取引所の相互参入を認めるべきであるとの指摘

※ 諸外国においては、取引所間の連携等により、同一の取引所グループにおいて金融商品と商品の双方を取扱うなど経営基盤強化の動き

○ 見直しの概要

➤ 金融商品取引所による商品市場の開設や、商品取引所による金融商品市場の開設を可能に（本体・子会社形態・持株会社形態での参入を容認）

➤ 相互乗入れにあたっては、両法の許認可等の枠組みにより、公正かつ適正な市場運営を確保

政令の
ポイント

金融商品取引所の議決権を保有する者について、合算対象となる共同保有者から、金融商品取引所と並びで、商品取引所を除外する措置

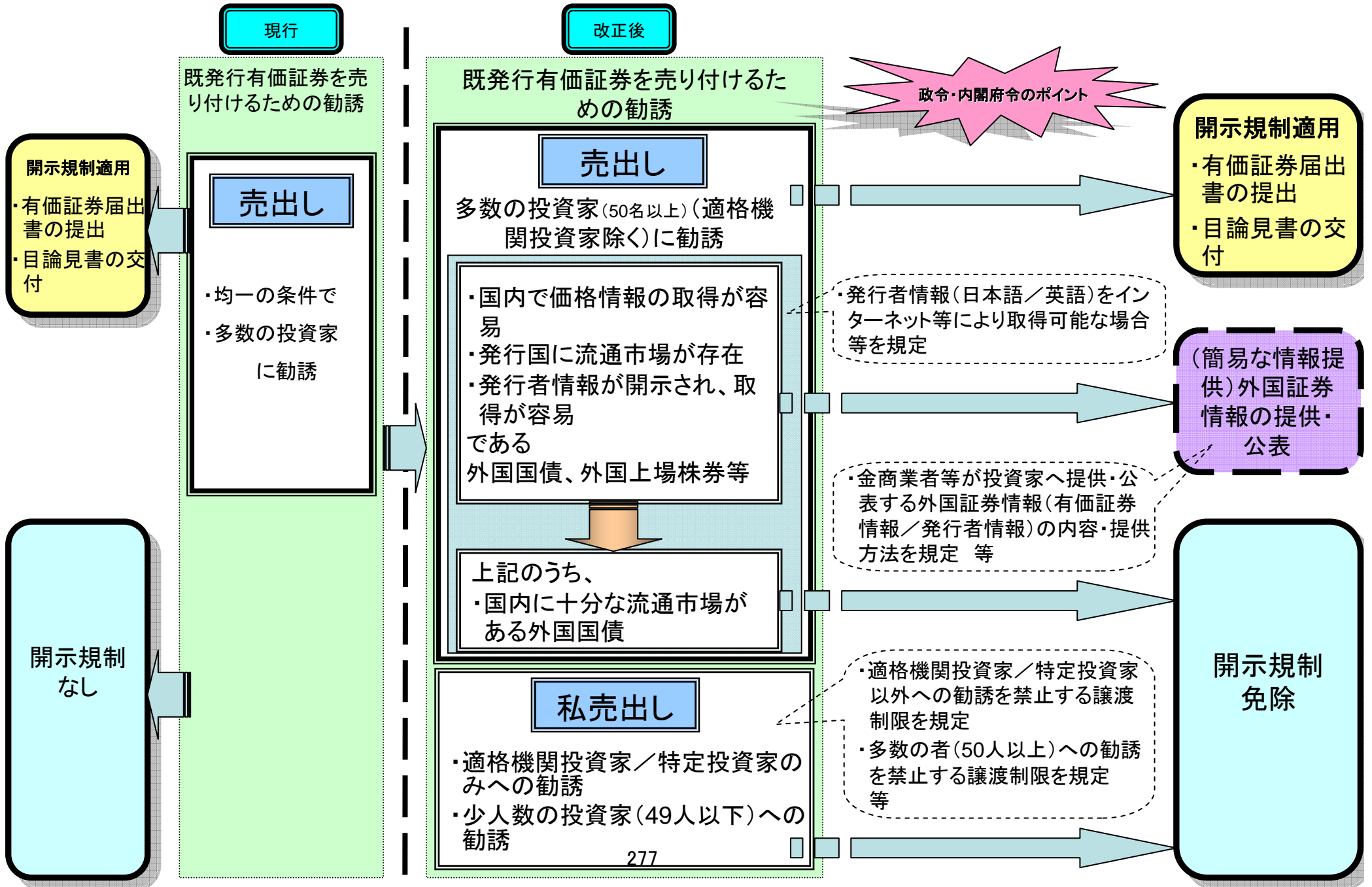
金融商品取引所の議決権保有制限規制

50%超の保有の可否	20%~50%の保有の可否
(○) 国内の金融商品取引所 ↓ 国内の金融商品取引所	(○) 海外の金融商品取引所 ↓ 国内の金融商品取引所
【今般の法改正により措置】 (○) 国内の商品取引所 ↓ 国内の金融商品取引所	(×) 海外の商品取引所 → (○) 海外の商品取引所 ↓ ↓ 国内の金融商品取引所 国内の金融商品取引所

政令・内閣府令の
ポイント

既に規定されている外国金融商品取引所の我が国金融商品取引所への資本参加（20%~50%保有）と並びで、外国商品取引所の我が国金融商品取引所への資本参加を可能とする措置

「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し



社債等の発行登録制度の見直し

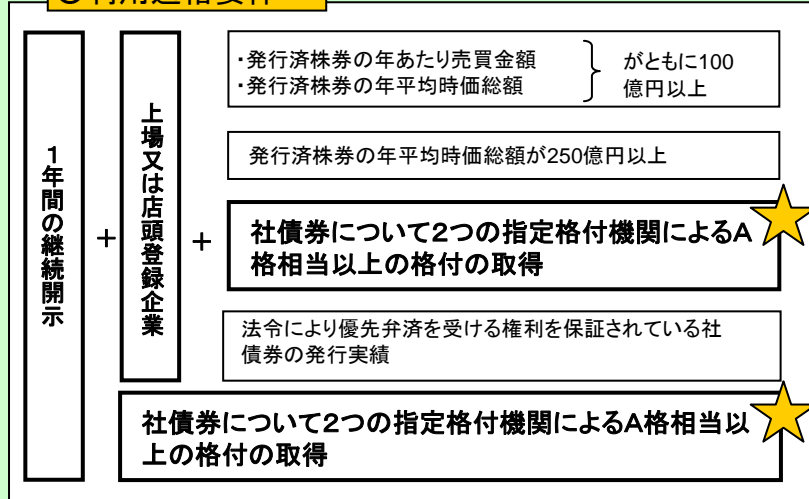
○発行登録制度

有価証券の募集・売出しについて、有価証券届出書の提出に代えて、発行する有価証券の種類、発行予定額、発行予定期間(1・2年間)等を記載した発行登録書をあらかじめ提出し、発行時に発行条件のみ記載した簡易な発行登録追補書類を提出する制度

現 行

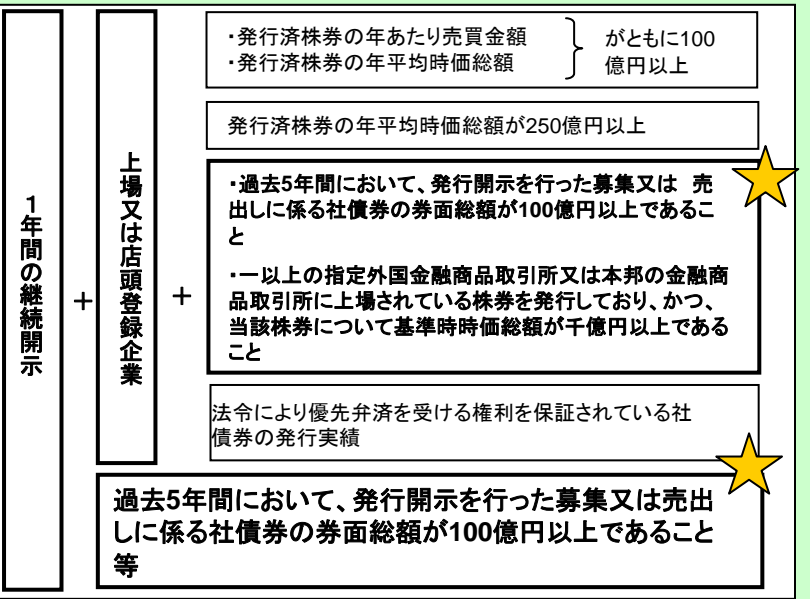
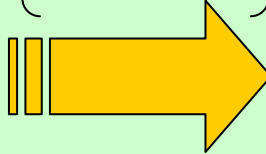
見直し後

○利用適格要件



内閣府令のポイント

格付の公的利用の見直し



○発行登録制度の対象有価証券

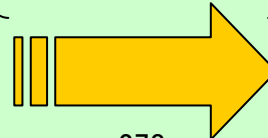
株券+社債券等+投資証券(REIT)

○発行内容

発行登録書の記載事項として発行予定額・総額を記載

内閣府令のポイント

発行登録制度をより利用しやすく



株券+社債券等+投資証券(REIT)

+SPCが発行する特定社債券等

プログラムアmount方式を採用することにより、発行登録書に発行残高の上限を記載できることとする。

※プログラムアmount方式:発行登録書に発行残高の上限を記載し、償還等により発行残高が減少した場合に発行可能額の増額を認める方式。

投信目論見書の見直し

投資信託証券

交付目論見書…販売等の際、あらかじめ又は同時に交付することを義務付け。

請求目論見書…投資者の請求があったときには、直ちに交付することを義務付け。

現行

交付目論見書

【証券情報】

- ・ファンドの名称
- ・発行(売出)価格
- ・申込期間 等

【ファンド情報】

- ・ファンドの性格
- ・投資方針
- ・投資リスク
- ・手数料等及び税金 等

請求目論見書

【ファンドの詳細情報】

- ・ファンドの沿革
- ・ファンドの経理の状況 等

内閣府令 のポイント

交付目論見書について、投資家にとって特に重要な投資情報であると考えられる情報を読みやすく、利用しやすい形で提供するとともに、請求目論見書については、記載内容を有価証券届出書と同じとし、幅広い情報を提供。

投資者にとって分かりやすく、
利用しやすい投信目論見書へ

見直し後

交付目論見書

- ①委託会社等の情報
- ②ファンドの目的・特色
- ③投資リスク
- ④運用実績
- ⑤手続・手数料等
- ⑥追加的信息

(数ページに)

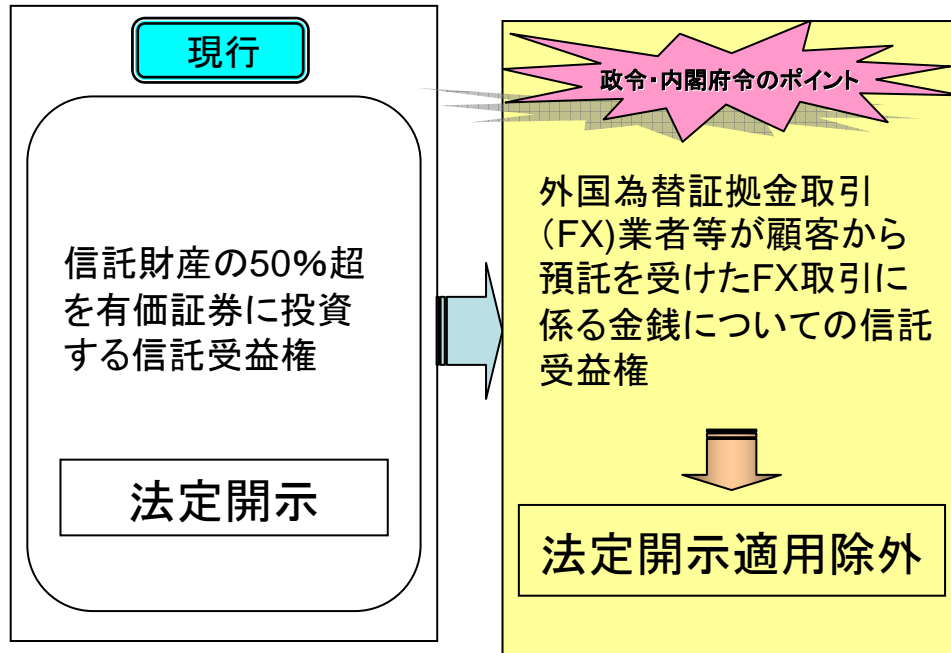
内閣府令 のポイント

電子交付をより利用しやすくするため、目論見書の電子交付における顧客の承諾の方法として、電話等による承諾を得ることを可能に。

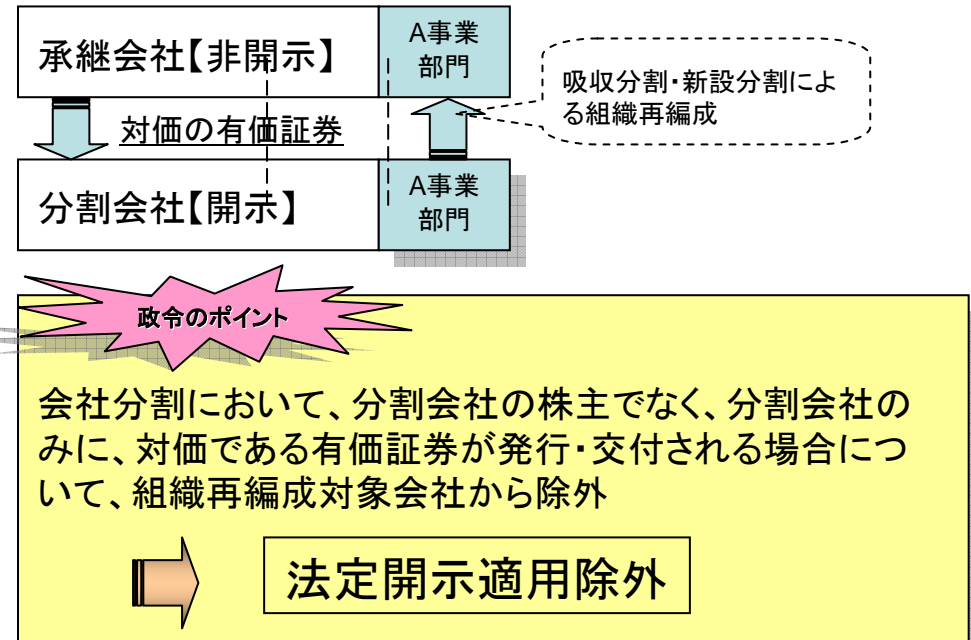
請求目論見書 〇〇ファンド

〇〇アセットマネジメント

信託受益権に係る開示規制の適用範囲の見直し



組織再編成に係る開示規制の適用対象会社の範囲の見直し



金融・資本市場に係る制度整備について(要旨)

平成22年1月21日
金 融 庁

I. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

●清算集中の対象及び清算機関制度

- ・ 取引量が多額な店頭デリバティブ取引(現状、金利スワップ取引のプレーン・バニラ型)について、国内清算機関、リンク方式、外国清算機関への清算集中義務を課す
- ・ 我が国法制化での執行と密接に関連し、一定の取引規模がある店頭デリバティブ取引(現状、CDSの指標取引のうちiTraxx Japan)について、国内清算機関への清算集中義務を課す
- ・ 外国清算機関のリンク参加及び直接参加に当たっては、下記を参加要件とする国内清算機関制度に準じた制度を整備し、当局が継続的に監督する
 - － 値洗い等のリスク極小化機能について国内清算機関と代替性が高い執行・運用体制を整備していること
 - － 外国当局の適切な監督下にあること
- ・ 清算集中義務の対象業者は、取引規模の大きい金融商品取引業者等とする
- ・ 国内清算機関に対する主要株主規制及び資本金規制を導入する

●取引情報の保存・報告

取引情報蓄積機関、清算機関、金融機関から当局への店頭デリバティブ取引情報の提出を可能とする制度を構築

II. 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

●国債取引の決済リスク削減

市場関係者において、以下の取組に関し、本年前半を目途とする工程表の作成・公表を目指す。併せて、国債取引の清算集中を法令上措置することを検討する

- ・ 日本国債清算機関の利用拡大を図るための態勢強化を行う
- ・ 決済期間の短縮、フェイル発生時の取扱いルール確立・普及を図る

●貸株取引に係る証券決済・清算態勢の強化

関係者において、清算集中又はDVP決済のルール化の時期を含む工程表を早急に作成・公表する(本年中を一つの目途)

●我が国の清算機関の体制のあり方

金融商品毎に清算機関が分立している状況(5機関に分立)の改善を図るべく、市場関係者による、各金融商品を通じた清算体制の整合性に配慮した検討が望まれる

Ⅲ. 証券会社の連結規制・監督等

●証券会社の連結規制・監督の導入

- ・ 一定以上の総資産額を有する証券会社については、当該証券会社とその子会社を対象とする連結規制・監督を行う
- ・ その中で、グループ全体の業務・リスク状況の把握が必要と判断される者については、親会社等を含むグループ全体の連結規制・監督を行う。ただし、他業法によるグループ全体の連結規制・監督が行われている場合には重複規制を避けるとともに、親会社が外国当局による規制・監督を受けている場合や、証券会社と一体的に業務を運営しているとは認められない場合には、実情を踏まえ適切な対応を行う

●金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化

主要株主のうち議決権の過半数を保有する者に対する措置命令を可能とする

●保険会社の連結財務規制

保険会社・保険持株会社グループに係る連結財務健全性基準を導入する

Ⅳ. ヘッジ・ファンド規制

●登録対象の拡充等

我が国のヘッジ・ファンド運用者は、金融商品取引法上の登録投資運用業者等として規制されている実態にあり、届出対象となっているプロ向け集団スキームも実態としてヘッジ・ファンドに該当するものは確認されていないことから、登録対象に変更しない

●ファンドのリスク管理状況に係る報告事項等の拡充

ヘッジ・ファンド運用者からの報告事項の拡充を各国と協調して行う

Ⅴ. 投資家保護・取引の公正等の確保

●地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

地方公共団体について、投資家保護の一層の充実の観点から、「アマへ移行可能なプロ」から「プロへ移行可能なアマ」に分類を変更する

●デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方

デリバティブ取引一般を不招請勧誘の禁止の対象とすべきかどうかについて、市場関係者等と引き続き意見交換を行い、本年前半を目途に結論を得るよう検討する

●金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者(証券会社)から金融商品取引業者全般に拡大する

●信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備

信託業の免許・登録の取消し等が行われた場合の新受託者等の選任等について、当局による申立てを可能とする

Ⅵ. その他

●空売り報告制度の整備

将来における恒久化について、①価格規制のあり方、②店頭取引を含むデリバティブ取引のポジションを報告対象とすること及び報告方法、③公表内容についてどう考えるかを含め、引き続き総合的に検討する 282

「金融・資本市場に係る制度整備について」の法令事項

項目	法律事項	政令・内閣府令	備考
I. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上			
1. 決済の安定性の確保(清算集中、外国清算機関等)	◎		
2. 市場の透明性向上(清算集中されない取引情報の保存・報告の義務付け)	◎		
II. 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化		○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債取引の決済リスク削減のための工程表を本年前半を目途に作成・公表 ・ 貸株取引に係る決済リスク削減のための工程表を本年中を目途に作成・公表
III. 証券会社の連結規制・監督等			
1. 証券会社の連結規制・監督の導入	◎		
2. 金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化	◎		
3. 保険会社の連結財務規制	◎		
IV. ヘッジ・ファンド規制		○	
V. 投資家保護・取引の公正等の確保			
1. 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し		○	
2. デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方		○	本年前半を目途に結論
3. 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備	◎		
4. 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備	◎		
VI. その他			
空売り報告制度の整備	引き続き総合的に検討		

「金融・資本市場に係る制度整備について」に係る経緯

平成 21 年 11 月 13 日

「金融・資本市場に係る制度整備について」（政務三役指示）公表

平成 21 年 12 月 17 日

「金融・資本市場に係る制度整備についての骨子（案）」公表

平成 21 年 12 月 24 日

金融・資本市場に係る制度整備に関する意見交換会（第 1 部）
（店頭デリバティブ取引の清算集中、証券会社の連結規制・監督、
デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方等につ
いて意見交換）

平成 21 年 12 月 25 日

金融・資本市場に係る制度整備に関する意見交換会（第 2 部）
（ヘッジ・ファンド規制、保険会社の連結規制等について意見交換）

平成 22 年 1 月 21 日

「金融・資本市場に係る制度整備について」公表

平成 22 年 3 月 9 日

「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」国会提出

平成 22 年 5 月 12 日

「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」可決・成立

平成 22 年 5 月 19 日

「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」公布

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

背景

今次の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や我が国金融・資本市場において見られた問題等



我が国金融システムの安定性・透明性の向上を図り、投資家等の保護を確保する

我が国決済システムの強靱化
—我が国における危機の伝播の抑止等—

金融商品取引業者等への適切な規制・監督の確保

店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

○店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け

- 清算機関に関する基盤強化を図った上で、一定の店頭デリバティブ取引等に対する、清算機関の利用義務付け
- ※ 取引規模の大きいデリバティブ取引（現時点においては、具体的には、金利スワップ取引のプレーン・バニラ型）を清算機関に集中
- ※ 我が国法制下での執行と密接に関連するデリバティブ取引（具体的には、クレジット・デフォルト・スワップ）のうち、我が国における取引規模が一定程度に達しているもの（現時点ではiTraxx Japan）を国内清算機関に集中

○取引情報保存・報告制度の創設

- 金融商品取引業者等や清算機関に対し、取引情報の保存、当局への取引情報の提出を義務付ける制度を整備
- 加えて、金融商品取引業者等は、自らに代わり、取引情報の収集・保存を行う機関（取引情報蓄積機関）による保存、当局への取引情報の提出を選択できる制度を整備

グループ規制・監督の強化

○証券会社の連結規制・監督の導入等

- 証券会社の連結規制・監督の導入
 - ① 一定規模以上の証券会社
 - 当該業者に対する連結自己資本規制
 - 子会社に対する報告徴取・検査等
 - ② ①のうち、親会社と一体となって証券業務を行う証券会社
 - 親会社に対する連結自己資本規制
 - 親会社に対する行政処分を可能にする
 - 当該業者の親・子・兄弟会社に対する報告徴取・検査等
- 主要株主規制の強化
 - ・ 金融商品取引業者（第一種・投資運用）の主要株主（20%以上の議決権保有）のうち、過半数の議決権を保有する者に対する業務改善命令を可能にする

○保険会社の連結財務規制の導入

- 保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準（連結ソルベンシー・マージン基準）の導入

その他投資家保護のための措置

- 破産手続開始の原因となる事実がある場合、金融商品取引業者全般に対し、当局による破産手続開始の申立てを可能にする
- 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備
- 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備

金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要

<背景>

今次の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や
我が国金融・資本市場において見られた問題等

↓

我が国金融システムの安定性・透明性の向上を図り、投資家等の保護を確保する

I 店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

1. 店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け

- ▶ 一定の店頭デリバティブ取引等に対する清算機関の利用義務付け
 - 我が国における取引規模が多額で、その取引に基づく債務不履行が我が国市場に重大な影響を及ぼすおそれがある一定の取引については、以下のいずれかに清算集中
 - ・国内清算機関
 - ・国内清算機関と外国清算機関の連携による方式
 - ・外国清算機関
 - 我が国における取引規模が多額で、その取引に基づく債務不履行が我が国市場に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、我が国において清算する必要がある取引については、国内清算機関に清算集中

2. 清算関連の基盤整備に係る諸制度

- ▶ 国内清算機関の基盤強化
 - 主要株主規制（20%以上の議決権を保有する者に対する認可制）の導入
 - 最低資本金規制の導入
- ▶ 国内清算機関と外国清算機関の連携制度の整備
 - 以下の内容を含む一定の要件を満たす場合、国内清算機関は、認可を受けて外国清算機関と連携して清算業務を行うことができる
 - ・清算が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制の整備
 - ・外国当局から免許等を受けていること
 - 連携金融商品債務引受業務の停止命令、認可の取消し等の監督規定を整備
- ▶ 外国清算機関制度の創設
 - 以下の内容を含む一定の要件を満たす場合、外国清算機関は、免許を受けて清算業務を行うことができる
 - ・清算が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制の整備
 - ・外国当局から免許等を受けていること
 - 外国清算機関に対する報告徴取・検査、業務改善命令、業務停止命令、免許の取消し等の監督規定を整備
- ▶ 清算における債務引受けの概念の実質化等
 - 「債務引受業」の定義に、現行の「債務引受け」に「更改その他の方法」を加える

- 我が国の市場に与える影響が軽微な一定の種類の取引に係る適用除外を設ける

3. 取引情報保存・報告制度の創設

- 取引情報の保存・報告
 - 金融商品取引業者等や清算機関に対し、取引情報の保存・報告を義務付け
 - 金融商品取引業者等は、自らに代わり、取引情報の収集・保存を行う機関（取引情報蓄積機関）による保存・報告を選択可能
- 取引情報蓄積機関制度の創設
 - 取引情報蓄積機関の指定制度を創設
 - ・国内の取引情報蓄積機関：申請を受けて指定
 - ・外国の指定取引情報蓄積機関：各国監督当局による協調的な監督の枠組みなどの国際的な合意の下で、我が国当局に対する報告等を確保できていることを前提に告示指定
 - 取引情報蓄積機関に対する報告徴取・検査、業務改善命令、指定の取消し等の監督規定を整備

II グループ規制・監督の強化

1. 証券会社の連結規制・監督の導入等

- 金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化
 - 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者・投資運用業者）の主要株主のうち議決権の過半数を保有する者に対して、その必要性が特に高い場合に、当該金融商品取引業者の適切な業務運営確保のため必要な措置を求める権限等を導入
- 一定規模以上の証券会社に対する連結規制・監督の導入
 - 【川下連結】
 - 特別金融商品取引業者（総資産の額が一定金額を超える第一種金融商品取引業者）について、
 - ・内閣総理大臣への届出、所属する企業グループの財務状況等の報告を義務付け
 - ・連結ベースの事業報告義務、連結自己資本規制を導入
 - ・その子会社等に対する報告徴取・検査等の監督規定を整備
 - 【川上連結】
 - 上記川下連結の対象となる特別金融商品取引業者のうち、その親会社等が以下の要件のいずれかに該当する場合であって、それらの適切な業務運営の確保の必要性が特に高いと認められるときに、内閣総理大臣が当該親会社を以下の規制・監督の対象として指定する（他法令（外国の法令を含む）に基づいて適切な監督を受けていると認められる場合は、指定しないことができる）
 - ・当該親会社が当該特別金融商品取引業者の経営管理を事業として行っていること
 - ・当該親会社等が当該特別金融商品取引業者に対して資金支援を行っており、

その停止が当該特別金融商品取引業者の業務運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められること

○指定を受けた親会社について、

- ・企業グループの中で最上位の者に対するグループ全体に係る事業報告義務、連結自己資本規制を導入
- ・措置命令等の監督規定を整備
- ・親会社やその子会社等に対する報告徴取・検査等の監督規定を整備

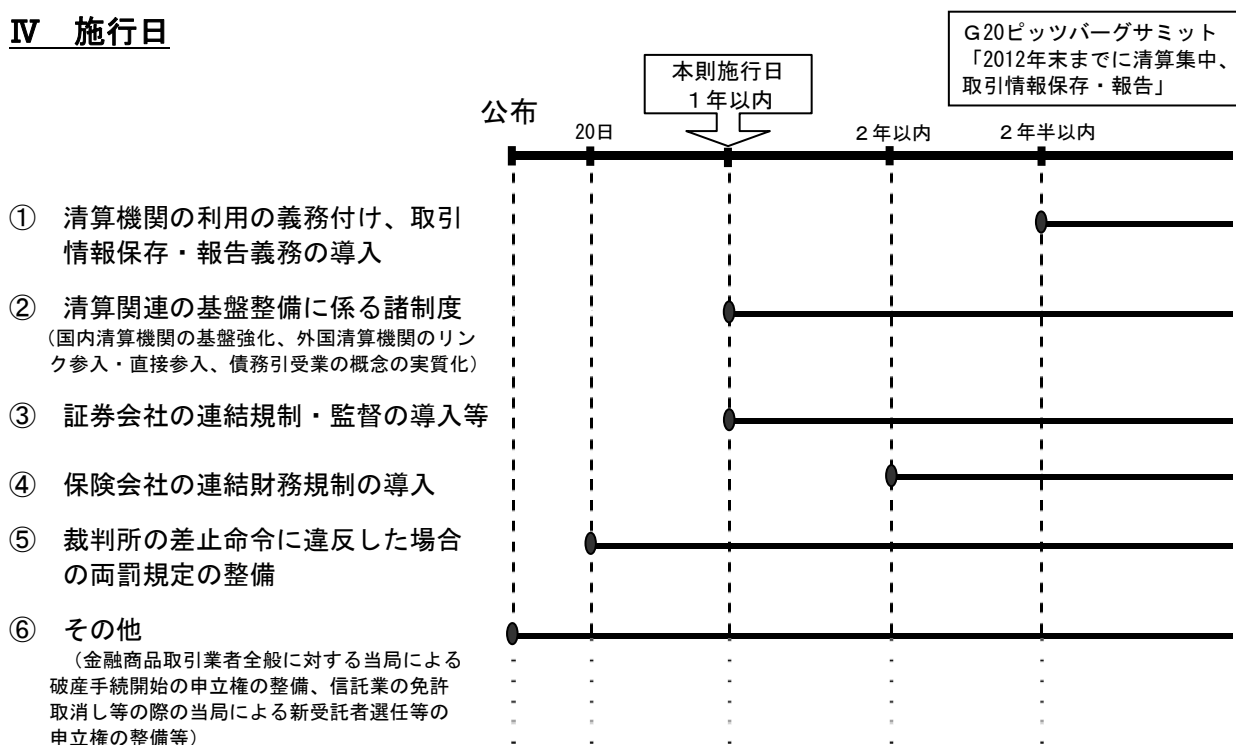
2. 保険会社の連結財務規制の導入

- 保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準（連結ソルベンス・マージン基準）の導入

Ⅲ その他投資家保護のための措置

- 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備
 - 破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者（証券会社）から金融商品取引業者全般に拡大
- 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備
 - 信託業の免許・登録の取消し等が行われた場合の新受託者の選任等について、当局による申立てを可能に
- 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備
 - 裁判所の差止命令違反について、法人に対しても罰則を科すことを可能に

Ⅳ 施行日

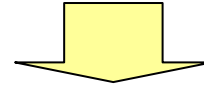


金融商品取引法等の一部を改正する 法律に係る説明資料

金 融 庁

清算機関の利用義務付け(清算集中)①－清算集中の意義－

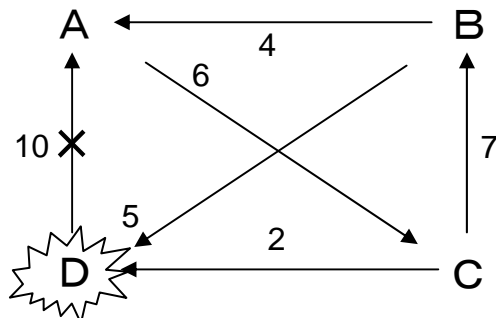
相対の店頭デリバティブ取引における取引相手方の破綻⇒市場全体へのリスクの波及を招くおそれ



一定の店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用を義務付けることにより、

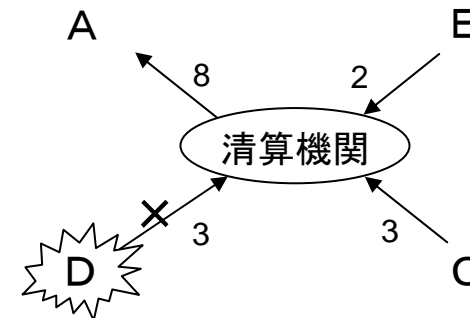
- ① 各取引者の債権債務額(リスク量)を、相殺により縮減
- ② 取引相手方の破綻による市場全体へのリスクの波及を防止

＜集中されない清算関係＞

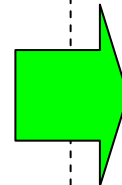


D社(デリバティブの売り手)が破綻した場合、デリバティブの買い手であるA社が取引を続けるためには、新たに売り手を探す必要
⇒ デリバティブ市場の流動性枯渇・混乱

＜集中された清算関係＞



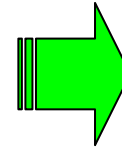
D社が破綻した場合でも、A、B、C社は清算機関との間でデリバティブ取引を続けることができ、清算機関のみが新たにデリバティブを買う必要
⇒ デリバティブ市場への影響を最小化



(注) 清算集中義務の対象としては、取引規模の大きい金融機関同士が行った取引を想定。

清算機関の利用義務付け(清算集中)②—清算集中の対象取引と集中機関—

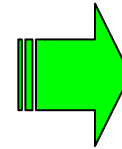
- 我が国における取引規模が多額で、清算集中による決済リスクの減少が我が国市場の安定に必要と考えられる一定の取引
(現状、円金利スワップのプレーンバニラ型を想定)



取引関係が国際的に構築されている実態等を踏まえ、以下のいずれかに清算集中

- ・国内清算機関
- ・国内清算機関と外国清算機関の連携による方式
- ・外国清算機関

- 清算要件が我が国での企業の破綻要件と密接に関連している取引等
(当面は、CDSの指標取引のうちiTraxx Japanを想定)



国内清算機関に清算集中

※ CDSについては、『破綻』に該当するか(クレジット・イベントの認定)に関し、我が国の倒産法制に則した判断がなされる等、我が国の実情に照らした扱いが必要

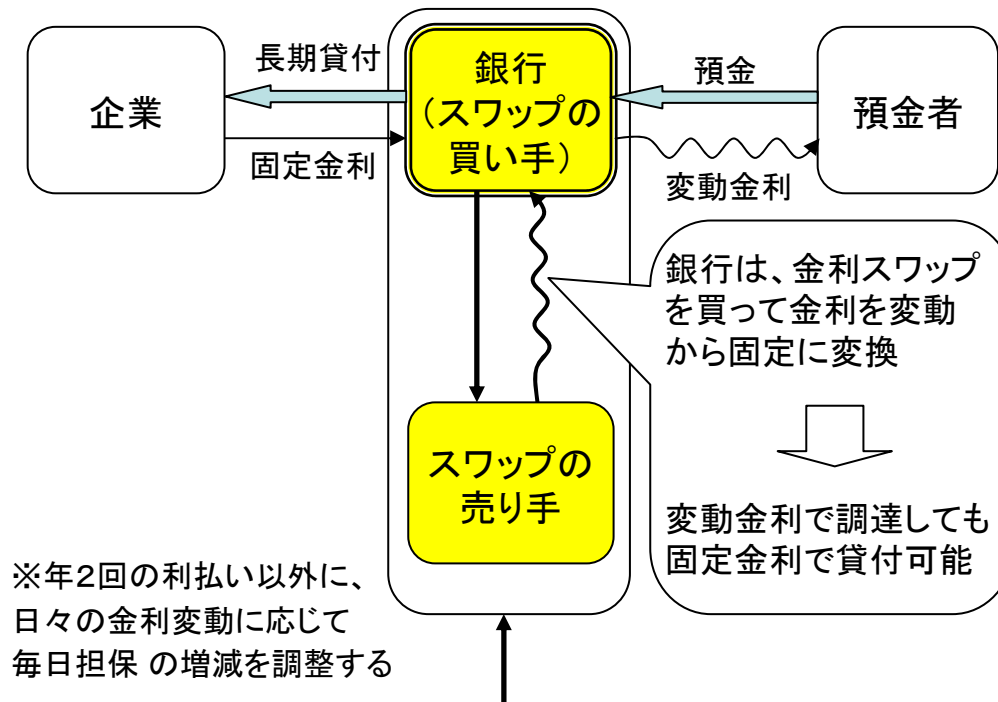
⇒ 取引当事者間で国際的に採用されている、クレジット・イベントの認定に係る実務慣行を尊重しつつ、『破綻』に該当するかの認定に対して、国内清算機関が、適切に関与するとともに、契約当事者として必要な主張を行うことができることとする必要

⇒ 国内清算機関に清算を集中

(参考) 海外のCDS清算機関では、市場関係者間で認定が行われない等の場合の認定は、当該機関の規則上、当該機関が行うこととされている。

(参考)店頭デリバティブ取引の例

金利スワップ (一定の期間、異なる金利を交換する取引)



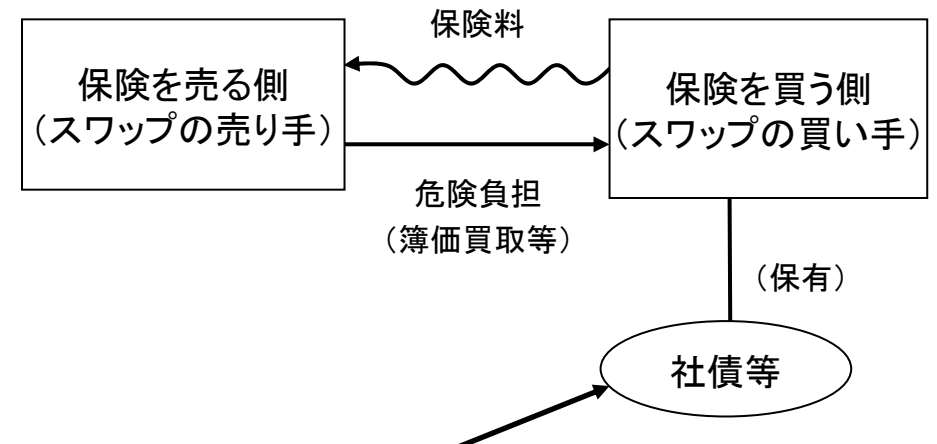
※ プレーンバニラ型

:一定の期間、固定金利の支払いと、変動金利(6か月LIBORを用いることが一般的)の支払いを交換する取引

(注)LIBOR:ロンドン市場における銀行間の短期資金調達時の金利指標

クレジット・デフォルト・スワップ(CDS) (社債等発行企業の破綻(クレジット・イベントの発生)時における社債保有者の危険負担)

社債等発行企業が『破綻(クレジット・イベントの発生)』した際、保険の売り手が、社債等の簿価買取等により清算し、社債保有者(保険の買い手)の危険を負担する



※ iTraxx Japan

:日本企業のうちCDS取引量の多い50社が破綻した場合に、当該企業の社債等の保有者の危険に対する保険としての取引

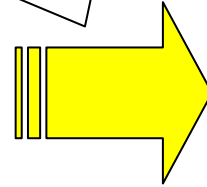
清算関連の基盤整備に係る諸制度

国内清算機関の基盤強化

[現状]

清算機関について、主要株主規制・最低資本金規制は規定されていない。

金融システム上、危機の伝播を遮断する役割を担うインフラとしての重要性



[改正案]

- ・ 主要株主規制(20%以上の議決権を保有する者に対する認可制)の導入
- ・ 最低資本金規制の導入

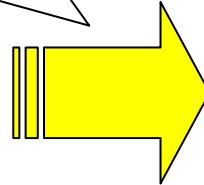
外国清算機関のリンク参入・直接参入

[現状]

金融商品取引の清算業務は国内清算機関のみ可能。

⇒外国の清算機関が我が国の金融機関を相手に清算業務を行うことはできない。

我が国金融機関において、取引関係が国際的に構築されている実態



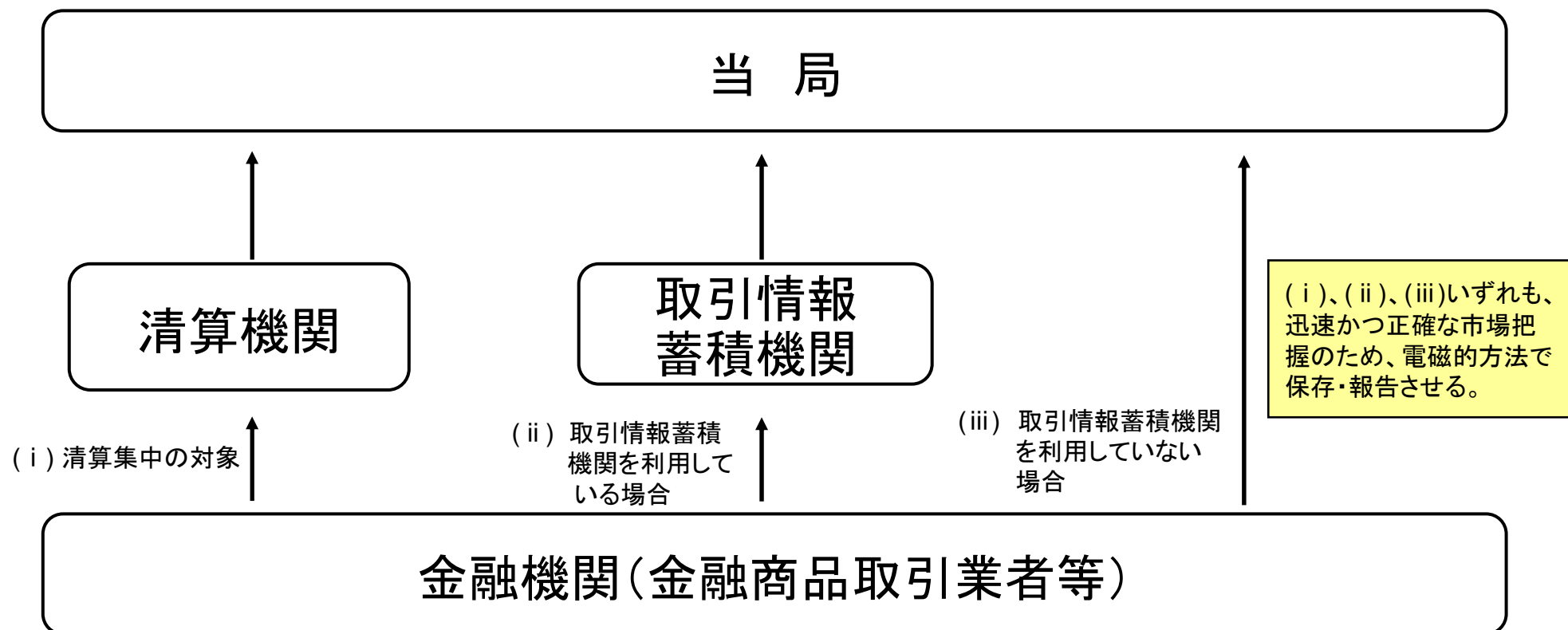
[改正案]下記の制度を整備。

- 国内清算機関と外国清算機関の連携方式による清算については、国内と外国の間で、
 - ・ 我が国市場の動態を適格に反映できる時間帯において、適正かつ確実に業務を遂行することができる体制の整備
 - ・ 外国の当局の適切な監督下にあることとの要件を備えるものを認可する枠組みとする。
- 外国清算機関については、上記と同様の要件の下、国内清算機関と同様の制度(免許制)とする。

清算における債務引受けの概念の実質化等

- ・ 現行の「債務引受け」に加え、「更改その他の方法」を明記。
- ・ 我が国の市場に与える影響が軽微な一定の種類の取引に係る適用除外を設ける。(米国内の企業に係るCDSについて米国が米国内での清算集中を義務付けた場合等を想定。)

店頭デリバティブ取引等に関する取引情報の保存・報告義務の導入



- ① 清算集中の対象となる取引は、清算機関が取引情報を保存し、当局へ報告。
 - ② 取引情報蓄積機関の指定制度を創設。
 - ・ 国内の指定取引情報蓄積機関: 申請を受けて指定
 - ・ 外国の指定取引情報蓄積機関: 各国監督当局による協調的な監督の枠組みなどの国際的な合意の下で、我が国当局に対する報告等を確保できていることを前提に告示指定
 - ③ 金融商品取引業者等は、自ら取引情報を保存、当局へ報告するか、取引情報蓄積機関を利用して保存、当局へ報告するかを選択できる。
 - ④ 国内の指定取引情報蓄積機関には、取引情報の保存、当局への提供を義務付け。
- (注)外国の指定取引情報蓄積機関に関しては、各機関の監督当局間における国際的な情報交換の枠組みを構築中。

(参考) 金融・世界経済に関する首脳会合(G20サミット)声明(抄)

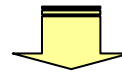
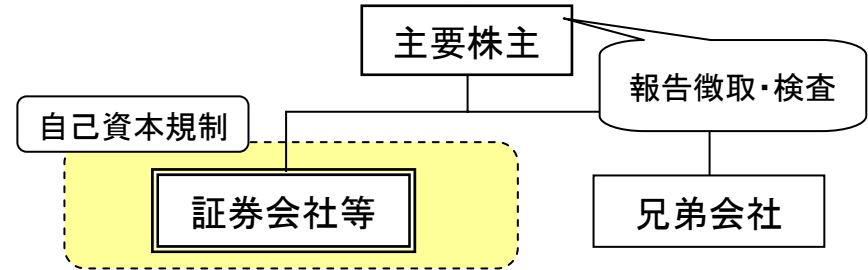
G20ピッツバーグ・サミット首脳声明(2009.9.24-25)

●店頭デリバティブ市場の改善:遅くとも2012年末までに、標準化されたすべての店頭(OTC)デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである。中央清算機関を通じて決済がされない契約は、より高い所要自己資本賦課の対象とされるべきである。我々は、FSBとその関連メンバーに対して、実施状況及びデリバティブ市場の透明性を改善し、システミック・リスクを緩和し、市場の濫用から守るために十分かどうかにつき、定期的に評価することを要請する。

証券会社の連結規制・監督等

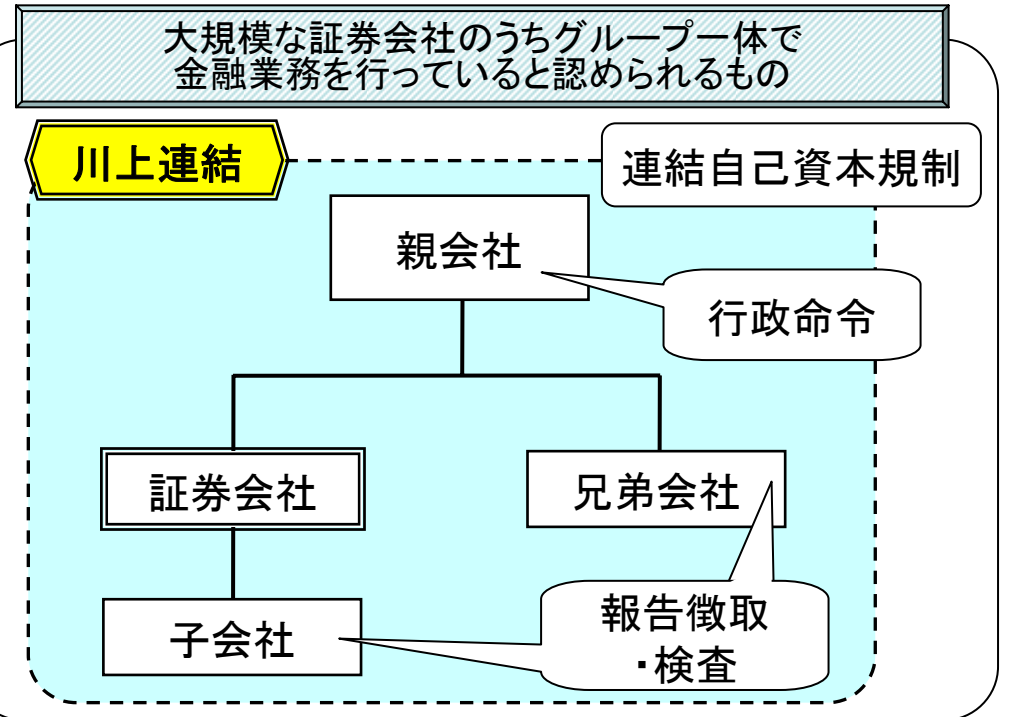
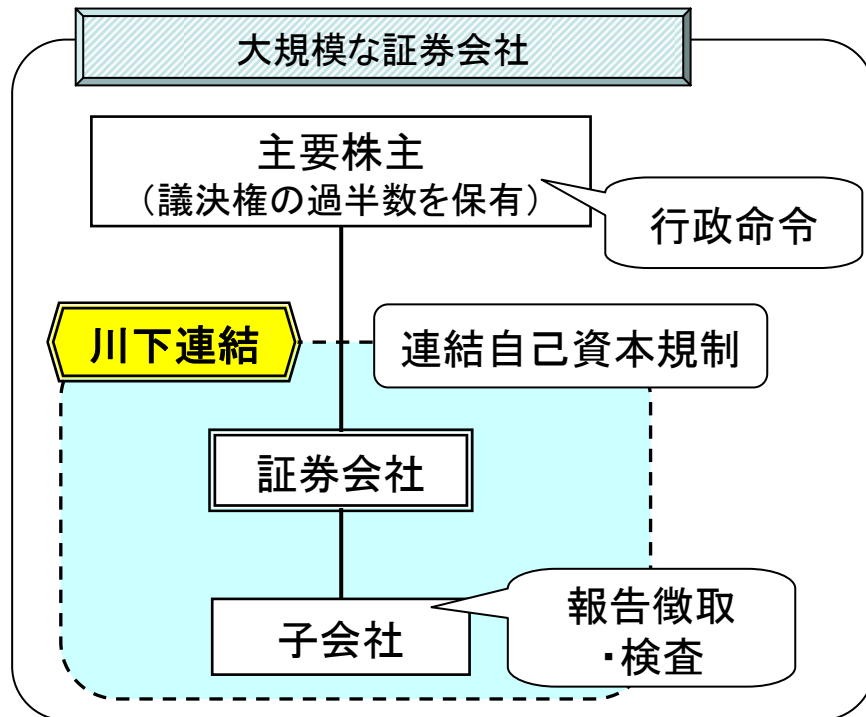
現状

- 証券会社等自身(単体)に対する規制・監督が原則
 - ・単体ベースの自己資本規制
 - ・主要株主に対する報告徴取・検査



証券会社の連結規制・監督の導入

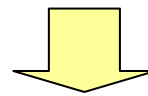
- 大規模な証券会社に対して、グループの状況に応じたグループ・ベースの規制・監督の枠組みを導入



証券会社の連結規制・監督等(対象等)

主要株主規制の強化

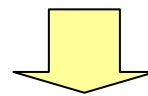
- 主要株主のうち議決権の過半数を保有する者に対して、証券会社等(第一種金融商品取引業者・投資運用業者)の適切な業務運営確保のため必要な措置を求める権限を導入
- 〔○ 自己資本規制は、従来どおり単体ベース(投資運用業者は対象外)〕



〔一定以上の総資産を有する場合〕

川下連結等

- ① 連結自己資本規制、子会社への報告徴取・検査等の導入
- ② 証券会社に対し、グループ全体の状況のモニタリングのため、自らが属するグループ全体の財務状況等の報告を求める。



〔②の報告に基づき、グループ一体で金融業務を行っていると思われる場合〕

川上連結

- グループ全体に係る連結自己資本規制、グループ会社(親会社、兄弟会社)への報告徴取・検査等の導入

ただし、次に該当すると当局が判断する場合は、川上連結は適用せず、引き続き、証券会社を通じたグループのモニタリング(②)を実施

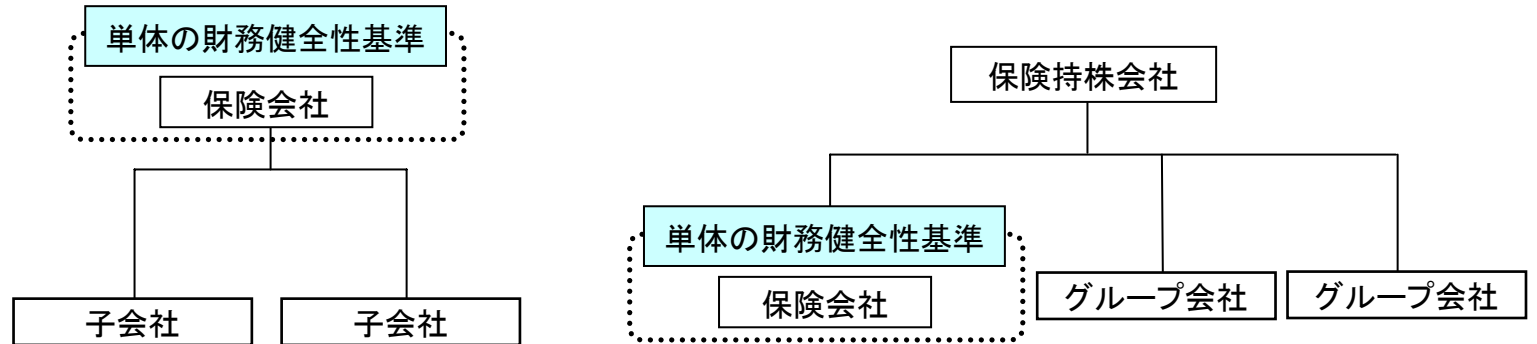
- 他業法によるグループ全体の連結規制・監督が適切に行われている場合
- 外国当局により、証券会社を含むグループ全体の健全性を確保するための規制・監督が適切に行われている場合

保険会社の連結財務規制

現 状

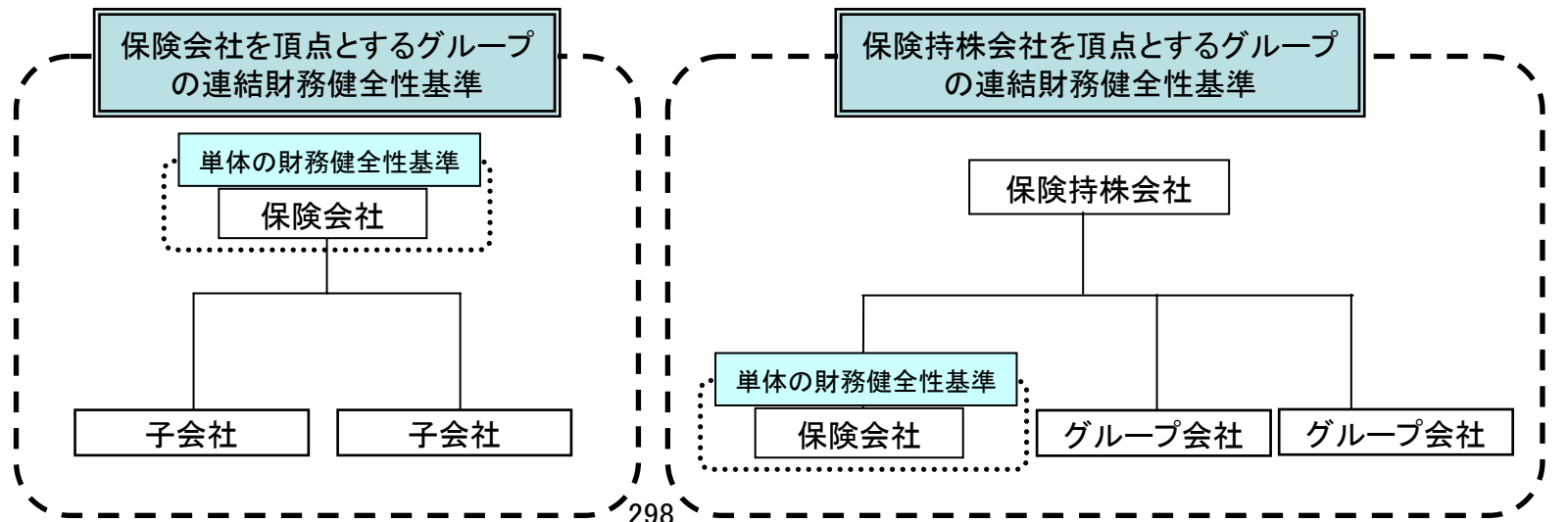
○ 財務健全性基準(ソルベンシー・マージン基準)は保険会社単体のみ。

※監督上の措置(行政命令、報告徴求・検査)はグループ・ベースで導入済み。



連結財務健全性基準の導入

○ 保険会社または保険持株会社を頂点とする全てのグループを対象として、連結財務健全性基準(連結ソルベンシー・マージン基準)を導入。



金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

現状

- 現行法上、当局は、一部の金融商品取引業者(証券会社)について、破産手続開始の申立てが可能。
- 証券会社以外の金融商品取引業者(第二種金融商品取引業者や投資運用業者等)については、当局が破産手続開始の申立てをすることができない。

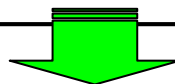
背景

○ファンドの販売業者(第二種金融商品取引業者)や運用業者(投資運用業者)において、投資者から出資を受けた資金を流用する等の詐欺的な事案が発生。

○当該業者に対し業務停止等の行政処分を行った場合も、ファンド財産が業者の管理下にあることから、

- ①更なる資金流出が起こるおそれ
- ②ファンド財産の処分が進まず、出資者等への資金返還が速やかに行われないケースも

⇒破産手続開始の決定により、裁判所の監督の下、ファンド財産を破産管財人の管理下に置くことが有効であるが、現行制度上は、破産手続開始の申立てが自己・債権者に限られ、当局は自己破産の懲罰等の対応しかできない。



対応

破産手続開始の原因となる事実がある場合において、当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を一部の金融商品取引業者(証券会社)から金融商品取引業者全般に拡大。

信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備

現状及び背景

<信託業の免許・登録の取消し等の場合>

- 現行① 受託者の解任については、当局の申立てにより裁判所が行うことが可能。
 現行② 一方、新受託者の選任等については、利害関係人等のみが申立権を保有。(当局の申立権なし。)



<問題点>

- 信託業の免許・登録の取消し等を受けた受託者は、人的資産の散逸や関係企業との取引停止等により、時間経過に伴い財産管理能力が低下していくことが想定される。→速やかに新受託者を選任する必要。
- 新受託者の選任等を利害関係人等のみの判断に委ねていると、選任に時間を要し、信託財産の適切な管理が困難となるおそれ。



対応

信託業の免許・登録の取消し等が行われた場合の新受託者の選任等について、当局による申立てが可能となるよう制度整備を行う。

当局の申立権の有無

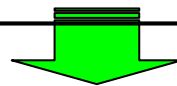
	受託者		信託財産管理者	
	受託者の解任	新受託者の選任	管理者の解任	管理者の選任
現 行	○	×	×	×
改正後	○	○	○	○

※「信託財産管理者」とは、新受託者が選任されるまでの間、信託財産の管理を行う者をいう。

裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備

問題の所在

- 無登録業者による未公開株の勧誘・販売やファンド販売業者による資金の流用等の詐欺的な事案について、通常の行政対応では対応が困難な場合があるところ。
- このような場合、現行法上、証券取引等監視委員会の申立て(注)により、裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益・投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融商品取引法の違反行為を行う者に対して当該行為の禁止・停止命令(差止命令)を行うことが可能。
(注)金融庁からの申立ても可能。
- しかしながら、現行法上、裁判所の差止命令に違反した者に対しては罰則を科している一方、法人に対する罰則を科す規定(両罰規定)の適用がないため、法人が差止命令に反して営業を続けたとしても、差止命令違反について法人に罰則を科すことができない。

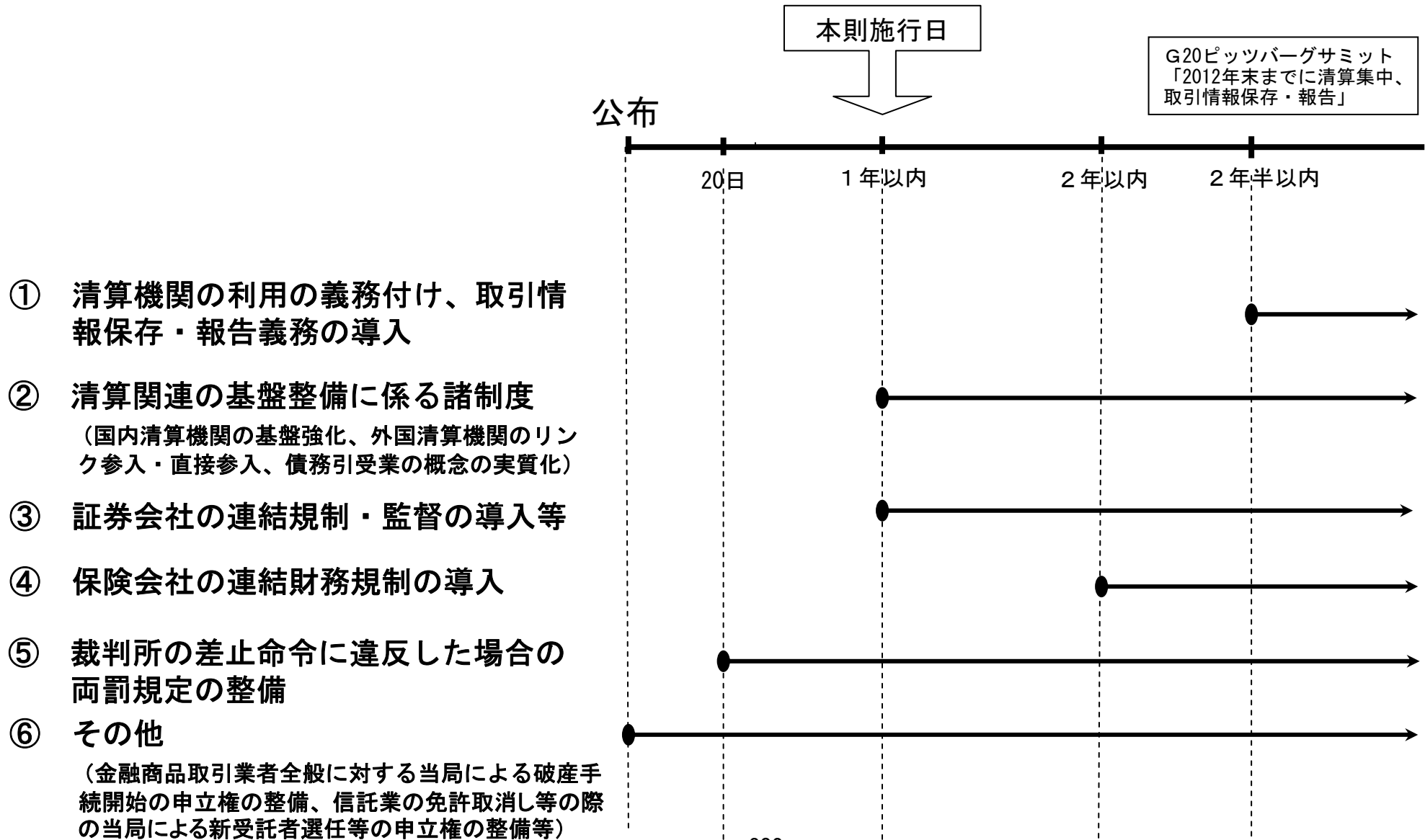


対応

証券取引等監視委員会が申立てを行い、裁判所が差止命令を発出した場合に、当該差止命令の実効性を確保する観点から、裁判所の差止命令に違反した法人に対しても罰則を科すことが可能となるよう、規定を整備する。

(注) あわせて、証券取引等監視委員会の申立て及びその前提となる調査の権限について、財務局に委任することを可能とする。

施行スケジュール案



平成21年10月6日
金融庁

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 (案)」等の公表について

金融庁では、「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」、「企業内容等の開示に関する留意事項について(案)」及び「特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について(案)」を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

1. 改正の概要

- (1) 株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の募集又は売出しが第三者割当(特定の者に対して株式又は新株予約権の発行・交付を行うもので一定の要件を満たすもの)に該当する場合には、有価証券届出書、臨時報告書等において、当該第三者割当に係る割当予定先に関する情報、資金使途の詳細な情報等の記載を求めるとします。(第2号様式等、第19条2項)

- (2) 取得請求権付株式、新株予約権又は新株予約権付社債のうち、権利行使による割当株式数又は資金調達額が、当該有価証券発行後の株価を基準として変動するもの(以下「MSCB等」という。)を発行する場合には、有価証券届出書、臨時報告書等において、当該MSCB等の内容及びその行使状況についての記載を求めるとします。(第2号様式等、19条2項1・2号、8項、9項)

※上記の(1)及び(2)の改正を踏まえ、「企業内容等の開示に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン)についても所要の改正を行います。

- (3) 有価証券報告書等の定時株主総会前の提出を可能とするため、有価証券報告書の添付書類とされている、定時株主総会において承認を受けた、又は報告した計算書類・事業報告書に加えて、定時株主総会において承認を受け、又は報告しようとする計算書類・事業報告書を追加することとします。また、有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合において、その決議事項が修正・否決されたときは、臨時報告書においてその旨及び内容の記載を求めるとします。

(第17条1項1号ロ、第19条2項9号の2)

- (4) 信託等を利用した従業員持株制度(従業員持株会にその会社の株式を一定の計画に従い、継続的に取得させ、又は売付ける制度)を導入している場合には、有価証券報告書において、その制度の仕組みの概要、従業員等持株会が取得する株式の総数・総額等の情報の記載を求めるとします。また、従業員等持株会を通じた株式所有スキームのうち、開示規制上の従業員持株会の取扱いについて、

特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項において、一定の要件を満たすものについては当該持株会を一人受益者として取扱うことを明確化します。

(第2号様式、第3号様式等)

2. 具体的な内容等については以下を御参照ください。

- ・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令」[別紙1、別紙1-2]
- ・ 「企業内容等の開示に関する留意事項について」[別紙2]
- ・ 「特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について」[別紙3]

3. これらの案について御意見がありましたら、平成21年11月5日(木)17:00(必着)までに、氏名又は名称、住所、所属及び理由を付記の上、郵便、ファックス又はインターネットにより下記にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

なお、いただいた御意見につきましては、氏名又は名称を含めて公表させていただく場合があるほか、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。](#)

御意見の送付先

金融庁総務企画局企業開示課

郵便： 〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

ファックス： 03-3506-6266

ホームページ・アドレス： <http://www.fsa.go.jp/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

総務企画局企業開示課

(内線 3669)

改正府令等の概要

- I 上場会社のコーポレート・ガバナンス（企業統治）に関する開示内容の充実を図るため、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を行った。施行は平成 22 年 3 月 31 日。

上場会社について、有価証券届出書、有価証券報告書等において次の事項の記載を義務付ける（第二号様式）。

1 コーポレート・ガバナンス体制（第二号様式・記載上の注意(57) a (a)～(c)）

- (1) コーポレート・ガバナンス体制（会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの（例：経営諮問会議）を含む。）の概要・当該体制を採用する具体的な理由
 （コーポレート・ガバナンスに関する事項（例：会社の機関の内容等）については、現行でも記載事項である。）
- (2) 内部監査・監査役（監査委員会）監査の組織・人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査役又は監査委員について当該知見の内容）・手続
 （内部監査・監査役監査の組織・人員・手続、内部監査・監査役監査・会計監査の相互連携については、現行でも記載事項である。）
- (3) 社外取締役・社外監査役について
- ① 社外取締役・社外監査役の機能・役割（社外取締役・社外監査役の独立性に関する考え方を含む。）、社外取締役・社外監査役の選任状況についての考え方
 （社外取締役・社外監査役と会社との人的関係・資本的関係・取引関係その他の利害関係については、現行でも記載事項である。）
- ② 社外取締役・社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制部門との関係
- ③ 社外取締役・社外監査役を選任していない場合には、それに代わる体制及び当該体制を採用する理由

適用 次の有価証券届出書・有価証券報告書について適用する。

- A 平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書
 B 平成 22 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の財務諸表を最近事業年度の財務諸表として記載すべき有価証券届出書

（注）以下、**適用**の記載においては、Aの有価証券報告書とBの有価証券届出書を合わせて「22年3月期有価証券報告書等」と表記する。

2 役員報酬 (第二号様式・記載上の注意(57) a (d))

- (1) 取締役(社外取締役を除く)・監査役(社外監査役を除く)・執行役・社外役員に区分した報酬等の総額、報酬等の種類別(基本報酬・ストックオプション・賞与・退職慰労金等の区分)の総額等
- (2) 役員ごとの提出会社と連結子会社の役員としての報酬等(連結報酬等)の総額・連結報酬等の種類別の額等(ただし、連結報酬等の総額が1億円以上の役員に限ることができる。)
- (3) 提出日現在において報酬等の額又はその算定方法の決定方針がある場合、その内容及び決定方法

(注1) 報酬等とは、報酬、賞与その他その職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益であって、当事業年度に係るもの及び当事業年度において受け、又は受ける見込額が明らかとなったものをいう。

(注2) 提出会社の役員が連結子会社から受ける役員報酬等につき、例えば、重要性に乏しい複数の連結子会社から役員として受ける報酬等の合計額が提出会社の役員として受ける報酬等の額に比して稀少であるような場合には記載を要しないものと考えられる。

(注3) 使用人兼任役員の使用人給与分のうち重要なものがあれば、総額及び内容等を記載する。

適用 22年3月期有価証券報告書等から適用する。

3 株式保有状況 (第二号様式・記載上の注意(57) a (e))

(1) 政策投資目的で保有する株式について (記載上の注意(57) a (e) i・ii・iv)

- ① 投資有価証券に区分される株式(投資株式)のうち純投資目的以外の目的で保有する株式についての銘柄数・貸借対照表計上額の合計額
- ② 純投資目的以外の目的で保有する上場投資株式(特定投資株式)(提出会社が議決権行使権限を有する上場銘柄(みなし保有株式)を含む。)のうち、当事業年度及び前事業年度のそれぞれについて、銘柄別に貸借対照表計上額が資本金額の1%を超えるもの(それぞれの銘柄数が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの)について、特定投資株式とみなし保有株式に区分して、銘柄・株式数・貸借対照表計上額・具体的な保有目的

(注1) 「みなし保有株式」とは、例えば、保有株式を信託銀行に信託に出して信託受益権を譲渡したが、当該株式に係る議決権行使の指図権限を有するものをいう。

(注2) 上位30銘柄にはみなし保有株式銘柄が含まれるが、みなし保有株式については10銘柄を上限とする。なお、みなし保有株式以外の株式が20銘柄に満たない場合には、合計で30銘柄となるようみなし保有株式の銘柄数が増加する。

③ 提出会社が持株会社の場合

- i 提出会社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）が保有する投資株式について、①・②と同じ基準で記載する。
- ii 最大保有会社の投資株式計上額が、提出会社の連結貸借対照表上の投資有価証券である株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合には、提出会社及び連結子会社の中で次に投資株式計上額が大きい会社が保有する投資株式について、①・②と同じ基準（ただし、上位30銘柄は上位10銘柄）で記載する。
- iii 提出会社が最大保有会社に該当しない場合には、iiと同様、①・②と同じ基準（ただし、上位30銘柄は上位10銘柄）で記載する。

（注）持株会社とは、子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社をいう。

適用

- A 上記①については、22年3月期有価証券報告書等から適用する。
- B 上記②については、次のとおりとする。

[銀行・保険会社以外の上場会社]

- a 22年3月期有価証券報告書等
22年3月期の貸借対照表計上額が資本金額の1%を超える銘柄（銘柄数が10銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の上位10銘柄に該当するもの）を記載する。
- b 23年3月期有価証券報告書等から
本則適用。
なお、前期分についてはaの銘柄を記載する。

[銀行・保険会社]

- a 22年3月期有価証券報告書等
22年3月期の貸借対照表計上額の上位10銘柄を記載する。
なお、提出会社以外の最大保有会社（③のi参照）がある場合には、提出会社に代えて、当該最大保有会社の上位10銘柄に該当するものを記載する（(1)の①・(2)の事項を含む。）。
- b 23年3月期有価証券報告書等
23年3月期の貸借対照表計上額が資本金額の1%を超える銘柄（50銘柄を上限）（銘柄数が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの）を記載する。
なお、提出会社以外の最大保有会社がある場合には、提出会社に代えて、23年3月期の貸借対照表計上額が提出会社の資本金額の1%を超える銘柄（50銘柄を上限）（銘柄数が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表対照表計上額の上位30銘柄に該当するもの）を記載する（(1)の①・(2)の事項を含む。）。
また、前期分についてはaの10銘柄を記載する。
- c 24年3月期有価証券報告書等から
本則適用（前期分についてはbの銘柄を記載する。）

- C 上記②の（みなし保有株式）については、23年3月期有価証券報告書等から適用する。
- D 上記③については、23年3月期有価証券報告書等から適用する（ただし、銀行等は24年3月期有価証券報告書等から適用するが、Bのとおり対応する。）。

(2) 純投資目的で保有する株式について（記載上の注意(57) a (e) iii)

- ① 提出会社（(1)の③に該当する会社を含む。）が純投資目的で保有する投資株式を、上場株式・非上場株式に区分し、当事業年度及び前事業年度における貸借対照表計上額並びに当事業年度における受取配当額、売却損益及び評価損益を記載する。
- ② 当事業年度において保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に、又は純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものは、それぞれ区分して、銘柄ごとに、銘柄・株式数・貸借対照表計上額を記載する。

適用 22年3月期有価証券報告書等から適用する。

上場会社について、株主総会において決議事項が決議された場合に、議決権行使結果として次の事項を記載した臨時報告書の提出を義務付ける（第19条第2項第9号の2）。

- ① 株主総会の開催年月日
- ② 決議事項の内容
- ③ 決議事項に対する賛成・反対・棄権に係る議決権数、当該決議事項の可決要件、決議結果
- ④ ③の議決権数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を参入しなかった理由（前日行使分・当日出席の大株主分の集計により可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したものととして議決権の一部を集計しなかった場合等）

（注）個別の役員ごとの選任議案の得票数の開示についても、他の議案と同様に記載する。

適用 平成22年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会及びその後開催される株主総会について適用する。

II 投資法人及び特定目的会社について、継続企業の前提に関する情報の開示を求めするため、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の改正を行った。施行は平成22年3月31日。

- 1 投資法人及び特定目的会社が将来にわたって営業活動等を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、有価証券報告等に「投資リスク」として、その旨及びその内容を記載する。
- 2 重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、これに併せて当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を分かりやすく記載する。

Ⅲ 有価証券信託受益証券のうち振替機関が取り扱うもの（以下「振替受益権」という。）について、当該有価証券信託受益証券の信託財産に振替機関による振替受益権の発生時の新規記録又は記録手続の通知に係る費用に充てるため金銭その他の財産を含めることができることを明確化するため、企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の改正を行った。施行は平成22年7月1日。

Ⅳ 「有価証券の売出し」に係る開示規制に係る金融庁告示を以下のとおり規定した。適用は平成22年4月1日。

- 1 金融商品取引法施行令第2条の12の3第4号ロに規定する指定外国金融商品取引所（外国の金融商品取引所のうち、上場されている有価証券及びその発行者に関する情報の開示の状況並びに売買高その他の状況を勘案して金融庁長官が指定する外国の金融商品取引所）を指定する。
- 2 譲渡制限のない海外発行証券の売付け等を行う金融商品取引業者等が報告を行う一の認可金融商品取引業協会及び外国証券情報の提供又は公表を要しない外国国債等の要件である、当該外国国債等と同一種類の他の有価証券の売買が二以上の金融商品取引業者等により行われていることを一の認可金融商品取引業協会の規則で定めるところにより確認する場合における、当該認可金融商品取引業協会を指定する。

Ⅴ その他

その他所要の規定の整備を行った。

※ 上記の改正に伴い、企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容開示ガイドライン）及び特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について（特定有価証券開示ガイドライン）の改正を行った。

（以 上）

平成 22 年 4 月 21 日
金融庁

「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等（以下、「改正府令等」といいます。）につきまして、平成 22 年 2 月 26 日（金）から平成 22 年 3 月 29 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、11 の個人及び団体より延べ 16 件のコメントをいただきました。本件についてご検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方はこちら（PDF：134K）をご覧ください。

2. 改正の内容

- (1) ライツ・オファリングに係る有価証券届出書の提出時期の短縮等について
 - ① 会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てにより割り当てられる新株予約権証券について、
 - イ 当該新株予約権証券が取引所金融商品市場に上場され、売買が可能となる場合には、当該新株予約権証券の株主割当てに係る有価証券届出書の提出は、権利割当日の 25 日前から短縮され、通常の届出書と同様 15 日前となります【企業内容等開示府令】。
 - ※ 発行登録制度の場合は、発行登録書提出から効力発生に中 7 日を要するが、あらかじめ提出しておくことにより、発行登録追補書類の提出は、権利割当日の 10 日前から短縮され、権利割当日の提出が可能となります。
 - ロ 当該新株予約権証券に係る目論見書については、当該新株予約権無償割当ての相手方が会社法第 279 条第 2 項の規定による通知を受領した日に当該新株予約権証券の取得が行われるものとして、あらかじめ又は同時に交付しなければならないことを明確化します【企業内容等開示ガイドライン】。
 - ② 株主割当てであって、その発行の態様から、株券等を特定の株主が取得するものと考えられるものについては、当該募集又は売出しを第三者割当の方法により行うものとみなして、有価証券届出書等の「第三者割当の場合の特記事項」に記載することとします【企業内容等開示府令】。
- (2) 平成 22 年 3 月 31 日に公布・施行された、コーポレート・ガバナンスに関する開示の充実等を図るための企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 12 号）のうち、株式保有状況の開示に係る経過措置について所要の改正を行います【企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令】。
- (3) 有価証券届出書等にその他の参考情報として記載する公衆縦覧書類については、

当該書類が届出書等提出日現在において、金融商品取引法第 25 条第 1 項各号に掲げる各書類の公衆縦覧期間を経過していないものに限られることを明確化します【企業内容等開示ガイドライン】。

3. 公布・施行日

改正府令等につきましては、平成 22 年 4 月 23 日付で公布され、同日施行される予定です。経過措置については、別紙 1 をご参照ください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

総務企画局企業開示課 (内線 3665)

- (別紙 1) 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令
- (別紙 2) 企業内容等の開示に関する内閣府令 新旧対照表
- (別紙 3) 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 新旧対照表
- (別紙 4) 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)

内部統制報告制度に係る見直し検討の主な内容(案)

(1) 中堅・中小上場企業に対する簡素化・明確化

(例) 中堅・中小上場企業の場合に、内部統制の記録として利用できる社内作成文書としては、メモや引継書等で足り、よりフォーマルな文書は不要であることを例示

(2) 制度導入2年目以降可能となる簡素化・明確化

(例) 内部統制の評価対象範囲について、前年度の評価の状況が良好であった場合、評価対象範囲の更なる絞り込みを可能とする。(現行基準は、売上高等の2/3程度の事業拠点を評価することになっている。)

(3) その他の明確化

(例) 「重要な欠陥」の判断指標(現行は、税引前利益の5%等が例示)の事例の追加

(注) 「重要な欠陥」とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある内部統制上の不備を言い、開示が必要。

(4) 「重要な欠陥」の用語の見直し

「重要な欠陥」の用語は、企業自体に「欠陥」があるとの誤解を招くおそれがあるとの指摘があり、見直しを検討

「公認会計士制度に関する懇談会」の開催について

1. 趣旨

- (1) 公認会計士については、監査業界のみならず経済社会の幅広い分野で活躍することが期待されているとの考え方にに基づき、社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい試験制度となるよう、平成 15 年に公認会計士法が改正され、平成 18 年より新しい試験制度のもとで公認会計士試験が実施されてきた。

(参考) 現行制度での合格者の推移

平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年
1, 372 人	2, 695 人	3, 024 人	1, 916 人

- (2) しかし、現状においては、合格者の経済界等への就職は進んでおらず、社会人の受験者・合格者についても十分増加していないなど、現行制度の狙いは道半ばの状況にある。また、現状のまま推移した場合、公認会計士になるために必要な実務経験を満たすことができないことも懸念され、試験に合格しても公認会計士の資格を取得できないというおそれが高まることとなる。これは、試験制度の魅力を低下させる可能性もある。
- (3) こうした状況を踏まえ、公認会計士試験・資格制度等についての検討を開始するため、「公認会計士制度に関する懇談会」を開催する。

2. 検討事項

- ・試験制度のあり方について
- ・資格取得要件のあり方について
- ・その他

3. メンバー

別紙の通り。

4. 検討の進め方

懇談会において検討を行い、来年央を目途に一定のとりまとめを行う予定。

5. 第一回会合の開催予定

日時：平成 21 年 12 月 10 日（木） 9：30～11：00

会場：中央合同庁舎第 7 号館 12 階 共用第 2 特別会議室

公認会計士制度に関する懇談会メンバー

座長	おおつか こうへい 大塚 耕平	内閣府副大臣
座長代理	たむら けんじ 田村 謙治	内閣府大臣政務官
	いしかわ てつお 石川 鉄郎	中央大学商学部教授
	いのうえ やすゆき 井上 裕之	日本商工会議所特別顧問
	うえやなぎ としろう 上 柳 敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士
	おおさき さだかず 大崎 貞和	(株)野村総合研究所未来創発センター主席研究員
	おおた かつひこ 太田 克彦	新日本製鐵(株)執行役員
	くぼ たまさかず 久保田政一	(社)日本経済団体連合会専務理事
	くるまたに のぶあき 車谷 暢明	全国銀行協会企画委員長
	こが のぶゆき 古賀 信行	日本証券業協会副会長
	しまざき のりあき 島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
	はった しんじ 八田 進二	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	ひらまつ かずお 平松 一夫	関西学院大学商学部教授
	ふじさわ くみ 藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
	ますだ こういち 増田 宏一	日本公認会計士協会会長
	まつい みちお 松井 道夫	松井証券(株)代表取締役社長
	みやぐち さだお 宮口 定雄	日本税理士会連合会副会長

(敬称略・五十音順)

(注) 第五回までは、おやまだたかし 小山田 隆 氏が全国銀行協会企画委員長として出席。

第四回までは、ともすぎよしまさ 友 杉 芳 正 早稲田大学大学院会計研究科教授が出席。

公認会計士制度に関する懇談会の議論の経過

第一回（12月10日（木）9：30～11：00）

- ・ 議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
説明者：事務局（「公認会計士制度に関する懇談会」の開催について等）

第二回（1月20日（水）17：00～19：00）

- ・ 議 題：試験・資格制度について
説明者：公認会計士・監査審査会
日本公認会計士協会
専門学校、資格指導校

第三回（2月19日（金）18：30～20：30）

- ・ 議 題：試験・資格制度について
説明者：事務局（合格者アンケート調査等）
石川委員、島崎委員
日本公認会計士協会
- ・ 議 題：資格取得後の質の確保について
説明者：事務局（現状の対策について）
日本公認会計士協会

第四回（3月24日（水）18：30～20：30）

- ・ 議 題：試験・資格制度について
説明者：事務局
佐藤参考人（あずさ監査法人理事長）
初川参考人（あらた監査法人代表執行役）
荒尾参考人（新日本有限責任監査法人経営専務理事）
佐藤参考人（有限責任監査法人トーマツ包括代表）
- ・ 議 題：資格取得後の質の確保について
説明者：事務局
証券取引等監視委員会
日本公認会計士協会

第五回（4月13日（火）18:30～20:30）

- ・ 議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
説明者：事務局（検討にあたっての論点、諸外国の公認会計士制度等）

第六回（5月17日（月）18:30～20:30）

- ・ 議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
説明者：事務局（検討資料等）
島崎委員、太田委員、車谷委員
会計大学院協会
日本公認会計士協会

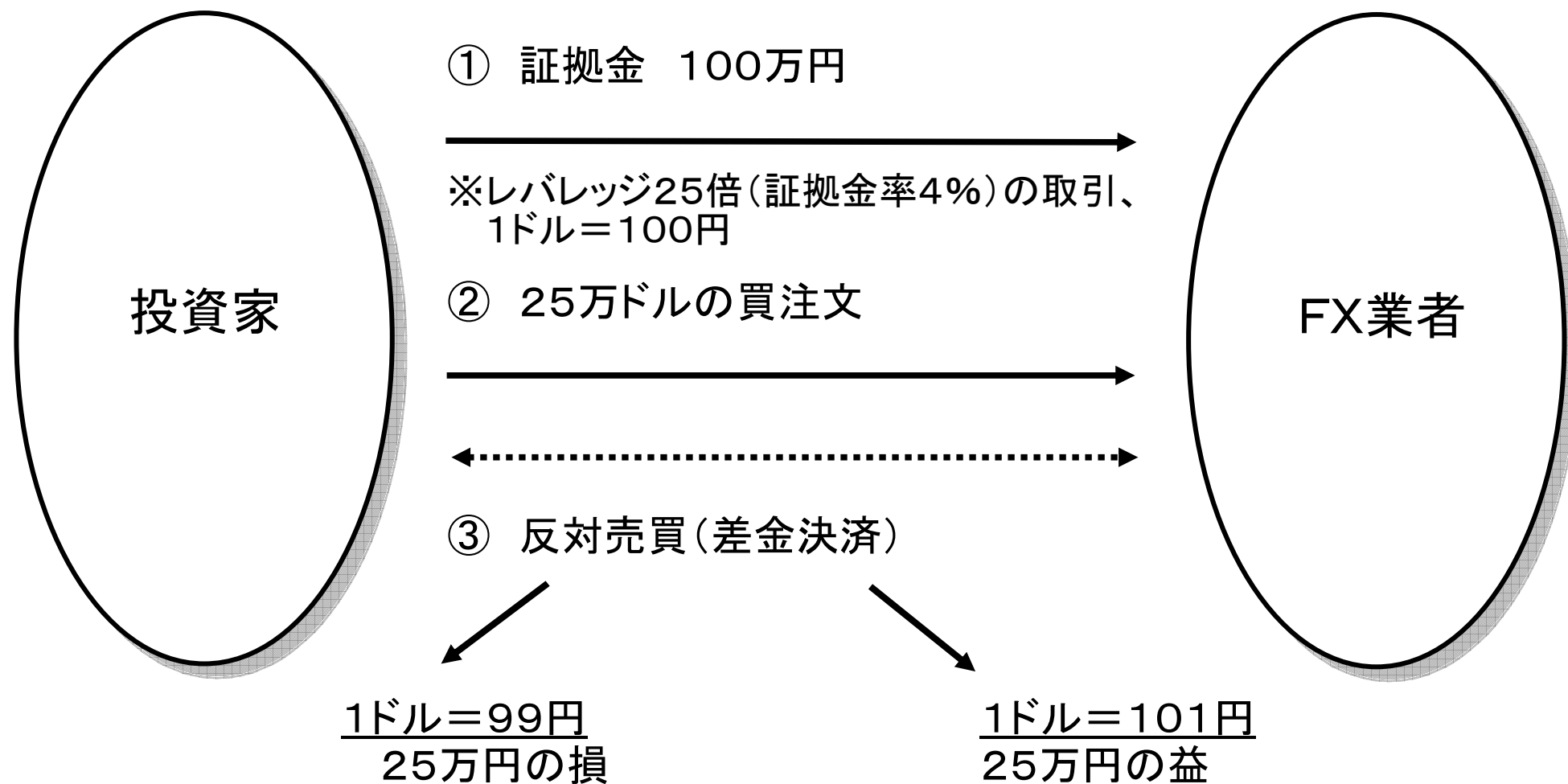
第七回（6月7日（月）18:30～20:30）

- ・ 議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
説明者：田村内閣府大臣政務官（公認会計士制度の論点メモ）
事務局（とりまとめに向けて（たたき台）、
就職浪人をできるだけ出さない方策、
「フルスペックでない会計のプロフェッショナル」、
「フルスペックの公認会計士」等）

第八回（6月25日（金）15:30～17:30）

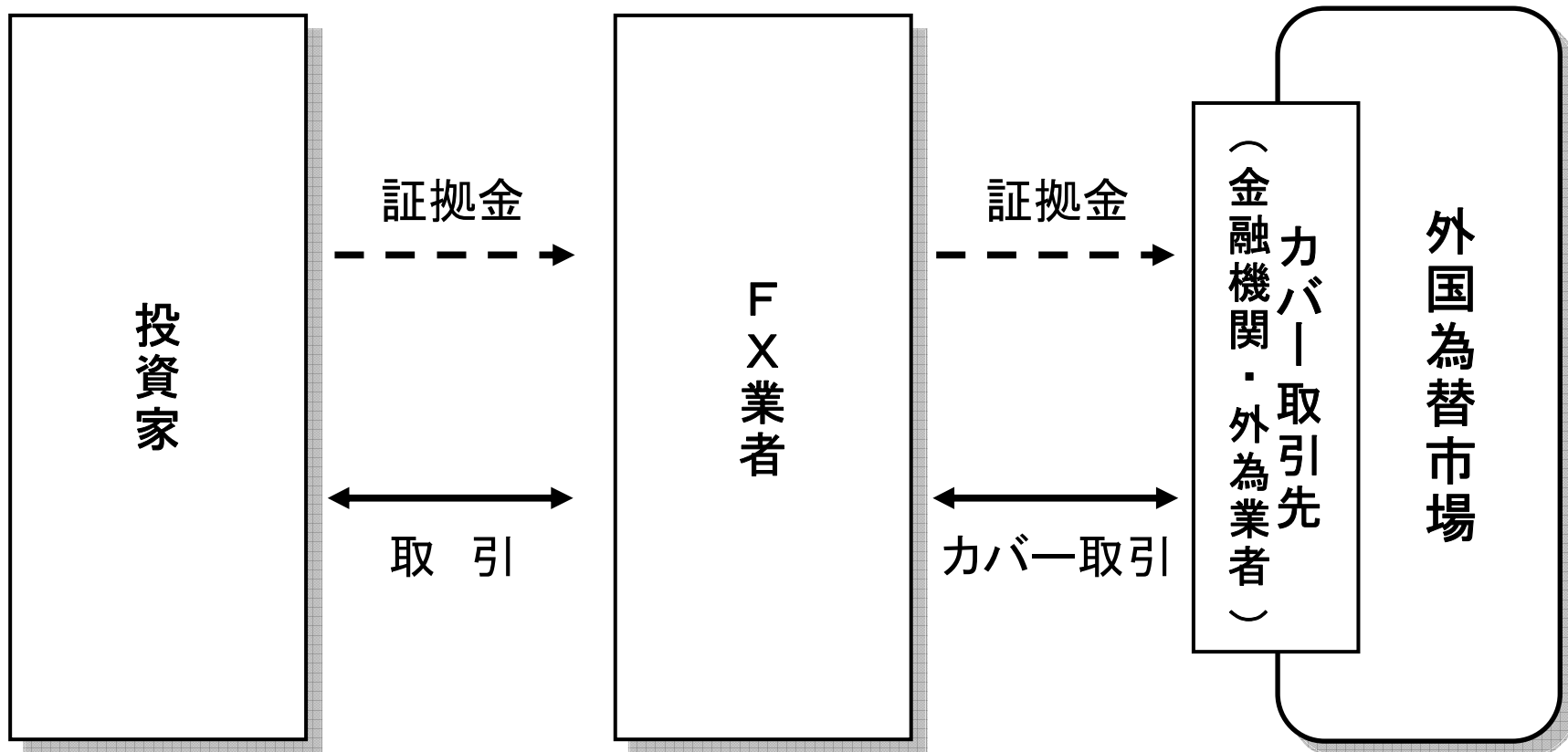
- ・ 議 題：全体討議（試験・資格制度、資格取得後の質の確保等）
説明者：事務局（とりまとめに向けて（たたき台その2）、
受験要件としての実務経験について等）

外国為替証拠金(FX)取引

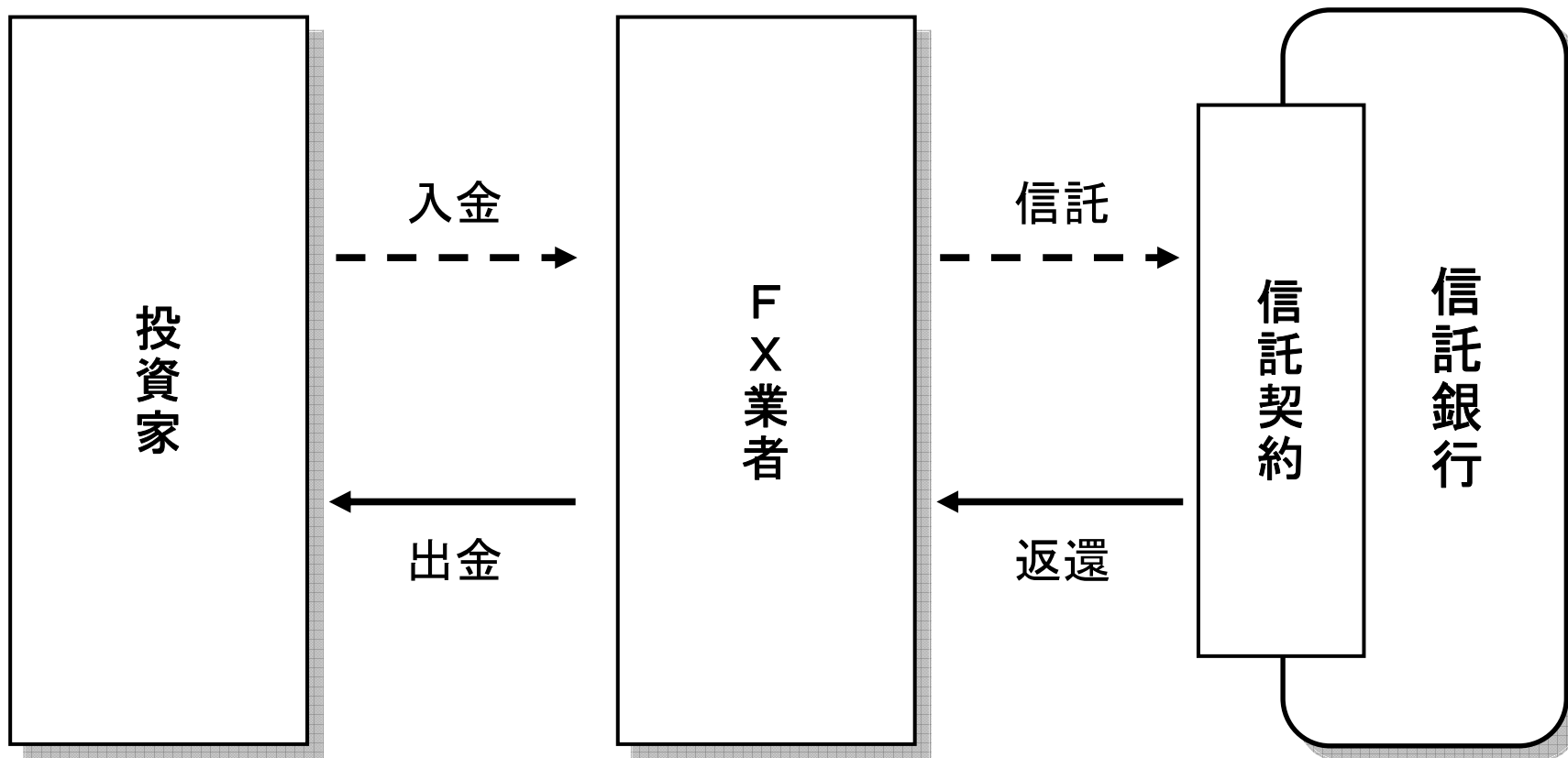


○ 上記の例では、1円(1%)の為替相場の変動によって25万円の損益が発生する。

カバー取引



金銭信託のみによる区分管理



- ①信託契約が日々、更改可の場合：FX業者が信託銀行から返還を受けた後、投資家に出金する。
- ②信託契約が日々、更改不可の場合：FX業者が自己資金により投資家に出金した後、信託銀行から返還を受ける。

FX取引に係る証拠金規制の導入について

FX取引を巡る状況

- 最近、内外の金利差が縮小してきていること等から、店頭取引・取引所取引ともに、高レバレッジ化が進展。
- 高レバレッジ取引には、以下の問題。
 - ・ 顧客保護（ロスカットが十分に機能せず、顧客が不測の損害を被るおそれ）
 - ・ 業者のリスク管理（顧客の損失が証拠金を上回ることにより、業者の財務の健全性に影響が出るおそれ）
 - ・ 過当投機

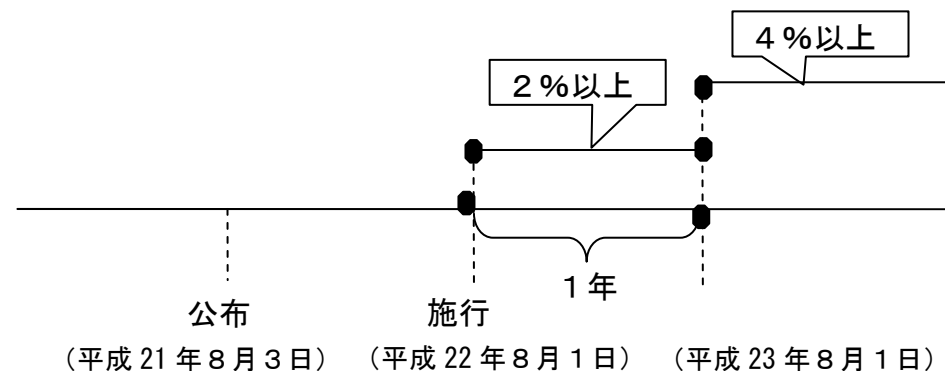
（注）4月24日（金）、証券取引等監視委員会から金融庁に対し、①顧客の証拠金の区分管理方法を金銭信託に一本化すること、②ロスカットルールの整備・遵守の義務付け、③証拠金規制の導入、等について、建議。

①、②については、7月3日（金）に、内閣府令等を改正済。

内閣府令改正（7月31日（金）公表、8月3日（月）公布）

- 1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本として、個人顧客を相手方とするFX取引等について、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上（＝レバレッジ25倍以下）の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止。

準備期間等を考慮し、公布から概ね1年後（平成22年8月1日）に施行。ただし、施行後1年間は2%以上（＝レバレッジ50倍）とする経過措置。



平成 21 年 7 月 31 日
金融庁

「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

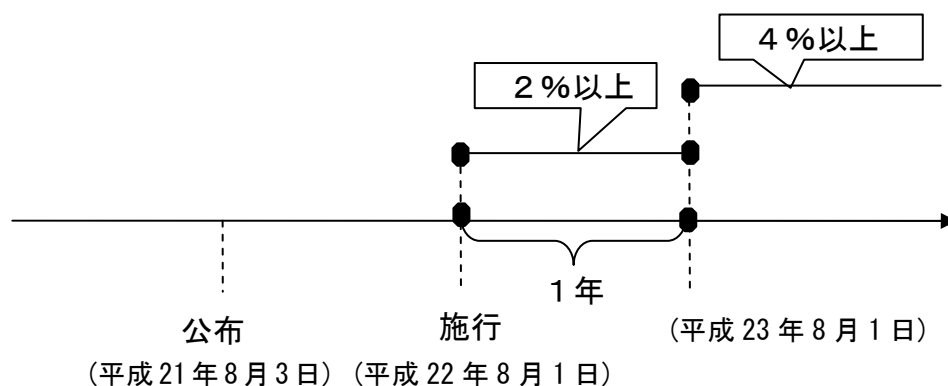
金融庁では、個人顧客を相手方とする外国為替証拠金（FX）取引等について、1日の為替の価格変動をカバーできる水準を証拠金として確保することを基本とし、取引所取引・店頭取引共通の規制として、想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けずに業者が取引を行うことを禁止することを内容とする「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等について、平成21年5月29日（金）から6月29日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、709の団体及び個人から延べ約910件のコメントをいただきました。本件についてご検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方はこちら（PDF：76K）をご覧ください。

2. 公布・施行日

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令は、別紙のとおり、平成21年8月3日（月）に公布、平成22年8月1日（日）から施行されます。ただし、施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、証拠金率を2%とする経過措置を設けています。



- 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（新旧対照表、附則）（別紙）

お問い合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000（代表）

総務企画局市場課（内線：2644）

平成 22 年 6 月 29 日

金融庁

国債取引の決済リスク削減に関する工程表について

「金融・資本市場に係る制度整備について」(平成 22 年 1 月 21 日金融庁)では、(株)日本国債清算機関(以下 JGBCC)や日本証券業協会(以下日証協)等の市場関係者に対して、国債取引の決済リスク削減に係る各取組について、実行期限を明確にした工程表を本年前半を目途に作成・公表することが求められていました。これを受け、市場関係者において、工程表が作成され、本日、これが公表されました。

金融庁としては、市場関係者において、かかる工程表の策定のために多大な努力が払われたことに留意し、今後、この工程表に沿った取組の実施を支援することとします。

今般同意された内容は、我が国国債市場全体の決済リスク削減につながるるとともに、ひいては、我が国金融システムの安定に資することとなると考えられます。

工程表のポイントは以下のとおりです。

(工程表のポイント)

1 決済期間の短縮化

日証協から、決済リスクに晒される未決済残高を縮減し国債取引全体の決済リスクを削減することを目的に、国債取引の約定から決済までの期間(現行T+3)を短縮する以下の方向性が示され、本年末までにT+2の実現時期等を含む合意を図る、とされている。

- アウトライトT+3からT+2への短縮:平成 24 年前半を目途とする、とされている。
- アウトライトT+1への短縮化:日証協ワーキング・グループにおいて、実現方策等の検討を行う、とされている。

2 フェイル慣行の定着・普及

日証協の結論に基づき、フェイル発生を抑制すると同時にフェイル慣行を普及させることにより、市場混乱を防止することを目的に、本年 11 月 1 日からフェイルチャージ等の新たな慣行を導入する、とされている。

3 JGBCCの態勢強化

(1)ガバナンスの充実

リーマン危機時の経験に鑑み、JGBCCが、機能強化のために、リスク管理に関する業務運営体制(人員、組織、システム)を一層強化すべく、以下の措置を講じる、とされている。

- 組織・業務運営について、清算・決済の専門組織としての(株)日本証券クリアリング機構(以下JSCC)との連携の強化。その観点によるJSCCからの常勤役員の派遣と1/3超の出資の受入れ。
- 社内におけるリスク管理部門の新設。上記JSCC派遣常勤役員によるリスク管理所管。

〔時期 上記いずれも本年9月末までを目処〕

(2)その他




- 流動性資金調達力の拡充(平成23年3月末を目途に一定の整理)
- 新システムの稼働等(平成23年5月を目途)

4 国債取引における清算機関の利用拡大

JGBCC利用による決済履行保証機能の向上や、ネットイングによる取引効率の向上を図る観点から、現在JGBCC未加入である資産管理系信託銀行等がJGBCCに参加できるよう、

- 信託銀行の特性に十分配慮した制度設計の諸課題(参加者によるJGBCCのガバナンスに係る検討を含む)について、本年末を目途に、合意を目指す、とされている。
- 上記の合意形成や投資家等の理解・承諾を前提に、各業務の特性やシステム対応に関する投資判断などの個別行の実情に応じ、決済期間の短縮(T+2)の実現時期を目途に、参加を目指す(決済期間短縮による個別行の実務運営状況に留意するものとする。)、とされている。

※ 下記の各機関に関連する工程表については各々のウェブサイトに掲載されています。

- [日本証券業協会](#)
- [\(株\)日本国債清算機関](#)
- [信託協会](#)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
 総務企画局市場課市場業務参事官室
 (内線:3685、2411)

コンバージェンスと同等性評価

EU の同等性評価活動 →

EU指令採択 →(03年, 04年)

欧州証券規制当局委員会
による「技術的助言」 →(05年7月)

日-欧州委モニタリング会合開始 →(06年11月)

欧州委、日本基準の同等性を決定 →(08年12月)

← 日本のコンバージェンス活動

(05年1月)← ASBJ(企業会計基準委員会)とIASB(国際会計基準審議会)が、コンバージェンスプログラム開始

(06年7月)← 企業会計審議会の意見書「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」

(06年10月)← ASBJが工程表を公表

(07年8月)← 東京合意

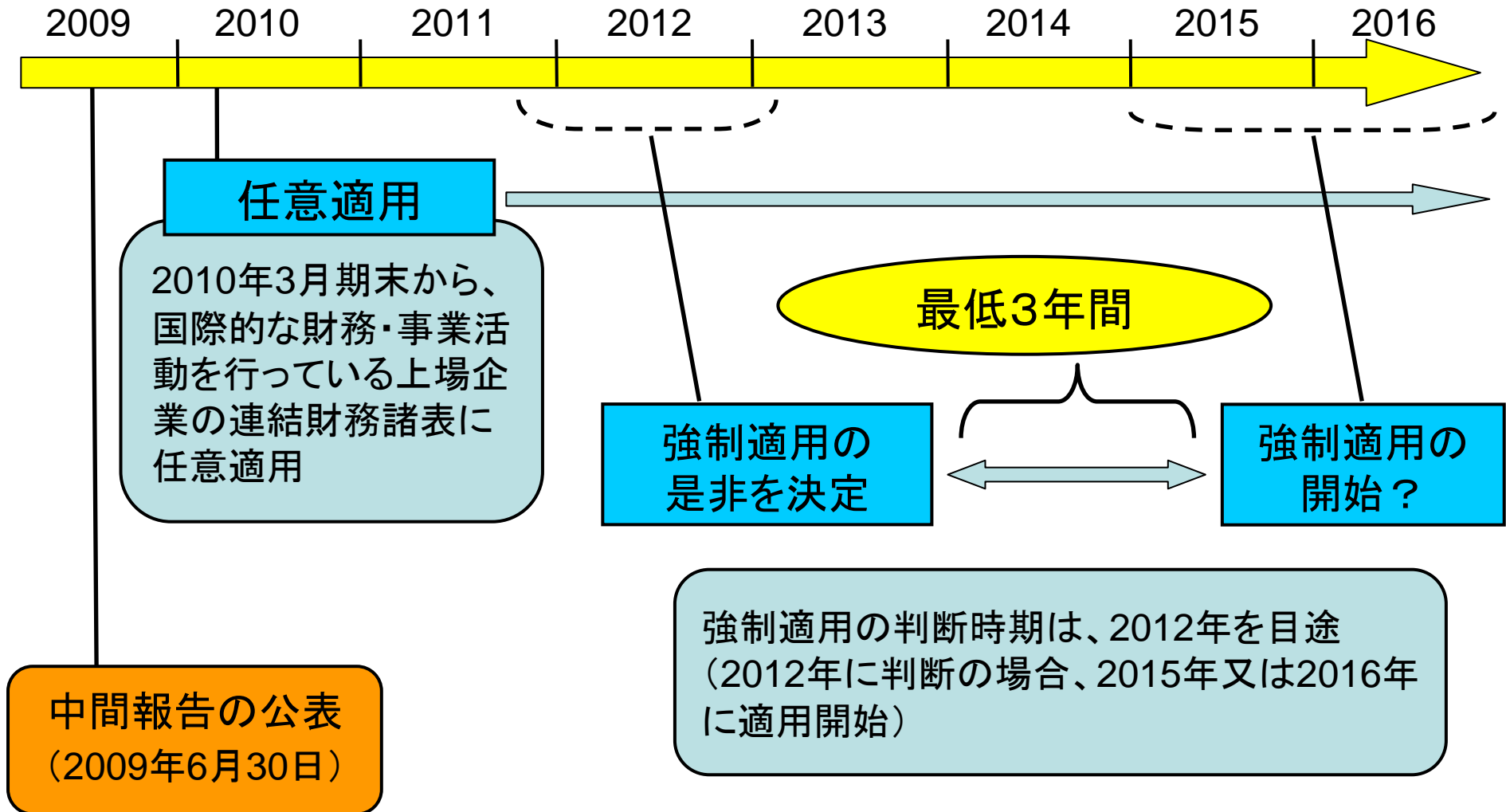
(07年12月)← ASBJが、東京合意に基づいた新たな工程表を公表

(08年12月)← ASBJが短期コンバージェンス完了

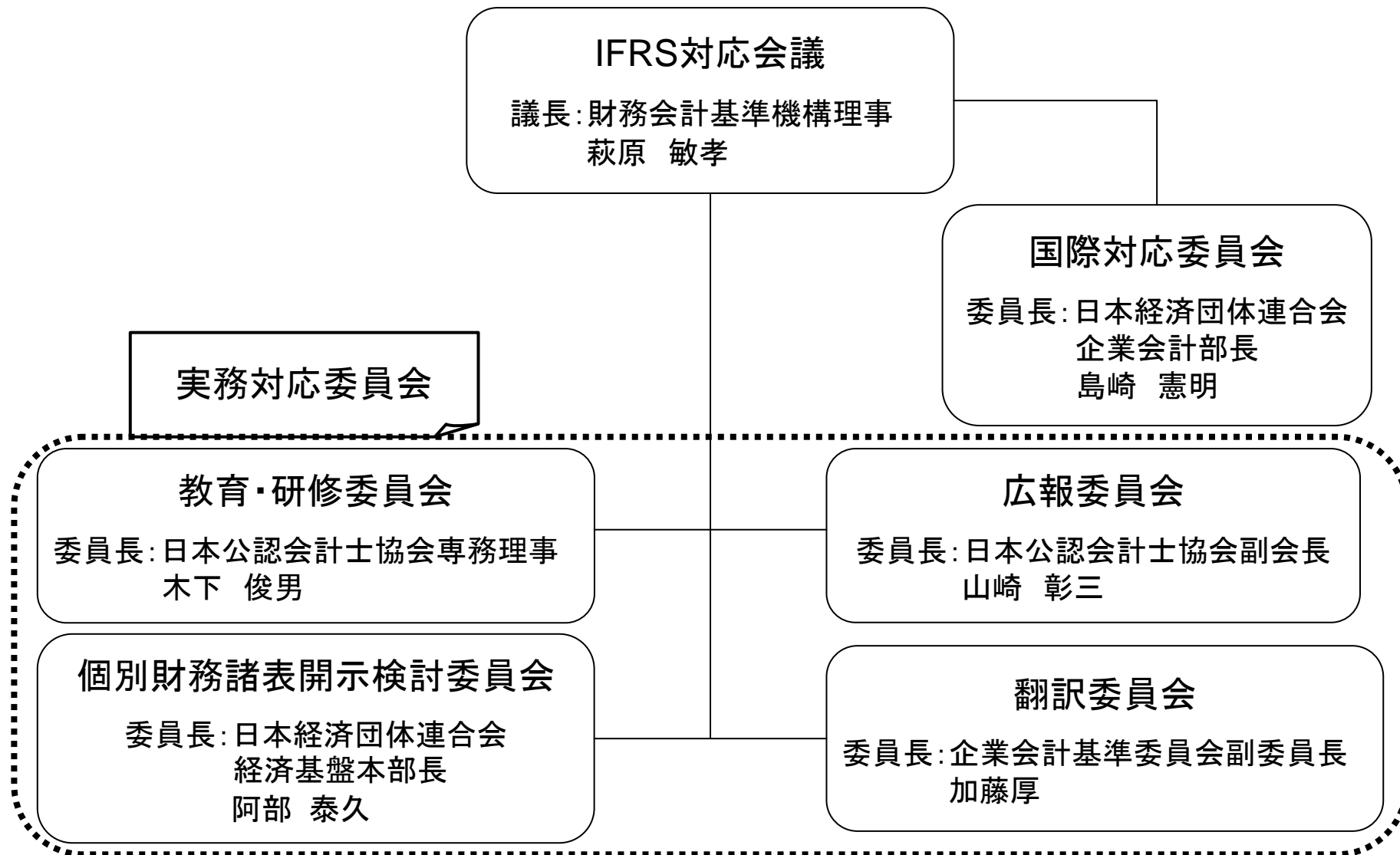
東京合意 -> ASBJは、グローバルな基準設定プロセスに統合化。

- 2005年に、欧州証券規制当局委員会が助言を行った事項については、主要な差異を解消するか、同様の基準を作成する。
- 他の事項の解決のため、2011年6月30日を目標期日とする。
- 国際的基準設定に日本のより大きな貢献を提供するため、協力を強化する。

IFRS導入に関するスケジュール



IFRS対応会議 組織図



非上場会社の会計基準に関する懇談会

日本の会計基準の国際化を進めるにあたり、非上場会社への影響を回避・最小化すべきとの意見を踏まえ、非上場会社の実態、特性を踏まえた会計基準のあり方について幅広く検討

(座長) 安藤英義 専修大学 商学部教授

(副座長) 島崎憲明 住友商事株式会社 特別顧問

(共同事務局) 日本商工会議所、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会
日本経済団体連合会、企業会計基準委員会

(オブザーバー) 法務省、金融庁、経済産業省、中小企業庁、東京証券取引所

(開催状況)

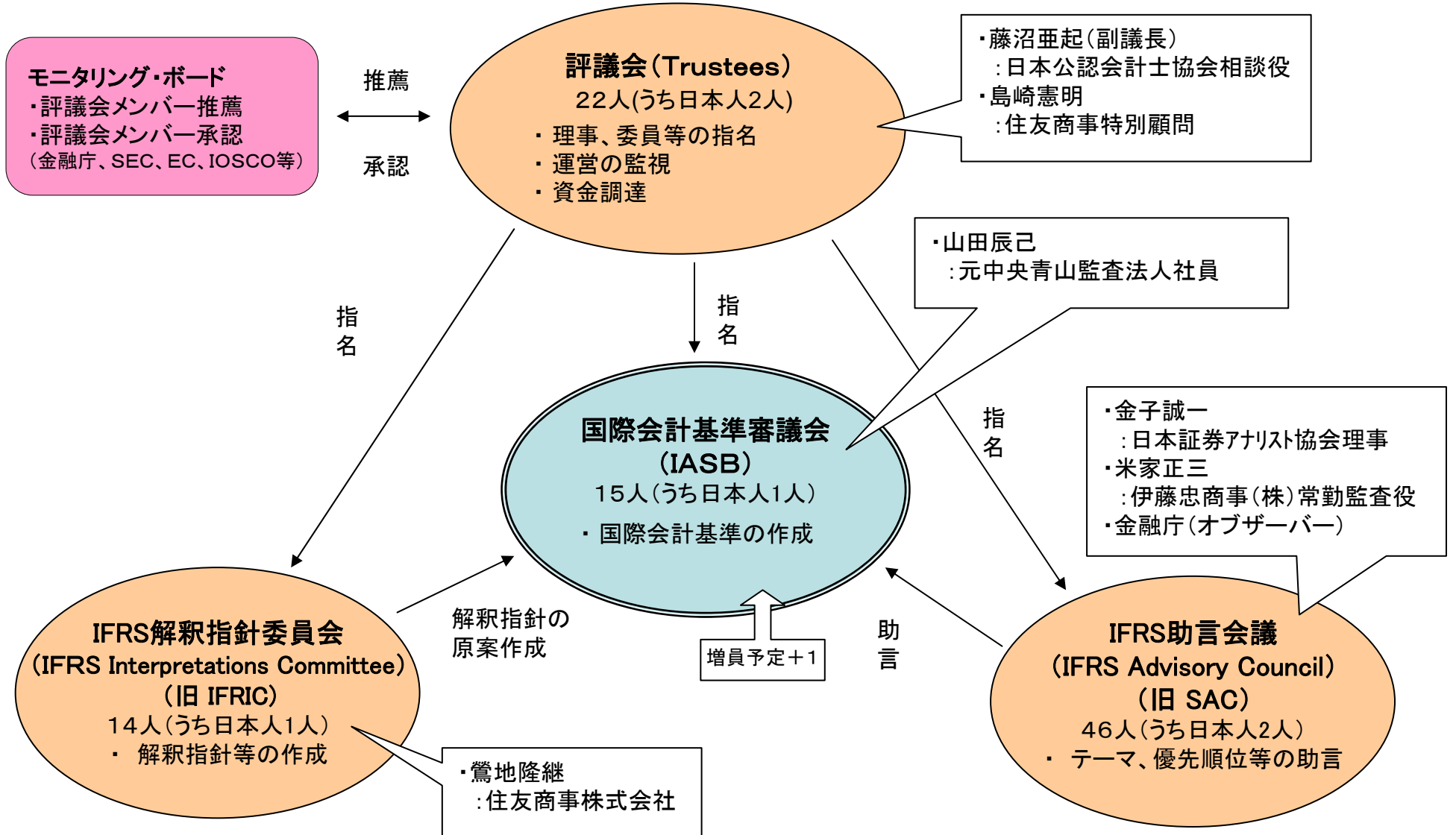
第1回 2010年3月4日

第3回 2010年5月24日

第2回 2010年4月7日

第4回 2010年6月24日

IFRSへの日本人の関与



会計基準を巡る国際的議論

G20ワシントン・サミット (2008年11月15日:会計基準関連)

以下を各国財務大臣に対し要請。

- 市場の混乱時において特に、複雑な証券についての、国際会計基準の見直し。

2009年3月31日までの行動計画

- 会計基準設定主体は、市場の混乱時における、証券の価格評価のガイダンスを強化。
- 会計基準設定主体は非連結特別目的会社のための会計及び開示の基準に関する脆弱性に対処。
- 国際会計基準設定主体のガバナンスを更に強化。

中期的措置

- 世界の主要な会計基準設定主体は、単一の、質の高い国際基準を創設。

G20ピッツバーグ・サミット (2009年9月25日:会計基準関連)

- 国際会計基準設定主体に対し、その独立した基準設定プロセスの枠内において、単一の質の高い世界的な会計基準を実現するための努力を倍増すること、そして2011年6月までにコンバージェンス(収れん)プロジェクトを完了することを求める。
- 国際会計基準審議会(IASB)の制度的枠組みは、様々な利害関係者の関与をさらに向上すべきである。

G20ロンドン・サミット (2009年4月2日:会計基準関連)

「回復と改革のためのグローバル・プラン」首脳声明<抜粋>

- 会計基準設定主体に対し、評価及び引当てに関する基準を改善し、単一の質の高いグローバルな会計基準を実現するため、監督当局及び規制当局と緊急に協働することを求める。

「金融システムの強化に関する宣言」サミット付属文書<抜粋>

- 我々は、公正価値会計の枠組みを再確認しつつ、会計基準設定主体が、流動性及び投資家の保有期間を踏まえ、金融商品の価格評価の基準を改善すべきであることに合意した。
- 我々はまた、会計事項に対処する景気循環増幅効果に関するFSFの提言を歓迎する。我々は、会計基準設定主体が、2009年末までに以下のための措置を採るべきであることに合意した。
 - ・ 金融商品の会計基準に関する複雑性を低減する。 など

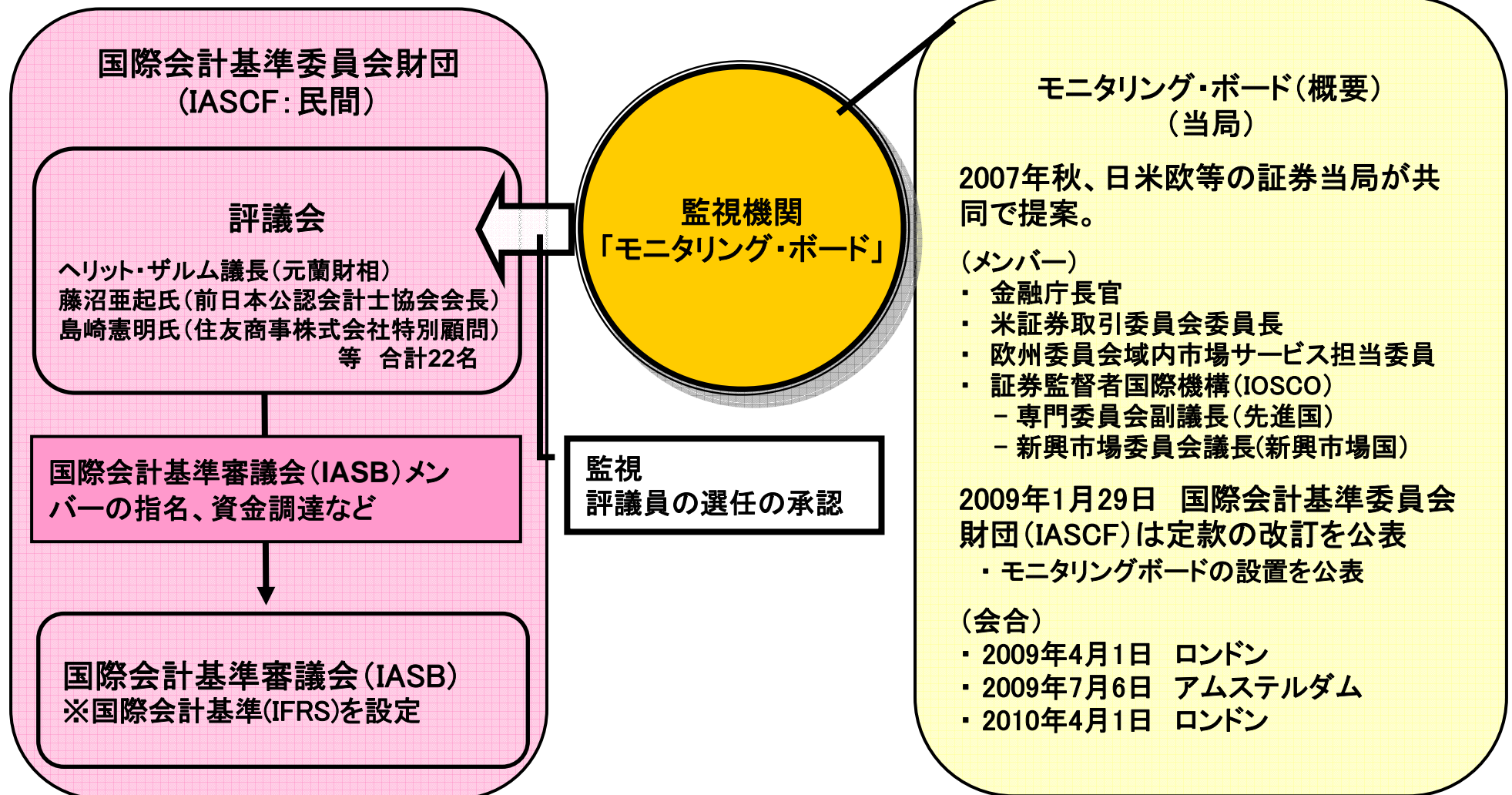
国際会計基準(IFRS)を巡る動向 ①

	金融商品	非連結事業体	ガバナンス	単一基準
09年前半	IASB-FASB 金融危機諮問グループ(1月~)			企業会計審議会 IFRSの取扱いに関する 中間報告(案) の公表(2月)
	IASB 開示基準改訂(IFRS7号)(3月)	IASB 認識の中止 公開草案(3月)	IASCF定款改訂フェーズ I 完了(1月) モニタリング・ボード- IASCF評議員会 初会合(4月)	
	G20 ロンドン・サミット声明 / FSF 報告書 (4月)			
	IASB 公正価値測定 公開草案(5月)	IASB-FASB 連結・認識の中止に関する 円卓会議開催(6月)	6月8-9日 (於東京)	企業会計審議会 IFRSの取扱いに関する 中間報告公表 (6月)
09年後半	IASB 分類及び測定 公開草案(7月)			
	IASB-FASB 金融危機諮問グループ レポート (7月)			
	IASB-FASB 分類及び測定に関する 円卓会議開催(9月)	9月3日 (於東京)		
	G20 ピッツバーグ・サミット声明 (9月)			
	IASB 減損 公開草案(11月)		IASCF 定款改訂 フェーズ II に関する 円卓会議	IASBとFASBによる コンバージェンスに 向けた共同声明 (11月)
	金融資産:分類及び測定(IFRS9号) 最終化(11月)			
公正価値測定に関する円卓会議(11月)	11月27日 (於東京)	10月21日 (於東京)		

国際会計基準(IFRS)を巡る動向 ②

	金融商品	非連結事業体	ガバナンス	単一基準
これまでの対応 ↑ ↓ 今後の予定	10年前半 IASB 金融負債:分類及び測定の一部 公開草案 (5月) FASB 金融商品 公開草案 (5月)		IASCF定款改訂 フェーズⅡ完了 (2月)	SECによる国際会計基準に関する 声明 (2月) IASB-FASBによる コンバージェンス計画 の修正に関する 共同声明 (6月)
	FASB 公正価値測定 公開草案 (6月) IASB ヘッジ会計 公開草案 (2010年6月～9月)	IASB 非連結SPEの開示 最終化 (6月) FASB 連結 公開草案 (6月) 認識の中止 公開草案 (2010年6月～9月)		
10年後半以降	IASB-FASB 公正価値測定 最終化 (10年10月～12月) IASB 最終化 ・減損 (10年10月～12月) ・分類及び測定(金融負債) (10年後半) ・ヘッジ会計 (10年10月～2011年3月) FASB 金融商品 最終化 (11年前半)	IASB 連結 最終化 (10年10月～12月) IASB 認識の中止 最終化 (2010年10月～2011年3月) FASB 連結 最終化 (11年前半)		SECによる作業計画の進捗状況 (～10月) ASBJ-IASB IASB-FASB 主要プロジェクト完了 (11年6月)

国際会計基準委員会財団 (IASCF) のガバナンス改革



IASCFモニタリング・ボードの活動状況

開催状況

- ✓ 2009年4月1日 ロンドン（IASCF評議員会との合同会合を含む）
- ✓ 2009年7月6日 アムステルダム（IASCF評議員会との合同会合を含む）
- ✓ 2010年4月1日 ロンドン（IASCF評議員会との合同会合を含む）

声明の公表

- ✓ 2009年 4月 2日 第1回会合開催に関する声明
- ✓ 2009年 6月 8日 「G20首脳の要請に対するデュープロセスに関するモニタリング・ボード声明」
- ✓ 2009年 7月 7日 「金融機関の財務報告上の論点に関する専門的な対話の促進に関する声明」
- ✓ 2009年 9月22日 「会計基準及び基準設定の原則に関する声明」
- ✓ 2009年11月11日 IASB-FASBによる会計基準のコンバージェンスに向けた声明(11月5日)を歓迎する声明

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書(同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む)及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

中小企業金融円滑化法施行令及び同内閣府令の概要

(平成21年12月3日(木)公布、4日(金)施行)

施行令で規定される事項の概要

1. 貸付条件の変更等の対象となる中小企業者の範囲

- 中小企業者の範囲は、「法律」において中小企業基本法等をもとに規定されているところ、「施行令」により、業種の特性に鑑み、更に中小企業として追加あるいは除外されるべき者を規定。

- ・ 追加する者：(イ)ゴム製品製造業、(ロ)ソフトウェア業・情報処理サービス業、(ハ)旅館業、について中小企業基本法より規模要件を緩和した者、(ニ)農事組合法人、(ホ)漁業等の事業を営む法人でない団体
- ・ 除外する者：金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）

2. 貸付条件の変更等の対象から除外される者の範囲

- 「法律」において、金融機関や大会社の子会社等を、貸付条件の変更等の対象から除外。「施行令」では、こうした、金融機関や大会社と特殊の関係のある者の範囲を規定。

- ・ 金融機関の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社
- ・ 大会社の子会社等

内閣府令で規定される事項の概要

1. 施行令で定める金融機関又は大会社の子会社等の判断基準

- 「施行令」で規定する子会社等、関連会社の要件を規定。

- ・ 子会社は、議決権の過半数を保有している場合
- ・ 関連会社は、議決権の100分の20以上を保有している場合

(注) 上記以外に特別目的会社でかつ、実質的に関係のある関連会社を含む

2. 金融機関が緊密な連携を図る者

- 「法律」で、金融機関が連携を図るべき政府関係金融機関等として、日本政策金融公庫、信用保証協会、住宅金融支援機構を例示。「内閣

府令」では、このほか個別の機関名を列挙。

- ・（公的機関）商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫等
- ・（農業系保証機関）農業信用基金協会、農林漁業信用基金等
- ・（住宅ローンを扱う公的機関）沖縄振興開発金融公庫

3. 金融機関に求められる体制整備の内容

- 「法律」により、金融機関に義務付けられている体制整備の具体的な内容を規定

- ・ 顧客の申込みに対応するための措置の実施に関する方針の策定
- ・ 上記措置の状況を適切に把握するための体制
- ・ 上記措置に係る苦情相談を適切に行うための体制
- ・ 中小企業者の事業の改善又は再生の支援を適切に行うための体制
- ・ 上記措置の実施にかかる記録の保存

4. 開示・当局への報告の方法・内容

- 「法律」により、金融機関に義務付けられている開示、当局への報告の方法、具体的内容を規定

[方法について]

- ・ 開示、報告の頻度は、銀行が四半期、その他の金融機関は半期
- ・ 各開示・報告の対象期間経過後、45日以内に開示・報告

[開示、当局への報告の内容について]

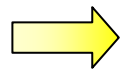
- ・ 貸付条件の変更等の実施状況（件数・金額） →開示・報告
－申込み／実行／謝絶（反復継続的な借換えを謝絶した場合を含む）
／審査中／取下げ
－謝絶のうち、他の金融機関等の応諾判断にもかかわらず謝絶した案件（他の金融機関が条件変更したことを認識しつつ謝絶、保証協会の保証応諾判断にもかかわらず謝絶）の件数・金額を開示
- ・ 条件変更等に向けた基本方針等、体制整備の概要 →開示・報告
- ・ 謝絶、取下げに至った案件の概要、理由 →報告

※ このほか、施行日を定める政令等を別途規定。

（以 上）

基本的考え方

- ・共済事業は、契約者から金銭を預かり、一定の事故が発生した場合には確実な契約の履行が求められる事業であり、契約者等の保護の観点が重要。⇒平成17年の保険業法改正により、原則として保険業法の規定を適用。
- ・他方、既存の団体の中には、保険業法の規制に直ちには適合することが容易でないものも存在。
- ・既存の団体の共済事業の将来的な位置づけについては、今後の運営状況等を見極めつつ、改めて整理する必要。



既存の団体のうち、一定の要件に該当するものについて、現行の制度共済の例等を参考に、保険業法の規制の特例を設け、当分の間、その実態に即した監督を行う。

対象

- ・平成17年の保険業法改正時に現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当するものは、当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができる
 - － 一般社団/財団法人であること
 - － 一定の財産的基礎、人的構成を有すること
 - － 業務・経理の適切性 等

(注)「特定保険業」:改正後の保険業法に規定する保険業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの

経理・監督

- ・特定保険業等と他の業務との区分経理
- ・財務状況等の開示
- ・責任準備金等の積立て
- ・保険計理人の関与(長期かつ保険料積立金が必要な場合等)
- ・監督(報告徴求、立入検査、業務改善命令 等)

業務

- ・特定保険業は、保険業法改正時に行っていた範囲内
- ・新規の他の業務は、行政庁の承認により可能
- ・資産運用方法は一定の範囲内(行政庁の承認により拡大可能)
- ・保険募集に係る重要事項の説明義務、虚偽告知の禁止 等

その他

- ・行政庁:公益法人については旧主務官庁、その他は内閣総理大臣(金融庁)
- ・主務省令:内閣総理大臣及び各公益法人に係る事務を所掌する大臣が共同で発する命令
- ・罰則その他所要の規定を整備
- ・今回の法改正に係る特定保険業の制度についての検討規定

「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」に係る経緯

平成 21 年 12 月 25 日 「共済事業の規制のあり方に係る検討について」
を公表

平成 22 年 1 月 22 日 第 6 回金融庁政策会議
配付資料：「共済事業の規制のあり方に係る検討について」他

平成 22 年 4 月 14 日 第 10 回金融庁政策会議
配付資料：「共済事業の規制のあり方についての方針（案）」他

平成 22 年 4 月 21 日 第 11 回金融庁政策会議
配付資料：「共済事業の規制のあり方についての方針（案）」

「共済事業の規制のあり方についての方針
（案）」に係る御意見の募集を開始（～26 日）

平成 22 年 4 月 28 日 第 12 回金融庁政策会議
配付資料：『「保険業法等の一部を改正する法律」の一部を改正する法
律案の概要」
：「共済事業の規制のあり方についての方針（案）」他

平成 22 年 5 月 11 日 「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改
正する法律案」を第 174 回通常国会に提出

平成 22 年 5 月 26 日 衆議院財務金融委員会に付託

平成 22 年 6 月 16 日 衆議院本会議にて継続審議となることが決定

資金決済に関する法律
(平成21年6月17日成立・同月24日公布)

政令・内閣府令のポイント

資金決済システムの安全性、効率性、利便性の向上が目的

前払式支払手段（プリペイド・カード）

- 紙型・IC型の前払式支払手段に加えサーバ型前払式支払手段を法の適用対象とする。
- 資産保全措置として供託、銀行等による保証契約のほか信託銀行等への信託を認める。
- 事業廃止時等の利用者への払戻しを義務づける。
- 情報の安全管理措置を定める。

資金移動（新設）

- 銀行以外の者が、為替取引（少額の取引に限る）を行うことができることとする。
- 送金途上にある資金と同額の資産を保全することの義務づけを中心とした規制とする。
- 資産保全措置として供託、銀行等による保証契約及び信託銀行等への信託を認める。
- 適切な履行の確保を図るため所要の規定の整備を行う。

資金清算（新設）

- 銀行間の資金清算を行う主体（資金清算機関）を免許制とする（現在は東銀協（全銀システムの運営主体）が行っている。）。
- 公正性・透明性の高いガバナンス体制を確保するための所要の規定の整備を図る。
- 資金清算の法的効果をより明確化するための措置を導入する。

その他

- 資金移動業者につき金融ADRを導入する。
- 認定資金決済事業者協会制度を導入する。



- 届出基準額・供託基準額（1000万円）を規定。
- 表示義務について、券面の面積が狭い場合等の緩和措置等を規定。
- 券面表示義務に代わる情報提供方法（ホームページ掲載、電子メール送信、チャージ機による表示）を規定。
- 保証契約の相手方につき健全性基準を規定。
- 信託契約の内容（当事者、信託財産の評価方法、信託の終了）、信託財産の種類等を規定。
- 払戻し手続及び払戻しを認める場合（払戻額が発行額の100分の20、払戻額が残高の100分の5、利用者のやむを得ない事情により利用が著しく困難な場合）を規定。
- 情報処理組織の十分な管理等を規定。
- 供託義務が免除される銀行等の要件を規定。

- 為替取引の上限額（100万円）を規定。
- 未達債務の額等の算出方法、最低要履行保証額（1000万円）を規定。
- 資産保全（供託又は保証契約、信託契約）の内容を規定。
- 情報処理組織の十分な管理等を規定。
- 委託先に対する措置（遂行状況の確認、改善等）を規定。
- 利用者保護及び業務の適正確実な遂行のための措置（銀行との誤認防止の説明、契約情報の提供、受取証書の交付、振り込み詐欺対策、社内規則の整備）を規定。

- 剰余金配当が可能となる最低純資産額（20億円）、業務方法書に記載すべき事項等を規定。

- 資金移動業者に係る金融ADRの内容を規定。
- 会員の協会への報告事項、行政が協会へ提供できる情報の内容を規定。

資金決済に関する法律施行令について

第 1 施行令の概要

1. 総則

(1) 第 1 条関係

この施行令における主な用語の定義を定めるものである。

(2) 第 2 条関係

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第 2 条第 2 項の委任に基づき、資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）の上限額を百万円と定めるものである。

2. 前払式支払手段

(1) 第 3 条関係

資金決済法第 3 条第 4 項の委任に基づき、自家型前払式支払手段の発行者との密接な関係の内容を定めるものである。

(2) 第 4 条関係

資金決済法第 4 条の委任に基づき、乗車券、入場券等の適用除外となる前払式支払手段を定めるものである。

(3) 第 5 条関係

資金決済法第 10 条第 1 項第 2 号の委任に基づき、第三者型発行者の登録拒否事由となる純資産額の金額等を定めるものである。

(4) 第 6 条関係

資金決済法第 14 条第 1 項の委任に基づき、自家型発行者の届出基準額及び前払式支払手段発行者の供託基準額を千万円と定めるものである。

(5) 第 7 条・第 8 条関係

資金決済法第 15 条の委任に基づき、発行保証金保全契約の内容となるべき事項及び発行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等を定めるものである。

(6) 第 9 条関係

資金決済法第18条の委任に基づき、発行保証金を取り戻すことができる場合とその額及び取戻手続等を定めるものである。

(7) 第10条・第11条関係

資金決済法第31条の委任に基づき、権利実行事務代行者となる資格を有する者及び発行保証金に係る権利の実行の手続の内容等を定めるものである。

(8) 第12条関係

資金決済法第35条の委任に基づき、供託義務が免除される銀行等の要件及びその他の者を定めるものである。

3. 資金移動

(1) 第13条関係

資金決済法第40条第1項第10号ホの委任に基づき、資金移動業者の取締役等の欠格事由を定めるものである。

(2) 第14条関係

資金決済法第43条第2項の委任に基づき、資金移動業者が保全すべき最低要履行保証額を千万円と定めるものである。

(3) 第15条・第16条関係

資金決済法第44条の委任に基づき、履行保証金保全契約の内容となるべき事項及び履行保証金保全契約を締結することができる銀行等が満たすべき要件等を定めるものである。

(4) 第17条関係

資金決済法第47条の委任に基づき、履行保証金を取り戻すことができる場合とその額及び取戻手続等を定めるものである。

(5) 第18条・第19条関係

資金決済法第59条の委任に基づき、権利実行事務代行者となる資格を有する者及び履行保証金に係る権利の実行の手続の内容等を定めるものである。

(6) 第20条関係

資金決済法第61条第6項及び第7項の委任に基づき、資金移動業者が電子公告により資金移動業の廃止等の公告をする場合について準用する会

社法の規定の読替えを定めるものである。

4. 資金清算

(1) 第21条関係

資金決済法第66条第2項第4号ホの委任に基づき、資金清算機関の取締役等の欠格事由を定めるものである。

(2) 第22条関係

資金決済法第68条第2項の委任に基づき、資金清算機関の剰余金の配当に係る最低純資産額を20億円と定めるものである。

5. 認定資金決済事業者協会（第23条関係）

資金決済法第87条の委任に基づき、認定資金決済事業者協会の認定を受けるための申請書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

6. 指定紛争解決機関

(1) 第24条関係

資金決済法第99条第1項第2号及び第4号ニ並びに第101条第1項の規定により読み替えて準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第52条の66及び第52条の83第3項の委任に基づき、苦情処理手続又は紛争解決手続の業務委託ができる他の法律の規定による指定を受けた者として、指定紛争解決制度が創設された全ての法律上の指定を定めるものである。

(2) 第25条関係

資金決済法第99条第1項第8号の委任に基づき、紛争解決機関に係る指定の要件として、業務規程に異議を有する資金移動業者の割合を1/3以下とする旨を定めるものである。

(3) 第26条関係

準用銀行法第52条の77の委任に基づき、名称の使用制限の適用除外となる者として、指定紛争解決制度が創設された全ての法律上の指定を受けた者を定めるものである。

7. 雑則（第27条～第29条関係）

資金決済法第104条の委任に基づき、内閣総理大臣の権限のうち金融庁長官に委任しないもの及び財務局長又は財務支局長に委任する権限の内容等について定めるものである。

8. 附則

その他、この施行令の施行に伴い、施行期日、前払式証票の規制等に関する法律施行令の廃止を定めるほか、所要の経過措置や関係施行令の改正等の整備を行うものである。

第2 施行時期

資金決済法の施行の日

前払式支払手段に関する内閣府令について

第 1 内閣府令の概要

1. 第 1 章（総則）

(1) 第 1 条～第 3 条関係

この内閣府令における主な用語の定義等を定めるものである。

(2) 第 4 条関係

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第 3 条第 2 項の委任に基づき、基準日未使用残高の算出方法を定めるものである。

(3) 第 5 条関係

資金決済法第 105 条の委任に基づき、電磁的方法により金額や数量を記録している前払式支払手段の支払可能金額等を、記録される金額又は数量の上限と定めるものである。

(4) 第 6 条～第 8 条関係

資金決済に関する法律施行令（以下「資金決済法施行令」という。）第 4 条第 4 項の委任に基づき、適用除外となる前払式支払手段等を定めるものである。

2. 第 2 章（自家型発行者）

(1) 第 9 条～第 12 条関係

資金決済法第 5 条及び第 105 条の委任に基づき、自家型発行者の届出手続、届出書の記載事項、添付書類及び変更届の届出手続等を定めるものである。

(2) 第 13 条関係

資金決済法第 105 条の委任に基づき、自家型発行者名簿の縦覧の方法を定めるものである。

3. 第 3 章（第三者型発行者）

(1) 第 14 条～第 16 条関係

資金決済法第8条の委任に基づき、第三者型発行者の登録申請手続、登録申請書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

(2) 第17条・第18条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、登録申請者への登録通知及び第三者型発行者登録簿の縦覧の方法を定めるものである。

(3) 第19条関係

資金決済法第105条及び資金決済法施行令第5条第1項第2号二の委任に基づき、登録申請者への登録拒否通知の方法等を定めるものである。

(4) 第20条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、変更届出手続及び当該変更事項に係る第三者型登録簿への登録手続等を定めるものである。

4. 第4章（表示、発行保証金の供託その他の義務）

(1) 第21条関係

資金決済法第13条第1項の委任に基づき、前払式支払手段発行者が前払式支払手段である証票等又は前払式支払手段と一体となっている書面等を利用者に交付して発行する場合に、当該前払式支払手段へ表示すべき内容及び表示方法等を定めるものである。

(2) 第22条関係

資金決済法第13条第2項の委任に基づき、前払式支払手段発行者が前払式支払手段である証票等又は前払式支払手段と一体となっている書面等を利用者に交付せずに発行する場合の情報提供方法を定めるものである。

(3) 第23条関係

資金決済法第13条第3項の委任に基づき、前払式支払手段発行者が一部の表示事項を表示しないことができる場合として認定資金決済事業者協会が当該事項を周知する場合を定めるものである。

(4) 第24条～第29条関係

資金決済法第14条の委任に基づき、発行保証金の供託手続、追加供託の手続、発行保証金に充てることができる債券の種類及び当該債券の

評価額を定めるものである。

(5) 第30条～第33条関係

資金決済法第105条及び資金決済法施行令第8条の委任に基づき、発行保証金保全契約の届出手続、発行保証金保全契約を締結することができる銀行等及び銀行等以外の者が満たすべき要件並びに発行保証金保全契約の解除承認手続を定めるものである。

(6) 第34条～第38条関係

資金決済法第16条及び第105条の委任に基づき、発行保証金信託契約の承認手続、発行保証金信託契約の内容、信託財産とすることができる預貯金や債券の種類及び当該債券の評価額並びに発行保証金保全契約の解除承認手続を定めるものである。

(7) 第39条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、同法第17条の命令に基づき発行保証金の供託を行う場合の供託手続を定めるものである。

(8) 第40条関係

資金決済法施行令第9条の委任に基づき、発行保証金を取り戻す際の未使用残高の計算方法等を定めるものである。

(9) 第41条関係

資金決済法第20条第1項の委任に基づき、発行の業務の廃止等に伴い、前払式支払手段の払戻しを行う場合の払戻額の計算方法及び払戻手続等を定めるものである。

(10) 第42条関係

資金決済法第20条第2項の委任に基づき、例外的に前払式支払手段の払戻しが認められる場合として、①基準期間における払戻金額の総額が直前の基準期間の発行額の100分の20を超えない場合、②基準期間における払戻金額の総額が直前の基準日における基準日未使用残高の100分の5を超えない場合、③保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合を定めるものである。

(11) 第43条～第45条関係

資金決済法第21条の委任に基づき、前払式支払手段の発行の業務に係る情報の安全管理措置として、当該業務に係る電子情報処理組織の管

理を十分に行うための措置を講じなければならないことを定めるほか、個人利用者情報の安全管理措置及び特別の非公開情報の取扱いを定めるものである。

5. 第5章（監督）

（1）第46条関係

資金決済法第22条の委任に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関する帳簿書類の作成及び保存を定めるものである。

（2）第47条～第49条関係

資金決済法第23条の委任に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関する報告書の提出手続及び添付書類、基準期間における発行額及び回収額の算出方法、その他の報告事項を定めるものである。

（3）第50条関係

資金決済法第27条第2項及び第29条の委任に基づき、所在不明者の公告及び監督処分公告の方法を官報と定めるものである。

6. 第6章（雑則）

（1）第51条関係

資金決済法第30条第3項及び第105条の委任に基づき、自家型発行者の業務の承継の届出手続及び添付書類を定めるものである。

（2）第52条関係

資金決済法第31条第3項の委任に基づき、権利実行事務代行者へ委任することができる事務の内容を定めるものである。

（3）第53条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、廃止の届出手続、記載事項及び添付書類を定めるものである。

（4）第54条～第56条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、経由官庁、届出書等の認定資金決済事業者協会の経由及び標準処理期間を定めるものである。

7. 附則

その他、この内閣府令の施行に伴い、施行期日、前払式証票の規制等に関する法律施行規則の廃止を定めるほか、資金決済法附則の適用を受ける者等について所要の経過措置を定めるものである。

第2 施行時期

資金決済法の施行の日

資金移動業者に関する内閣府令について

第 1 内閣府令の概要

1. 第 1 章（総則）

(1) 第 1 条～第 3 条関係

この内閣府令における主な用語の定義等を定めるものである。

(2) 第 4 条～第 6 条関係

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第 38 条の委任に基づき、資金移動業者の登録申請手続、登録申請書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

(3) 第 7 条・第 8 条関係

資金決済法第 105 条の委任に基づき、登録申請者への登録通知及び資金移動業者登録簿の縦覧の方法を定めるものである。

(3) 第 9 条関係

資金決済法第 105 条の委任に基づき、登録申請者への登録拒否通知の方法を定めるものである。

(4) 第 10 条関係

資金決済法第 105 条の委任に基づき、変更届出手続及び当該変更事項に係る資金移動業者登録簿への登録手続等を定めるものである。

2. 第 2 章（業務）

(1) 第 11 条～第 13 条関係

資金決済法第 43 条の委任に基づき、履行保証金の供託手続、未達債務の額及び権利の実行の手続に関する費用の額の算出方法、履行保証金に充てることができる債券の種類及び当該債券の評価額を定めるものである。

(2) 第 14 条～第 17 条関係

資金決済法第 105 条及び資金決済に関する法律施行令（以下「資金決済法施行令」という。）第 16 条の委任に基づき、履行保証金保全契約

の届出手続、履行保証金保全契約を締結することができる銀行等及び銀行等以外の者が満たすべき要件並びに履行保証金保全契約の解除承認手続を定めるものである。

(6) 第18条～第21条関係

資金決済法第45条及び第105条の委任に基づき、履行保証金信託契約の承認手続、履行保証金信託契約の内容、信託財産とすることができる預貯金や債券の種類及び当該債券の評価額を定めるものである。

(7) 第22条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、同法第46条の命令に基づき履行保証金の供託を行う場合の供託手続を定めるものである。

(8) 第23条関係

資金決済法施行令第17条第2項の委任に基づき、履行保証金を取り戻す際の債務の履行をすることができない場合の公告方法を定めるものである。

(9) 第24条～第26条関係

資金決済法第49条の委任に基づき、資金移動業の情報の安全管理措置として、当該資金移動業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならないことを定めるほか、個人利用者情報の安全管理措置及び特別の非公開情報の取扱いを定めるものである。

(10) 第27条関係

資金決済法第50条の委任に基づき、資金移動業者が資金移動業を第三者に委託する場合の措置として、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置の内容を定めるものである。

(11) 第28条関係

資金決済法第51条の委任に基づき、資金移動業者がその利用者に対して行うべき銀行等が行う為替取引との誤認を防止するために説明すべき事項及び説明方法を定めるものである。

(12) 第29条関係

資金決済法第51条の委任に基づき、資金移動業者がその利用者に対して提供すべき情報の内容、相手方等を定めるものである。

(13) 第30条関係

資金決済法第51条の委任に基づき、資金移動業者がその利用者から資金を受領したときの受取証書の交付義務を定めるとともに、その記載事項及び交付方法等を定めるものである。

(14) 第31条関係

資金決済法第51条の委任に基づき、その他の利用者保護を図るための措置として、①資金移動業者がその行う為替取引について犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときの取引停止等の措置、②インターネット取引を行う場合に資金移動業者と他の者を誤認することを防止するための措置、③インターネット取引を行う場合に利用者が指図内容を確認訂正するための措置を講じなければならないことを定めるものである。

(15) 第32条関係

資金決済法第51条の委任に基づき、資金移動業者がその業務の内容及び方法に応じて、社内規則の策定、従業員に対する研修、委託先に対する指導等の体制を整備しなければならないことを定めるものである。

3. 第3章（監督）

(1) 第33条関係

資金決済法第52条の委任に基づき、資金移動業に関する帳簿書類の作成及び保存を定めるものである。

(2) 第34条関係

資金決済法第53条第1項の委任に基づき、資金移動業に関する報告書の提出手続、記載事項及び添付書類を定めるものである。

(3) 第35条関係

資金決済法第53条第2項の委任に基づき、未達債務の額及び資産保全に関する報告書の提出手続、記載事項及び添付書類を定めるものである。

(4) 第36条関係

資金決済法第56条第2項及び第58条の委任に基づき、所在不明者の公告及び監督処分公告の方法を官報と定めるものである。

4. 第4章（雑則）

(1) 第37条関係

資金決済法第59条第3項の委任に基づき、権利実行事務代行者へ委任することができる事務の内容を定めるものである。

(3) 第38条関係

資金決済法第61条第3項及び第105条の委任に基づき、廃止の届出手続、廃止公告の方法とその届出手続、届出書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

(4) 第39条～第42条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、法令違反行為等の届出手続、経由官庁、申請書等の認定資金決済事業者協会の経由及び標準処理期間を定めるものである。

5. 附則

この内閣府令の施行に伴い、施行期日及び資金決済法の施行前においても登録を受けるための準備行為を行うことができることを定めるものである。

第2 施行時期

資金決済法の施行の日

資金清算機関に関する内閣府令について

第 1 内閣府令の概要

1. 第 1 章（総則）

(1) 第 1 条関係

この内閣府令における主な用語の定義等を定めるものである。

(2) 第 2 条～第 4 条関係

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第 65 条の委任に基づき、資金清算機関の免許申請手続、免許申請書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

2. 第 2 章（業務）

(1) 第 5 条・第 6 条関係

資金決済法第 69 条の委任に基づき、資金清算機関が行う他の業務の承認を申請する場合の承認申請手続、承認申請書の記載事項及び添付書類並びに承認審査基準を定めるとともに、承認を受けた業務を廃止したときの届出手続及び届出書の記載事項を定めるものである。

(2) 第 7 条関係

資金決済法第 70 条第 1 項の委任に基づき、資金清算機関が第三者に資金清算業の一部を委託する場合の承認申請手続、承認申請書の記載事項及び添付書類並びに承認審査基準を定めるものである。

(3) 第 8 条・第 9 条関係

資金決済法第 71 条の委任に基づき、業務方法書の記載事項を定めるものである。

3. 第 3 章（監督）

(1) 第 10 条関係

資金決済法第 105 条の委任に基づき、定款又は業務方法書の変更の認可を受けようとする場合の認可申請手続、認可申請書の記載事項及び

添付書類並びに認可審査基準を定めるものである。

(2) 第11条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、資本金の額等の変更の手続を行う場合の届出手続、届出書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

(3) 第12条関係

資金決済法第78条の委任に基づき、資金清算機関が作成すべき資金清算業に関する帳簿書類の内容及び保存期間を定めるものである。

(4) 第13条関係

資金決済法第79条の委任に基づき、資金清算業に関する報告書の提出手続、記載事項及び添付書類を定めるものである。

4. 雑則

(1) 第14条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、資金清算業の廃止又は解散の決議に係る認可を受けようとする場合の認可申請手続、認可申請書の記載事項及び添付書類並びに認可審査基準等を定めるものである。

(2) 第15条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、業務方法書に基づく規則の制定、廃止又は変更した場合の届出義務を定めるものである。

(3) 第16条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、標準処理期間を定めるものである。

5. 附則

その他、この内閣府令の施行に伴い、施行期日を定めるものである。

第2 施行時期

資金決済法の施行の日

認定資金決済事業者協会に関する内閣府令について

第 1 内閣府令の概要

1. 第 1 条関係

この内閣府令における主な用語の定義等を定めるものである。

2. 第 2 条関係

資金決済に関する法律施行令第 23 条第 2 項の委任に基づき、認定申請書の添付書類を定めるものである。

3. 第 3 条関係

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第 105 条の委任に基づき、認定資金決済事業者協会が行う会員名簿の縦覧の方法を定めるものである。

4. 第 4 条関係

資金決済法第 105 条の委任に基づき、会員に関する情報の利用者への周知方法を定めるものである。

5. 第 5 条関係

資金決済法第 92 条第 1 項の委任に基づき、会員が認定資金決済事業者協会へ報告すべき利用者の利益を保護するために必要な情報の内容を定めるものである。

6. 第 6 条関係

資金決済法第 97 条の委任に基づき、行政庁が認定資金決済事業者協会へ提供できる情報の内容を定めるものである。

7. 第 7 条関係

資金決済法第98条の委任に基づき、認定資金決済事業者協会の認定、同協会に対する認定取消又は業務停止命令の場合の公告方法を官報とするものである。

8. 第8条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、標準処理期間を定めるものである。

9. 附則

その他、この内閣府令の施行に伴い、施行期日及び資金決済法の施行前においても認定を受けるための準備行為を行うことができることを定めるものである。

第2 施行時期

資金決済法の施行の日

貸金業法改正等の概要

金融庁

多重債務問題と平成18年の貸金業法改正

○ 貸金業者による消費者向け貸付を中心に、巨大な貸金市場が形成

【貸金業者による無担保無保証の消費者向け貸付け（平成19年2月末時点）】

貸付残高 約13.8兆円 利用者数 約1,170万人

（少なくとも国民の10人に1人は、いわゆる消費者金融の利用者）

○ 多重債務問題の深刻化（借り手の返済能力を上回る貸付けが行われ、多重債務者が多く発生）

平成19年2月末時点で5件以上の利用者は**約180万人**、これらの者の平均借入総額は**約240万円**

※ 多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・ 高金利
- ・ 過剰な貸付け（貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分）
- ・ 商品性（借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム）
- ・ 借り手の金融知識・計画性の不足 等

貸金業法制定以来の抜本改正（多重債務問題への抜本的総合的対策）

- ① 貸金業の適正化のための規制の見直し（参入規制・行為規制の強化等）
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等（年収の3分の1を超える借入れは原則禁止）
- ③ 金利体系の適正化
- ④ ヤミ金融対策の強化

（注）数値には、リボルビング契約の契約者で残高のない者及び既に自己破産して残高のない者は含まれていない。
データ出典：全国信用情報センター連合会（現日本信用情報機構）の保有データ

貸金業法等改正の概要

I. 貸金業の適正化

1. 貸金業への参入条件の厳格化
 - 最低純資産額を5,000万円以上に引上げ
 - 貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、合格者の営業所ごとの配置を義務付け
2. 貸金業協会の自主規制機能強化
 - 貸金業協会を当局の認可を受けて設立する法人とし、広告の頻度や過剰貸付防止等について自主規制ルールの制定を義務付け
3. 行為規制の強化
 - 夜間に加えて日中の執拗な取立行為など、取立規制の強化
 - 貸付けにあたり、トータルの元利負担額などを説明した書面の事前交付の義務付け
 - 貸金業者が、借り手等の自殺により保険金が支払われる保険契約の締結の禁止
4. 業務改善命令の導入
 - 規制違反に対して機動的に対処するため、登録取消や業務停止に加え、業務改善命令の導入

II. 過剰貸付の抑制

1. 指定信用情報機関制度の創設
 - 指定信用情報機関制度を導入。貸金業者が借り手の総借入残高を把握できる仕組みの整備
2. 総量規制の導入
 - 個人が借り手の場合には、資料取得等による年収の把握や指定信用情報機関の信用情報の使用による返済能力調査の義務付け
 - 総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けなど、返済能力を超えた貸付けを原則禁止

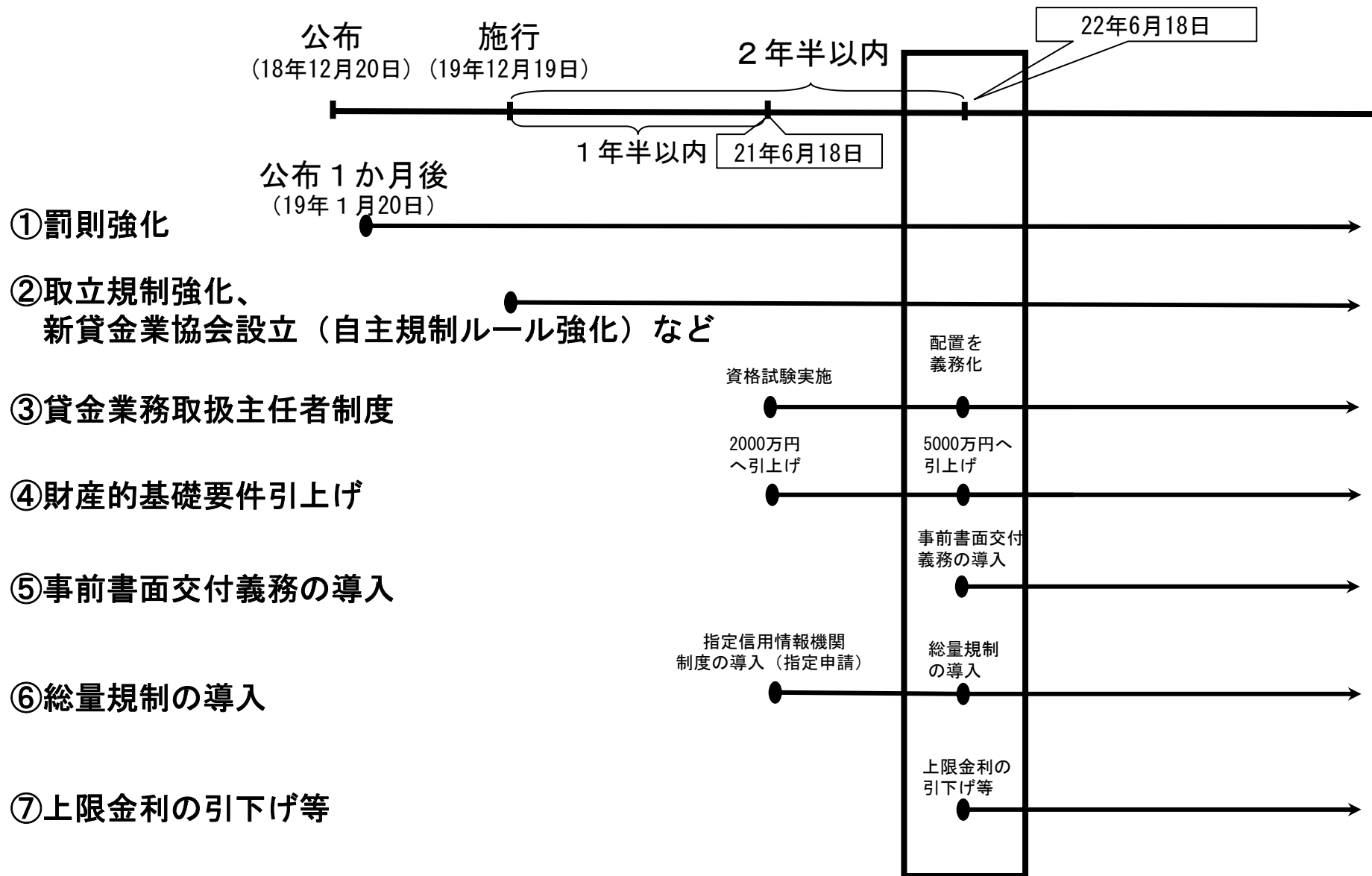
III. 金利体系の適正化

1. 上限金利の引下げ
 - 出資法の上限金利を29.2%から20%に引下げ
2. みなし弁済制度の廃止

IV. ヤミ金融対策の強化

- ヤミ金融に対する罰則を強化(懲役5年→10年)

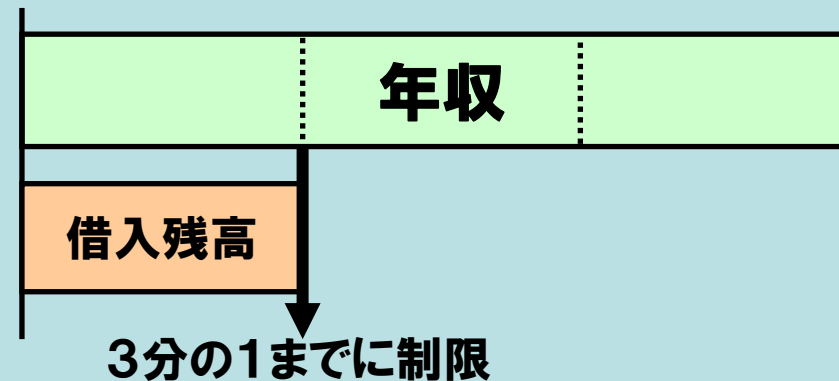
改正貸金業法の施行スケジュール



総量規制

※改正貸金業法の完全施行(今年の6月18日)により、貸金業者からの借入残高の上限を規制する「総量規制」が導入される。

- 一 借入残高が年収の3分の1を超えている者については、新規の貸付けを停止(直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではない)



(参考)

①総量規制は、貸金業者から行われる個人の借入に適用される

(注)・銀行など、貸金業者以外からの借入は対象外
・企業の借入は対象外

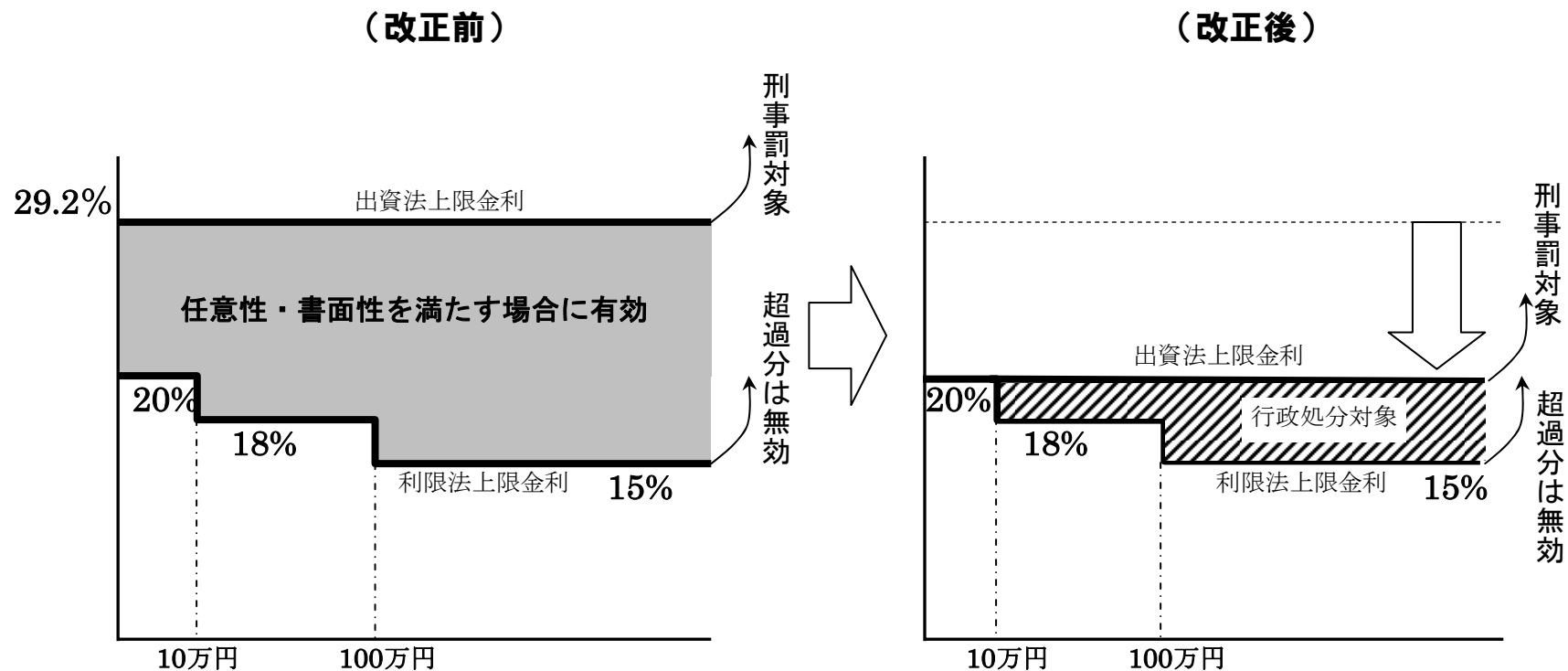
②借入残高が年収の3分の1を超えていても、以下の借入れは可能

・住宅ローン、自動車ローン

・有価証券担保貸付け、不動産担保貸付け 等

上限金利の引下げ

○ 出資法の上限金利(29.2%)を引き下げ、利息制限法の水準(借入金額に応じて15%~20%)を上限金利とすることで、利用者の金利負担を軽減する。



- ・利息制限法の上限金利: 1954年の制定以来、変更無し
- ・出資法の上限金利: 109.5%(制定時(1954年)) → 73%(1983年) → 54.75%(1986年) → 40.004%(1991年) → 29.2%(2000年)

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」の設置について

貸金業法等一部改正法（18年12月）附則第67条（別紙）に定める検討を行うために、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム(PT)」を設置する。

1. 検討内容

- ・ 貸金業の利用者の実態（利用者の全体像、多重債務者の状況等）
- ・ 貸金業者の実態（経営状況、過払い金返還請求の実情等）
- ・ 諸外国の貸金業の実態
- ・ 改正貸金業法を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性の有無
- ・ その他

2. 構成メンバー

座長	大塚耕平	内閣府副大臣(金融担当)
座長代理	大島 敦	内閣府副大臣(消費者担当)
事務局長	田村謙治	内閣府大臣政務官(金融担当)
	泉 健太	内閣府大臣政務官(消費者担当)
	中村哲治	法務大臣政務官

（オブザーバーとして、警察庁・経済産業省・日本銀行を予定）

3. PT 事務局会議

上記「PT」の下に3政務官による「事務局会議」を設置し、検討に供するための調査、ヒアリング等を行う。なお、調査、ヒアリング等の運営方法、対象先等の詳細は適宜公表する。

4. 検討の進め方

「事務局会議」の調査、ヒアリング結果等を参考にして、「PT」においてとりまとめに向けた検討を行い、法律に定める期限内に一定の結論に至る予定。

以 上

借り手の目線に立った10の方策

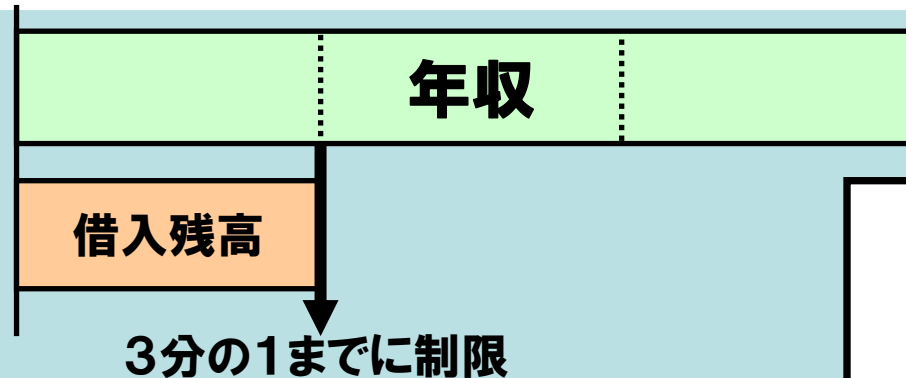


総量規制とは

※改正貸金業法の完全施行(今年の6月18日)により、貸金業者からの借入残高の上限を規制する「総量規制」が導入される。

- 借入残高が年収の3分の1を超えている者については、新規の貸付けを停止
(直ちに年収の3分の1までの返済を求めるものではない)

$\frac{1}{3}$



今年の6月18日
に施行！

(参考)

①総量規制は、貸金業者から行われる個人の借入に適用される

(注)・銀行など、貸金業者以外からの借入は対象外
・企業の借入は対象外

②借入残高が年収の3分の1を超えていても、以下の借入は可能

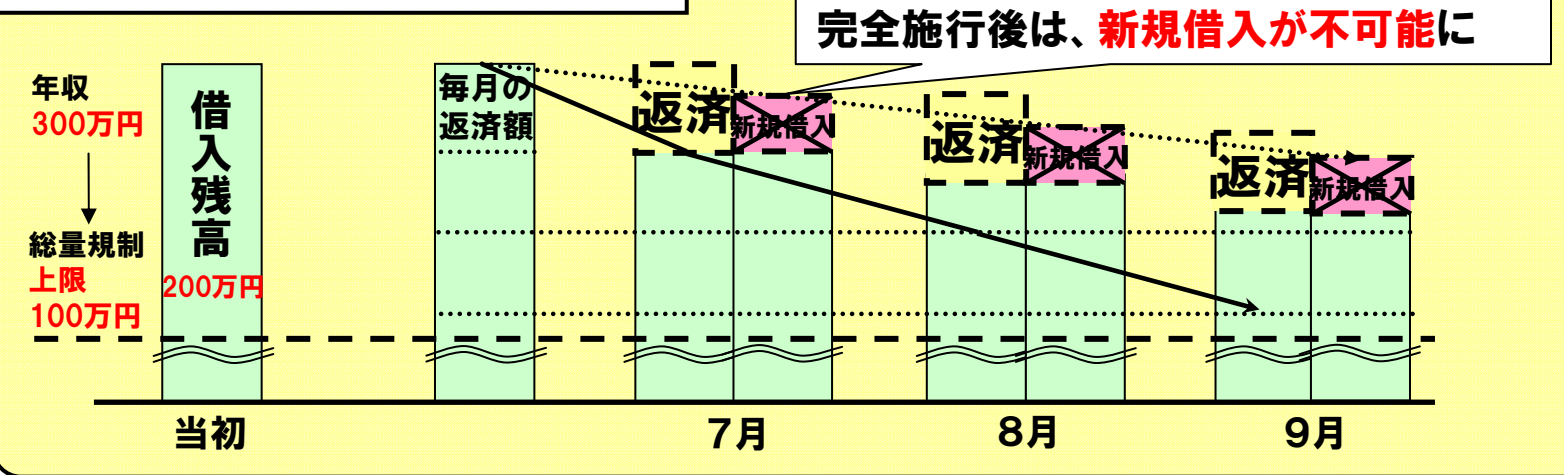
- ・住宅ローン、自動車ローン
- ・有価証券担保貸付け、不動産担保貸付け 等

1. 借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進

対応前



現行の返済・借入れのパターン

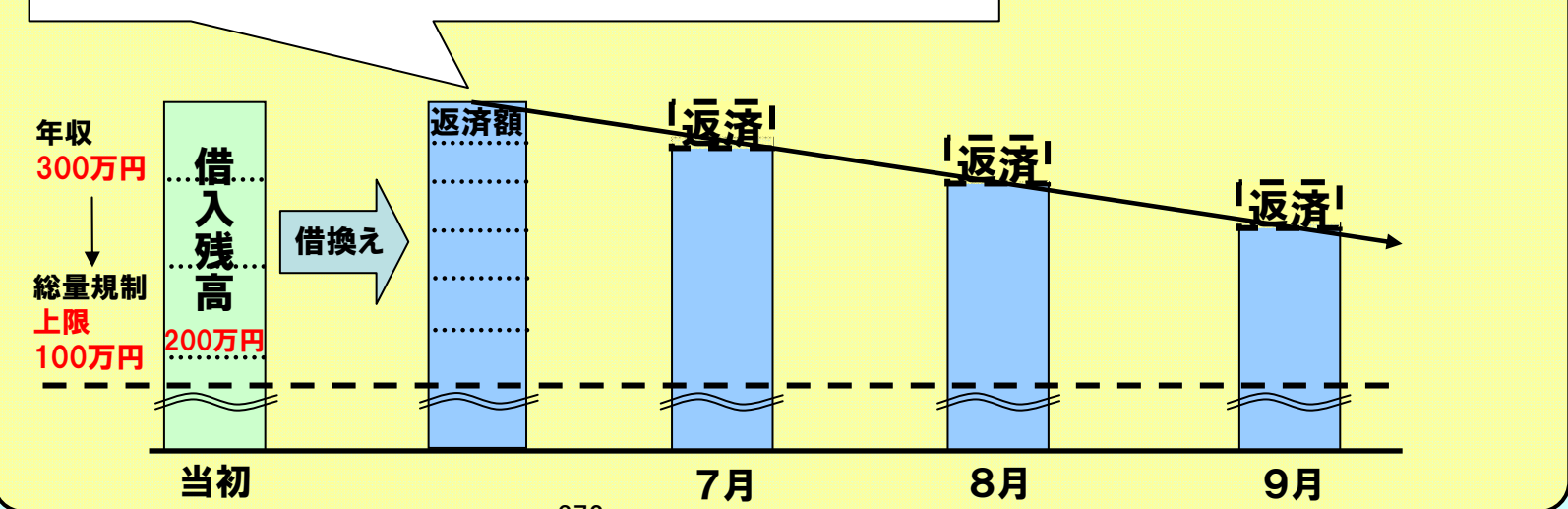


方策: 総量規制に抵触している場合、段階的な返済のための**借換え**が可能となるよう措置(府令改正)

対応後



月々の最低要返済額が減少するような借換えを実施

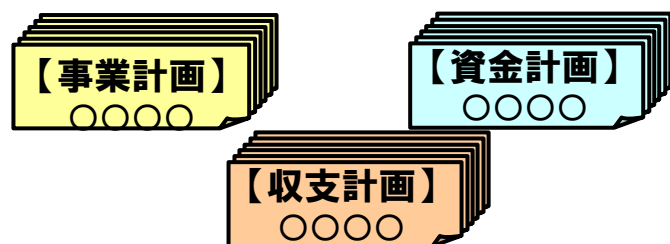


2. 個人事業者が提出する事業計画等の記載事項の簡素化

- 個人事業者が事業資金等の借入れのため、**事業・収支・資金計画**を提出し、返済能力があると認められる場合には、**上限金額に特段の制約なく、借入れ可能**。
- 他方、3計画については、①**記載すべき内容が必ずしも明確ではなく**、②**作成が煩雑**、との問題点。

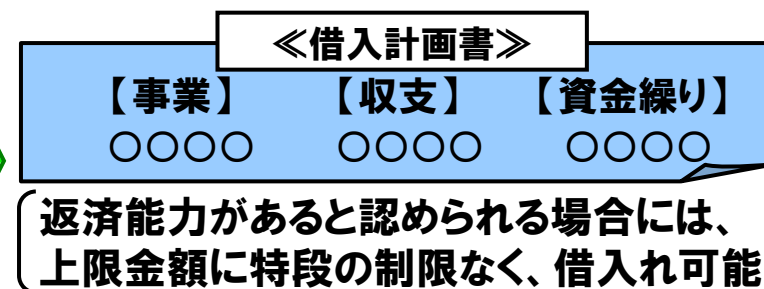
方策： ○事業計画等に最低限記載すべき事項について、**簡素なフォーマット**(「借入計画書」)を明示(日本貸金業協会の自主規制規則)。
○総量規制の例外として行う個人事業者向け貸付けについて、貸付金額が**100万円以下**の場合には、**より簡易な方法で返済能力の調査を可能に**(府令改正)。

【現行】



⇒どのような計画を作成したらよいか分からない！
⇒計画の作成は煩雑で時間・労力もかかる！！

【対応策】



A4版1枚の
簡素な
フォーマット

貸付金額が100万円以下の場合

計画に代えて、**事業、収支、資金繰り**
の状況が確認できる書面の提出



3. 個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制における「年収」として算入

- 個人事業者は、事業計画等の提出により、「**事業者**」として(金額上限なく)借り入れることが可能。
- 他方、「**消費者**」としての**借入れを行う途なし**。
 - ※法令上、「**年収**」は、定期的な収入として、①給与、②恩給、③年金、④不動産の賃貸収入の4つに限定
 - ※「**事業所得**」は法令上、「**年収**」に含まれず

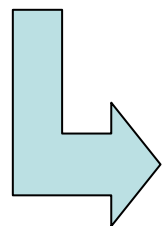
サラリーマン(**年収300万円**)の場合

年収:**300万円** → **100万円**まで借入れ可能

個人事業者(**事業所得300万円**)の場合

年収:**0万円** → 消費者としては借入れ不可能

方策:個人事業者であっても、消費者としての資金用途(教育費等)を満たすための貸付けを可能とする
⇒ 個人事業者の「**事業所得**(総収入金額から必要経費を控除した額)」のうち、「**安定的な年収**」として認められるものについて、総量規制の基準となる「**年収**」に加える(府令改正)



【年収内訳】

- ①給与: 0万円
- ②年金: 0万円
- ③恩給: 0万円
- ④賃貸収入: 0万円
- ⑤**事業所得: 300万円**

個人事業者(**事業所得300万円**)の場合

年収:**300万円** → **100万円**まで借入れ可能

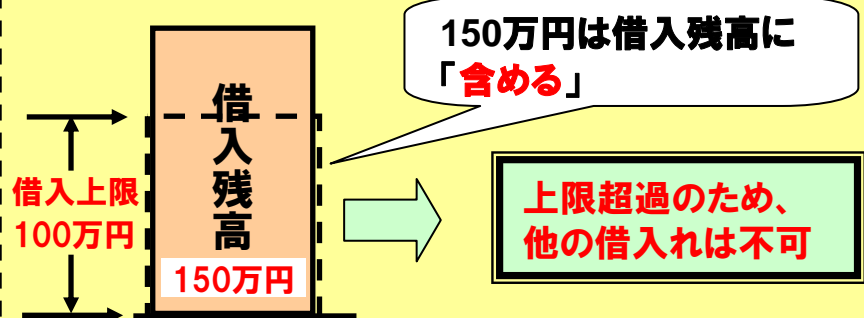
4. 総量規制の「例外」と「適用除外」の分類の再検討

例外

- ・総量規制にかかわらず**借入可**
- ・借入残高には**算入される**

具体例(年収300万円のサラリーマンの場合)

150万円の有価証券担保ローンを借入れ



方策
(府令改正)

資産の裏付けがある借入れ

将来的なキャッシュフローにより返済能力がある借入れ

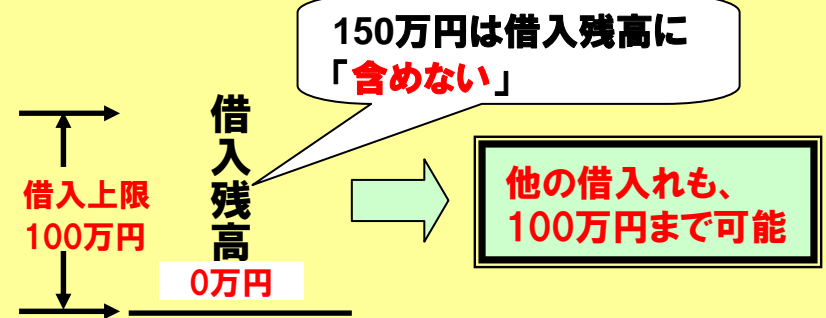
- 【例外】
- ・有価証券担保貸付け
 - ・不動産担保貸付け(居宅等を担保とする場合を除く)
 - ・売却予定不動産の売却代金により返済される貸付け等
 - ・社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金(10万円以下)の貸付け **<新設>**
 - ・預金取扱金融機関からの貸付けを受けるまでのつなぎ資金に係る貸付け **<新設>**

適用除外

- ・総量規制にかかわらず**借入可**
- ・借入残高にも**算入されない**

具体例(年収300万円のサラリーマンの場合)

150万円の住宅ローンを借入れ



- 【適用除外】
- ・住宅ローン(不動産購入のための貸付け)
 - ・マイカーローン(自動車購入時の自動車担保貸付け)
 - ・有価証券担保貸付け
 - ・不動産担保貸付け(居宅等を担保とする場合を除く)
 - ・売却予定不動産の売却代金により返済される貸付け等

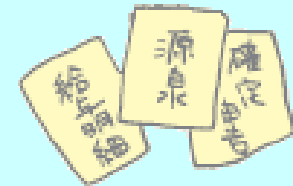
5. 貸金業者の事務手続きの円滑化を図るための措置

1. 趣旨

○改正貸金業法の円滑な施行のため、借入れに係る**貸金業者の事務手続きを見直し**。

2. 方策

具体的には、以下の対応策を措置(府令改正)。



- ①完全施行の際の経過措置として、「**当分の間**」、借り手に提出が求められる年収証明書の「**提出期間**」を**延長**。(提出依頼日から1ヶ月→2ヶ月)
- ②指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査義務が解除される場合として、「**延滞又は合理的な理由による貸付停止期間**」を追加。
- ③指定信用情報機関を利用した定期的な返済能力調査が必要となる**貸付残高基準の変更**。(10万円以上→10万円超)
- ④**地方税額が表示されている給与の支払明細書**の場合には、年収計算が可能であることから、1ヶ月分でも「**年収証明書**」と認定。

6. 健全な消費者金融市場の形成

1. 現状・論点

- わが国の**金利の実勢は「ふたこぶ」**の状況。背景には、銀行・信金等が消費者向け貸付けに必ずしも十分に組み込んでいない実情が考えられる。
- 従って、**中長期的に健全な消費者金融市場を形成する観点から、消費者向け貸付けについて、銀行・信金等による社会的責任も踏まえた上での積極的参加が望まれる。**
- 今後の健全な消費者金融市場の形成は、改正貸金業法の完全施行の円滑な実施にも資する。

2. 方策

- 健全な消費者金融市場の形成に向け、改正貸金業法における多重債務の発生防止の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえ、**銀行・信金等が消費者向け貸付けを行う際の適切な審査や厳しい取立ての防止等について、所要の態勢整備を求める（監督指針の改正）。**

（注）現時点においては、無担保・無保証の消費者向け貸付けに係るノウハウの蓄積、態勢整備等が不十分であることから、**既に相当数の銀行・信金等が、貸金業者等の保有する信用情報等も活用して、消費者向け貸付けを行っている状況。**

⇒ 当面、銀行・信金等は、こうした貸金業者等の保証機能も活用しつつ、消費者向け貸付けに取り組んでいくものと考えられ、改正を行った監督指針は、こうした保証機能の活用も踏まえたものとしている。



7. 多重債務者等の生活再建・事業再生のための多様なセーフティネットの充実・強化

1. 趣旨

○返済・新規借入れが困難になった消費者・事業者に対して、**多重債務のカウンセリングや経営相談を実施**し、返済に問題がないと認められる場合には、生活資金・事業資金等の必要な資金を貸し付ける**セーフティネットの充実・強化**を図っていくことが必要。

2. 方策

こんな制度があったのね！



- ①「**生活福祉資金貸付制度**」の「**体制強化**」を実施。
- ②多重債務者向けの貸付けを実施している「**消費者信用生協**」の県域規制を見直し、「**隣県での活動**」が可能となるように制度改正を実施。
- ③多重債務者向けの**セーフティネット貸付け**を実施している「**労働金庫**」等の金融機関に対し、**一層の推進を要請**。
- ④NPOバンクの行う、「生活困窮者向けの貸付け」、「特定非営利活動として行われる貸付け」のうち、一定の要件を満たすものについては、「**総量規制等の適用除外**」とし、**NPOバンクの活動を支援**。
- ⑤商工会、商工会議所等に対し、中小企業、個人事業者向け「**経営相談の充実・強化**」を要請。
- ⑥政策金融機関を含めた金融機関に対し、**中小企業、個人事業者に対する、「適切な資金供給」に努めることを要請**。

8. 多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化

1. 趣旨

- 地方自治体等の相談窓口において、債務整理のみならず、その後の生活再建のフォローアップを行っていきけるよう、**相談体制を整備・強化**。
- 弁護士・司法書士による、**多重債務者の生活再生支援の適正化**。



2. 方策

○短期的施策

- ①消費者庁、金融庁、法テラス、日弁連、日司連、日本貸金業協会、消費者団体、被害者団体等が連携して、5月～6月の期間、多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「**キャンペーン**」の実施。
- ②多重債務相談に関し、財務局、地方公共団体、法テラス、日弁連等に対して「**連携の強化**」を要請。
- ③経験の浅い相談員でも活用できる、実践的な「**相談マニュアル**」の作成。等

○中期的施策

- ①多重債務に陥る危険性を自らチェックし、早期にカウンセリングへ誘導するための「**自己診断システム**」を開発し、金融庁等のウェブサイトにおいて公開。
- ②相談員のレベルアップを図るため、体系的な「**研修プログラム**」の作成、定期的な実施。

○日弁連・日司連に対し、多重債務者の経済的再生支援の適正化のため、以下の取組みの強化を依頼。

- ①弁護士・司法書士報酬についての顧客に対する「**事前説明**」の履行の徹底
- ②「**広告内容**」の適正化
- ③弁護士・司法書士等の「**社会的責任に応じた自発的対応**」の促進 等

9. ヤミ金融対策の強化

1. 趣旨

- 貸金業法改正により借りられない人たちが増え、ヤミ金融被害が拡大するとの指摘。
⇒改正法の完全施行に併せ、**ヤミ金融対策を一層強化**。

2. 方策

- ①各都道府県レベルで、財務局・地方公共団体・日弁連・日司連等と警察との**連携を強化し**、最近のヤミ金融の動向など、**情報の共有化**を図ることにより、迅速な警告・取締りにつなげる。
- ②警察・金融庁等の関係機関が連携し、インターネットに掲載された「**ヤミ金融業者の違法な広告の削除**」を検討。
- ③ヤミ金融に対する以下の取組みを更に積極的に実施。
 - ・警察・金融庁から金融機関に「**口座凍結**」を要請
 - ・警察・金融庁が違法な貸付等に対して直接「**電話警告**」
 - ・不正利用防止法に基づき携帯電話を利用できないようにする「**携帯電話契約者確認要求**」
 - ・警察官向けの「**ヤミ金融事犯相談対応マニュアル**」の更なる周知徹底
- ④改正貸金業法の完全施行の前後半年間を目処に、「**ヤミ金融取締り強化期間**」を設定。
- ⑤悪質登録業者に対する当局の処分の徹底、**警察への積極的な「情報提供**」。
- ⑥警察・消費者庁・金融庁等の関係機関が連携し、最近のヤミ金融の手口等について、「**消費者への適切な注意喚起**」を実施。
- ⑦金融庁が新規に作成する相談員向けの「**相談マニュアル**」に、**最近のヤミ金融の手口、対処方法**を記載。



10. 改正貸金業法等の広報活動

1. 趣旨

- 改正貸金業法の内容についての認知度が低いとの指摘も多く、同法の円滑な施行に向けて、その内容の周知・広報を図る必要。

2. 方策

- ①改正貸金業法の認知度の向上を図るための広報活動を消費者庁と協働して実施。

- ◆利用者にわかりやすい「ポスター」、「リーフレット」の作成・配布
- ◆「新聞」への広告掲載
- ◆「政府広報」の活用
- ◆「金融庁ホームページ」の改善、「インターネット」広報の実施

等



- ②消費者庁、金融庁、法テラス、日弁連、日司連、日本貸金業協会、消費者団体、被害者団体等が連携して、5月～6月の期間、多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」の実施（再掲）。

あなたは大丈夫？キャンペーン

－貸金業法が大きく変わります！－

1. 趣旨

多重債務問題の解決を図ることを目的として、平成 18 年に成立した「貸金業法」は、3 年半にわたり段階的に施行されており、本年 6 月 18 日には、総量規制の導入等を含む完全施行が予定されている。

この改正貸金業法の完全施行の円滑な実施に向けては、金融庁、消費者庁の副大臣、大臣政務官及び法務省の大臣政務官からなる「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が先般取りまとめた「借り手の目線に立った 10 の方策」を政府として実施していくこととなる。

「10 の方策」の中には、「多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化」や、「改正貸金業法等の広報活動の充実」という観点から、「多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」を実施すること」が盛り込まれている。

この方策の趣旨を踏まえ、以下のとおり「あなたは大丈夫？キャンペーン －貸金業法が大きく変わります！－」を実施することとする。キャンペーンの開催に当たっては、各共催団体、都道府県、市区町村及びその他の相談窓口を設置する機関において、必要に応じ協議会を開催すること等を通じ、連携を密にしつつ対応する。

2. 期間

平成 22 年 5 月 1 日（土）～ 6 月 30 日（水）の 2 ヶ月間

（注）キャンペーン期間後も、貸金業法の広報、多重債務の無料相談会については、引き続き実施していくこととする。

3. 共催団体

消費者庁、金融庁、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）、日本貸金業協会、日本クレジットカウンセリング協会

4. 実施内容

改正貸金業法の完全施行に際し、貸金業の利用者をはじめとする一般の消費者に対し、ポスター・リーフレットの配布等を通じて同法の内容を周知する。

あわせて、多重債務相談窓口への改正貸金業法に関する Q & A 集の配布等を通じ、相談体制の強化を図るほか、相談窓口の周知等を進め、多重債務の初期相談機能の充実を図るとともに、各共催団体等において、都道府県、市区町村とも連携し、多重債務の無料相談会を実施する。（具体的な実施要領については、別添参照）

(以 上)

あなたは大丈夫？キャンペーン

－貸金業法が大きく変わります！－

1. 趣旨

多重債務問題の解決を図ることを目的として、平成 18 年に成立した「貸金業法」は、3 年半にわたり段階的に施行されており、本年 6 月 18 日には、総量規制の導入等を含む完全施行が予定されている。

この改正貸金業法の完全施行の円滑な実施に向けては、金融庁、消費者庁の副大臣、大臣政務官及び法務省の大臣政務官からなる「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」が先般取りまとめた「借り手の目線に立った 10 の方策」を政府として実施していくこととなる。

「10 の方策」の中には、「多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化」や、「改正貸金業法等の広報活動の充実」という観点から、「多重債務相談の実施や改正貸金業法の周知を目的とした「キャンペーン」を実施すること」が盛り込まれている。

この方策の趣旨を踏まえ、以下のとおり「あなたは大丈夫？キャンペーン －貸金業法が大きく変わります！－」を実施することとする。キャンペーンの開催に当たっては、各共催団体、都道府県、市区町村及びその他の相談窓口を設置する機関において、必要に応じ協議会を開催すること等を通じ、連携を密にしつつ対応する。

2. 期間

平成 22 年 5 月 1 日（土）～ 6 月 30 日（水）の 2 ヶ月間

（注）キャンペーン期間後も、貸金業法の広報、多重債務の無料相談会については、引き続き実施していくこととする。

3. 共催団体

消費者庁、金融庁、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター（法テラス）、日本貸金業協会、日本クレジットカウンセリング協会

4. 実施内容

改正貸金業法の完全施行に際し、貸金業の利用者をはじめとする一般の消費者に対し、ポスター・リーフレットの配布等を通じて同法の内容を周知する。

あわせて、多重債務相談窓口への改正貸金業法に関する Q & A 集の配布等を通じ、相談体制の強化を図るほか、相談窓口の周知等を進め、多重債務の初期相談機能の充実を図るとともに、各共催団体等において、都道府県、市区町村とも連携し、多重債務の無料相談会を実施する。（具体的な実施要領については、別添参照）

（ 以 上 ）

あなたは大丈夫？キャンペーン

－貸金業法が大きく変わります！－

実施要領

I. 改正貸金業法についての広報活動の実施

「あなたは大丈夫？キャンペーン －貸金業法が大きく変わります！－」の期間において、以下の広報活動を中心に、各種の媒体を使用した広報を、各共催団体、協力団体・企業において実施する。

- ① 金融庁ウェブサイトにて改正貸金業法の特集サイトを開設し、各共催団体や協力団体・企業の協力を得て、各共催団体・団体・企業のウェブサイトにて特集サイトへのリンクを掲載する。
- ② 貸金業法改正についてのポスター・リーフレットを作成し、各共催団体、都道府県、市区町村、金融機関、貸金業者、ハローワーク等において掲示、配布する。
- ③ 政府広報等も活用し、新聞広告、インターネットを利用した広報を実施する。
- ④ 各都道府県等においても、各共催団体等と適宜連携しつつ、地域の広報誌等を利用し、広報活動を行う。

II. 相談体制の強化

(改正貸金業法の内容の周知)

- ① 改正貸金業法の施行に向け、多重債務相談窓口の相談員等に改正貸金業法の内容の周知を図るため、金融庁が「相談窓口で尋ねられることが多い事項についてのQ&A集(「カシキンQ&A」)」を作成し、関係機関に配布する。

- ② さらに、各財務局等において、各都道府県の相談員等を対象とした改正貸金業法の内容に係る説明会を開催する。あわせて、各財務局と都道府県とが共同で、市区町村の多重債務相談員を対象とした説明会を開催する。

(改正貸金業法の相談への対応)

各共催団体、各都道府県、市区町村等の相談窓口においては、上記Q & A集等を活用し、改正貸金業法の相談に対応する。

(多重債務無料相談会の開催)

キャンペーンの期間中、各共催団体等において、各都道府県、市区町村等とも連携し、多重債務の無料相談会を実施する。また、その際、法テラスの民事法律扶助制度の周知を図る。

(多重債務相談窓口の周知)

各共催団体、各都道府県、市区町村等の多重債務相談窓口の一覧、及び各相談窓口が実施する無料相談会の開催予定について、金融庁がとりまとめ、ウェブサイトで公表する。

(多重債務の初期相談機能の充実)

多重債務に悩んでいる者を適切に相談窓口につなぐことが可能となるよう、各共催団体、各都道府県、市区町村等の多重債務相談窓口の一覧を、各地の警察、ハローワーク等に通知し、相談窓口の周知を図る。

また、法テラス・コールセンター等において、多重債務に悩んでいる者に対し、適切に相談窓口を案内する。

(以 上)

平成 22 年 6 月 22 日

「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置について

改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に代えて、「改正貸金業法フォローアップチーム」を設置する。

(注)「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」は、改正貸金業法の円滑な実施のために講ずべき施策について検討を行うことを目的として設置され、最終的に「借り手の目線に立った 10 の方策」を取りまとめ。

1. 実施内容

- ・ 改正貸金業法に係る制度の周知徹底
- ・ 改正貸金業法の施行状況や影響等についての実態把握
- ・ 改正貸金業法に係る制度のフォローアップ・点検

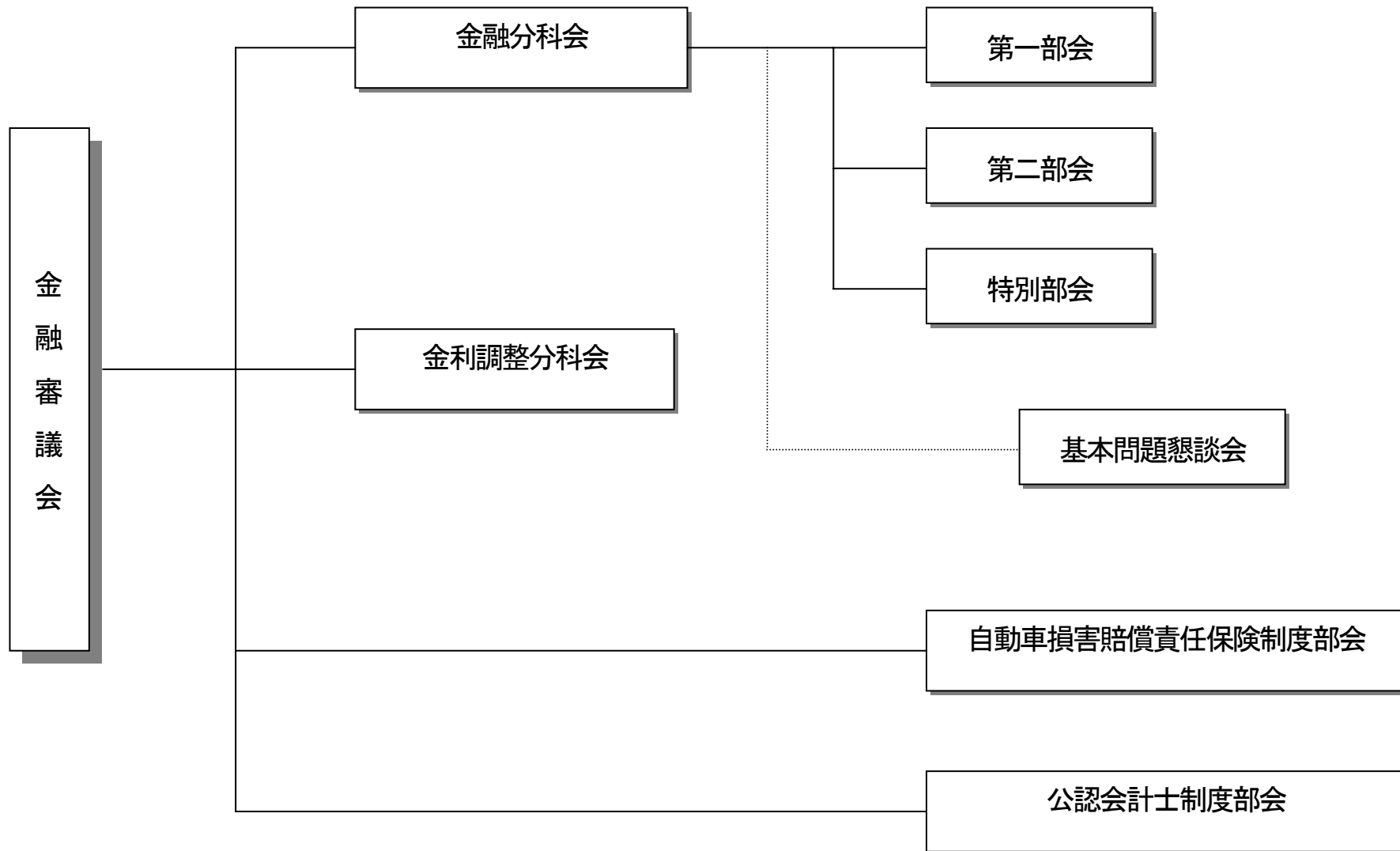
2. 構成メンバー

座長	大塚耕平	内閣府副大臣(金融担当)
座長代理	大島 敦	内閣府副大臣(消費者担当)
事務局長	田村謙治	内閣府大臣政務官(金融担当)
	泉 健太	内閣府大臣政務官(消費者担当)
	中村哲治	法務大臣政務官

(警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、日本銀行は、事務方が参加予定)

以 上

金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

平成22年6月30日現在

会 長	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長
会長代理	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	太田 克彦	新日本製鐵(株)執行役員
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	田島 優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会
	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
	藤原 美喜子	アルファ・アソシエイツ(株)代表取締役社長
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	若松 誠	フジテレビジョン解説委員長
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士
	[計27名]	
幹 事	中曾 宏	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会委員等名簿

平成22年6月30日現在

分科会長	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長
分科会長代理	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
委員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	太田 克彦	新日本製鐵(株)執行役員
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長
	田島 優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会
	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表
	藤原 美喜子	アルファ・アソシエイツ(株)代表取締役社長
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
	若松 誠	フジテレビジョン解説委員長
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士
専門委員	安東 俊夫	日本証券業協会会長
	江頭 敏明	三井住友海上火災保険(株)取締役会長
	大前 孝治	城北信用金庫理事長
	佐藤 義雄	住友生命保険相互会社取締役社長嘱代表執行役員
	永易 克典	(株)三菱東京UFJ銀行頭取
	〔計32名〕	
幹事	中曾 宏	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会第一部会委員等名簿

平成22年6月30日現在

部 会 長 理 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授	
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役	
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授	
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長	
	嘉治 佐保子	慶應義塾大学経済学部教授	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授	
	斎藤 静樹	明治学院大学経済学部教授	
	佐々木 かをり	(株)イー・ウーマン代表取締役社長	
	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問	
	田島 優子	弁護士、公認会計士・監査審査会委員	
	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長	
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会	
	野村 修也	中央大学法科大学院教授	
	藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク副代表	
	藤原 美喜子	アルファ・アソシエイツ(株)代表取締役社長	
	若松 誠	フジテレビジョン解説委員長	
	臨 時 委 員	東 英治	(株)大和総顧問
上柳 敏郎		東京駿河台法律事務所弁護士、早稲田大学法務研究科教授	
原 早苗		消費者委員会事務局長	
専 門 委 員	岩熊 博之	(株)東京証券取引所グループ代表執行役専務	
	太田 省三	(株)東京金融取引所代表取締役専務	
	小山田 隆	(株)三菱東京UFJ銀行常務執行役員	
	加藤 雅一	(社)日本商品投資販売業協会会長	
	杉山 健二	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務	
	田中 浩	野村證券(株)取締役常務執行役	
	檀野 博	(社)不動産証券化協会運営委員会委員長	
	鴫田 和彦	双日(株)常勤監査役	
	増井 喜一郎	日本証券業協会副会長	
	米田 道生	(株)大阪証券取引所代表取締役社長	
	渡邊 光一郎	第一生命保険(株)代表取締役社長	
	和地 薫	三菱UFJ信託銀行(株)常務取締役	
	[計34名]		
	幹 事	吉岡 伸泰	日本銀行企画局審議役

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会第二部会委員等名簿

平成22年6月30日現在

部会長	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
部会長代理	翁 百合	(株)日本総合研究所理事	
委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授	
	太田 克彦	新日本製鐵(株)執行役員	
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長	
	金丸 恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO	
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授	
	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長	
	根本 直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター	
	野村 修也	中央大学法科大学院教授	
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授	
	和仁 亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士	
	臨時委員	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	原 早苗	消費者委員会事務局長	
専門委員	落合 寛司	西武信用金庫専務理事	
	小山田 隆	(株)三菱東京UFJ銀行常務執行役員	
	數間 浩喜	(株)損害保険ジャパン取締役副社長執行役員	
	羽田 幸善	外国損害保険会社協議会議長	
	橋本 雅博	住友生命保険相互会社常務取締役嘱常務執行役員	
	増井 喜一郎	日本証券業協会副会長	
	和地 薫	三菱UFJ信託銀行(株)常務取締役	
		[計25名]	
	幹 事	吉岡 伸泰	日本銀行企画局審議役

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会特別部会委員等名簿

平成22年6月30日現在

部会長	山下	友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	植田	和男	東京大学大学院経済学研究科教授
	太田	克彦	新日本製鐵(株)執行役員
	金丸	恭文	フューチャーアーキテクト(株)代表取締役会長CEO
	野村	修也	中央大学法科大学院教授
	和仁	亮裕	外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ パートナー弁護士
臨時委員	岩村	充	早稲田大学商学研究科教授
	上柳	敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士、早稲田大学法務研究科教授
	角	紀代恵	立教大学法学部教授
専門委員	高橋	伸子	生活経済ジャーナリスト
	原	早苗	消費者委員会事務局長
	堀部	政男	一橋大学名誉教授
	山口	厚	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	飯島	巖	日本貸金業協会理事
	鈴木	久仁	あいおい損害保険(株)代表取締役専務執行役員
	瀧下	行夫	外国損害保険協会専務理事
	月原	紘一	三井住友カード(株)代表取締役社長兼最高執行役員
	筒井	義信	日本生命保険相互会社代表取締役専務執行役員
	中西	智	(株)三井住友銀行取締役兼専務執行役員
	吉岡	一憲	日本証券業協会常任監事
吉田	哲	横浜信用金庫専務理事	
米澤	潤一	(財)金融情報システムセンター理事長	

[計23名]

(敬称略・五十音順)

金融審議会金融分科会基本問題懇談会委員名簿

平成21年12月9日現在

座長	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長
	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	岩原 紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科教授
	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
オブザーバー	中曾 宏	日本銀行理事

(敬称略・五十音順)

金融審議会金利調整分科会委員等名簿

平成22年6月30日現在

委 員	池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	島崎 憲明	住友商事(株)特別顧問
	田中 直毅	国際公共政策研究センター理事長
	淵田 康之	(株)野村資本市場研究所執行役
専 門 委 員	網代 良太郎	江東信用組合代表理事会長
	岡内 欣也	三菱UFJ信託銀行(株)取締役社長
	小川 是	(株)横浜銀行代表取締役頭取
	大多和 巖	(株)農林中金総合研究所顧問
	大前 孝治	(社)全国信用金庫協会会長
	小島 信夫	(株)京葉銀行取締役頭取
	永易 克典	(株)三菱東京UFJ銀行頭取

[計12名]

幹 事	中曾 宏	日本銀行理事
-----	------	--------

(敬称略・五十音順)

自動車損害賠償責任保険制度部会委員名簿

平成22年6月30日現在

部 会 長	山下 友信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科教授
臨 時 委 員	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト

[計3名]

(敬称略・五十音順)

公認会計士制度部会委員等名簿

平成22年6月30日現在

部会長	島崎	憲明	住友商事(株)特別顧問
委員	岩原	紳作	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	斎藤	静樹	明治学院大学経済学部教授
	根本	直子	スタンダード&プアーズ マネージング・ディレクター
臨時委員	安藤	英義	専修大学商学部教授
	伊藤	進一郎	(株)プロティビティジャパン最高顧問
	上柳	敏郎	東京駿河台法律事務所弁護士、早稲田大学法務研究科教授
	大崎	貞和	(株)野村総合研究所研究創発センター主席研究員
	八田	進二	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
	林田	晃雄	(株)読売新聞社論説委員
	原	早苗	消費者委員会事務局長
	的井	保夫	日本電気(株)顧問
	八木	良樹	(株)日立製作所名誉顧問
	弥永	真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
専門委員	久保田	政一	(社)日本経済団体連合会専務理事
	澤田	真史	日本公認会計士協会副会長
	静	正樹	(株)東京証券取引所執行役員
	藤倉	基晴	(株)大阪証券取引所専務取締役
	藤沼	亜起	日本公認会計士協会相談役
	増井	喜一郎	日本証券業協会副会長
	増田	宏一	日本公認会計士協会会長
幹事	河合	芳光	法務省民事局参事官

(敬称略・五十音順)

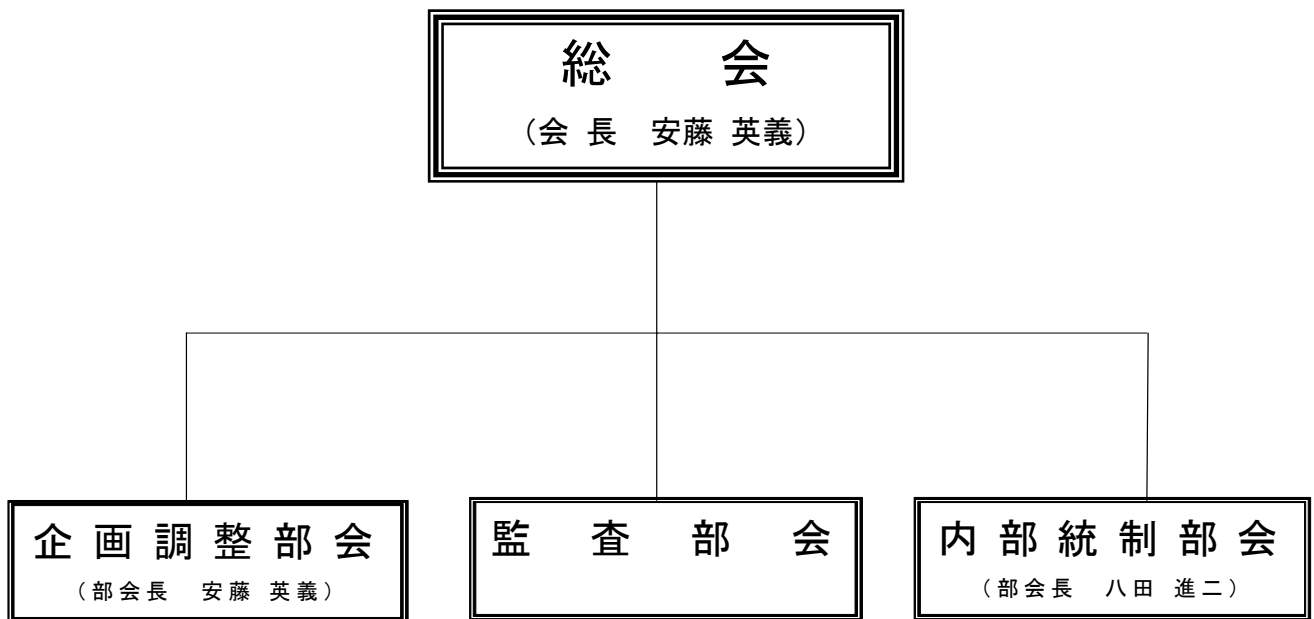
自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成22年6月30日現在)

会 長	山 下 友 信	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	古 笛 恵 子	弁護士
	櫻 田 謙 悟	(社)日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	杉 山 健 二	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	関 政 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 山 泰 之	損害保険料率算出機構専務理事
	戸 川 孝 仁	全国交通事故遺族の会副会長
	西 原 浩 一 郎	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	萩 尾 計 二	(社)日本自動車会議所常任理事
	広 重 美 希	(財)日本消費者協会出版啓発部啓発課課長
	福 田 弥 夫	日本大学法学部教授
	堀 田 一 吉	慶應義塾大学商学部教授
	山 本 眞 弓	弁護士
	特別委員	石 井 正 三
	北 原 浩 一	NPO法人交通事故後遺障害者家族の会代表
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	田 中 節 夫	(社)日本自動車連盟会長
	野 尻 俊 明	流通経済大学法学部教授

(敬称略・五十音順)

企業会計審議会の組織図



「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書 (中間報告)」(平成21年6月30日)(抜粋)

(注) コンバージェンスの継続・加速化における、いわゆる「連結先行」の考え方

本文にあるとおり、東京合意も踏まえ、今後もコンバージェンスを継続していく必要がある。他方、コンバージェンスの推進には、これまでの会計を巡る実務、商慣行、取引先との関係、さらには会社法との関係及び税務問題など調整を要する様々な問題が存在する。こうした状況を踏まえ、今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方(いわゆる「連結先行」の考え方)で対応していくことが考えられる。

多重債務者対策本部の設置について

平成18年12月22日
閣議決定
平成21年8月25日
一部改正

- 1 多重債務者対策の円滑かつ効果的な推進を図るため、内閣に多重債務者対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

本部長 内閣府特命担当大臣(金融)
本部長 内閣府特命担当大臣(消費者)、国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣
- 3 本部に幹事を置くことができる。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。
- 4 本部の庶務は、金融庁等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 本部長は、必要に応じ、有識者の参集とその意見の開陳を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

多重債務者対策本部有識者会議の設置について

平成18年12月26日
多重債務者対策本部長決定

- 1 多重債務者対策について、専門的な知見と行政の立場を超えた幅広い視野が求められることから、その基本的な方針について議論するため、多重債務者対策本部に、多重債務者対策本部有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。
- 2 有識者会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

池尾和人	慶應義塾大学経済学部教授
宇都宮健児	弁護士
翁百合	(株)日本総合研究所理事
草野満代	フリーキャスター
佐藤英彦	警察共済組合本部理事長
須田慎一郎	ジャーナリスト
高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
橋木俊詔	京都大学大学院経済学研究科教授
田中直毅	21世紀政策研究所理事長
野村修也	中央大学法科大学院教授
本多良男	全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会事務局長
松田昇	弁護士、前預金保険機構理事長
山出保	全国市長会会長(金沢市長)
吉野直行	慶應義塾大学経済学部教授

- 3 有識者会議の座長は、構成員の互選による。
- 4 有識者会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房との連携の下に金融庁において処理する。

- 我が国の消費者金融の利用者は少なくとも1400万人、多重債務者は200万人超との指摘。
- 改正貸金業法（上限金利の引下げ、総量規制の導入等）による貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生は抑制。
- 一方で、今後、改正法完全施行に向けて、既存の借り手等を対象にした「借り手対策」が必要。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 国・自治体及び関係団体が一体となって実行。各省庁は各施策について直ちに取り組む。
- 各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップ等を行う。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

- 多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。
- 地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる。こうした機能が発揮されるよう、各自治体に各部署間の連携を要請。（例：生活保護、家庭内暴力、公営住宅料金徴収等の担当部署で多重債務者を発見した場合には、相談窓口へ直接連絡して誘導する。）
- 市町村による相談については、一律の対応を求めるのではなく、以下の対応を要請。
 - イ 相談窓口が整備されており相談の専任者がいる自治体（386（このうち市は325））に、丁寧な事情の聴取、具体的な解決方法の検討・助言ができるよう、相談体制・内容の充実、専門機関（弁護士・司法書士等）への紹介・誘導を要請。
 - ロ 消費生活センターを設置している市（イ以外で122市）、地域で中核的な役割を果たしている人口規模が大きい市（上記以外で例えば人口10万人以上の市は39市）にも同様の要請。
 - ハ それ以外の市町村（上記以外で1283市町村）には、他の自治体やカウンセリング主体への紹介・誘導を要請。
 - ⇒遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。
- 都道府県に、以下の対応を要請。
 - ① 自らの相談窓口における相談体制・内容を充実（市町村の相談体制の補完）
 - ② 都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」を設立し、必要な対策を協議。
 - ③ 市町村のネットワーク作り等を支援。
- 国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成するとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。
- 法テラスは、紹介業務の体制整備を行うとともに、民事法律扶助の活用促進のため、周知、体制の整備強化。
- 関係業界が拠出する財団法人日本クレジットカウンセリング協会に、現状の全国3箇所を増設し、ブロック単位（全国11箇所）で拠点を設置するよう要請。

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

- 高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けは、各地域において「顔の見える融資」(丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って低利の貸付け)を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていく。(主体は各地域の非営利機関(生協、NPO、中間法人等)や民間金融機関(労金、信金、信組等)。公的な信用付与として自治体が、非営利機関に融資する金融機関に預託金を預ける岩手信用生協の例も参考になる。)
- 既存の消費者向けセーフティネット貸付け(社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等)についても、事前相談や事後モニタリングを充実させること等(債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等)により、受け皿としての活用を促進する。
- 社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられず高金利の貸付けがそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図る。
- 事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付等については、
 - ・ きめ細かく融資申込者の状況を把握し、債務整理等のため、必要に応じて弁護士等への紹介・誘導を図る。
 - ・ 早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、全国約 280 箇所にも再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小公庫・国民公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるのでその積極的な活用を促す。

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

- 現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、「対策の車の両輪」。
- 社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策(債務整理などの制度や相談窓口の存在)等の知識を得られるよう取り組む。
- 当面の対応策として、ホームルーム等において借金問題を取り上げるよう促すことを検討。
- さらに、高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討。(あわせて、学習指導要領の見直しの内容を踏まえた、教員研修等を行う。また、教科書において、見直しも踏まえた記述がなされることを期待。)
- 成人への消費者教育については、関係団体・自治体等による主体的な取組みを促す。

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

- 今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとするためには、ヤミ金撲滅が不可欠。
- 警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底。警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化。監督当局は、処分徹底とともに、積極的に警察に情報提供。
- 被害相談を受けた監督当局・警察は、電話による警告等を積極的に行う。警察は、携帯電話の不正利用停止制度の積極的活用を検討。
- 犯罪収益移転防止法において、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、疑わしい取引の届出等が義務付けられたので、施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用。
- 現場の警察官が適切な対応ができるよう、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布・周知。

緊急雇用対策(抄)

II. 具体的な対策

1. 緊急的な支援措置

(1) 緊急支援アクションプラン

—「貧困・困窮者、新卒者支援」

< 貧困・困窮者支援 >

(目標) 今年の年末年始に、求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようにする。

(アクションプランの内容)

④「きめ細かな支援策」の展開

(ウ) 関連施策の展開

・住宅ローンの借入者に対する金融の円滑化を通じた生活の安定化を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)

・社宅や寮に入居している派遣労働者について、離職後も引き続き一定期間の入居が可能となるよう、企業に対して要請

・日本司法支援センターにおける民事法律扶助事業の利用の促進

・ハローワークの協力を得て開設する相談窓口における地域自殺対策緊急強化基金等を活用した求職者等に対する心の健康相談、生活支援相談等の実施

(3) 中小企業の支援

② 中小企業の雇用維持・拡大への支援

・雇用の維持・拡大に努めている企業に対する低利融資制度(雇用調整助成金等が支給されるまでの「つなぎ融資」や「セーフティネット貸付」)の活用促進

・中小企業に対する金融の円滑化を通じた事業活動の円滑な遂行及び雇用の安定を図るための施策の策定・推進(臨時国会に法案提出)

明日の安心と成長のための緊急経済対策(抄)

3. 景気

—金融対策によって景気の下支えを行うとともに、デフレの進行に伴う実質金利上昇の下で抑制されている住宅投資・設備投資等への支援などにより景気回復を目指す。

<金融対策>

(3) 中小企業等に対する金融の円滑化等

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」を年末の資金繰りに対応できるよう施行するとともに、その他の措置とあわせ、中小企業等に対する金融の円滑化を図る。また、中小企業支援施策の「ワンストップサービス」を推進する。

<具体的な措置>

○「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行等

- (ア)「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の施行
- (イ) 法律の実効性を高めるための検査・監督上の措置
 - ・ 検査マニュアル、監督指針の改定等

新成長戦略（基本方針）（抄）

2. 6つの戦略分野の基本方針と目標とする成果

（3）アジア経済戦略

（アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増）

同時に、日本国内においても、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。ヒト・モノ・カネの日本への流れを倍増させることを目標とし、例えば、その流れの阻害要因となっている規制を大胆に見直すなど、日本としても重点的な国内改革も積極的に進める。具体的には、羽田の 24 時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。また、外国人留学生の受入れ拡大、研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備を行うほか、貿易関連手続の一層の円滑化を図るとともに、海外進出した企業が現地であげた収益を国内に戻しやすくする。加えて、金融や運輸等のサービス分野の国際競争力を強化し、その流れの円滑化を図る。さらには、アジアや世界との大学・科学技術・文化・スポーツ・青少年等の交流・協力を促進しつつ、国際的に活躍できる人材の育成を進める。

(4) 観光立国・地域活性化戦略

(住宅投資の活性化)

住宅投資の効果は、住宅関連産業が多岐にわたり、家具などの耐久消費財への消費などその裾野が広いことから、内需主導の経済成長を実現するためには、今後とも住宅投資の促進は重要な課題である。

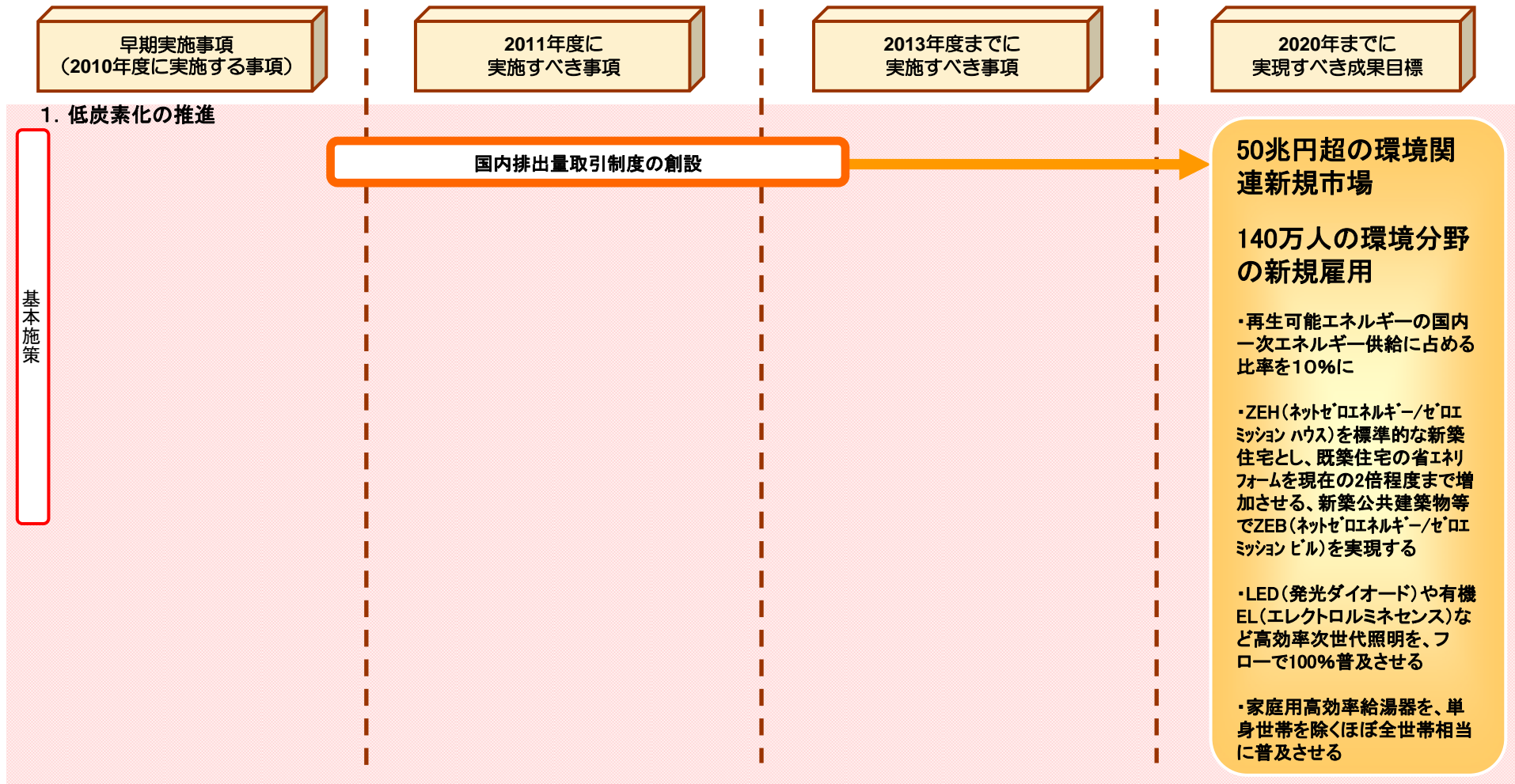
このため、1,400兆円の個人金融資産の活用など住宅投資の拡大に向けた資金循環の形成を図るとともに、住宅金融・住宅税制の拡充等による省エネ住宅の普及など質の高い住宅の供給の拡大を図る。

(中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備)

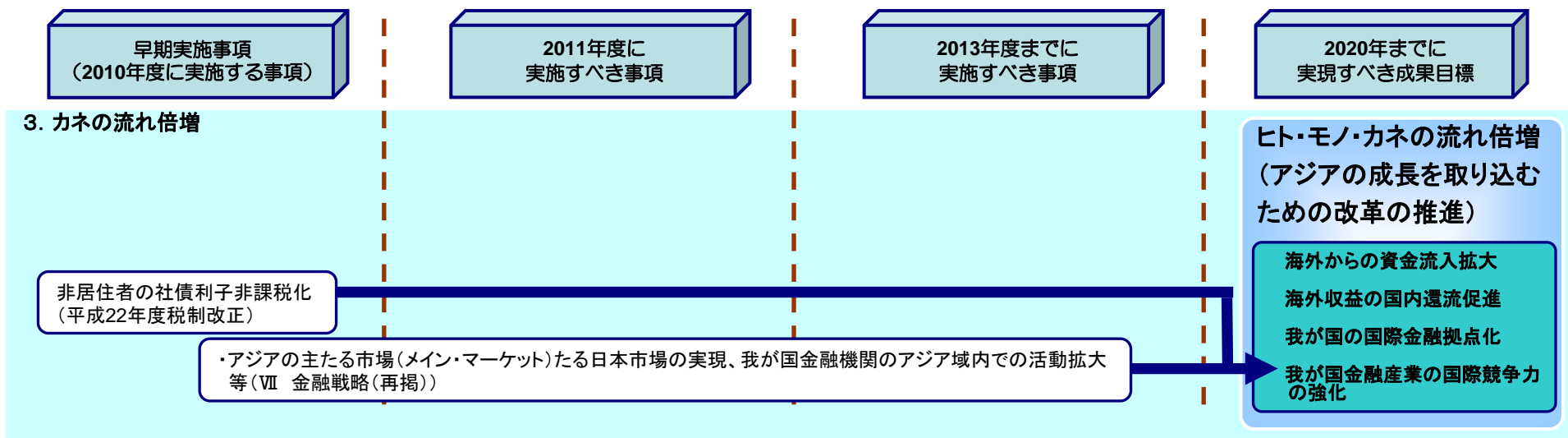
また、「住宅を作っては壊す」社会から「良いものを作って、きちんと手入れして、長く大切に使う」という観点に立ち、1,000兆円の住宅・土地等実物資産の有効利用を図る必要がある。このため、数世代にわたり利用できる長期優良住宅の建設、適切な維持管理、流通に至るシステムを構築するとともに、消費者が安心して適切なリフォームを行える市場環境の整備を図る。また、急増する高齢者向けの生活支援サービス、医療・福祉サービスと一体となった住宅の供給を拡大するとともに、リバースモーゲージの拡充・活用促進などによる高齢者の資産の有効利用を図る。さらに、地域材等を利用した住宅・建築物の供給促進を図る。

これらを通じて、2020年までに、中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を倍増させるとともに、良質な住宅ストックの形成を図る。

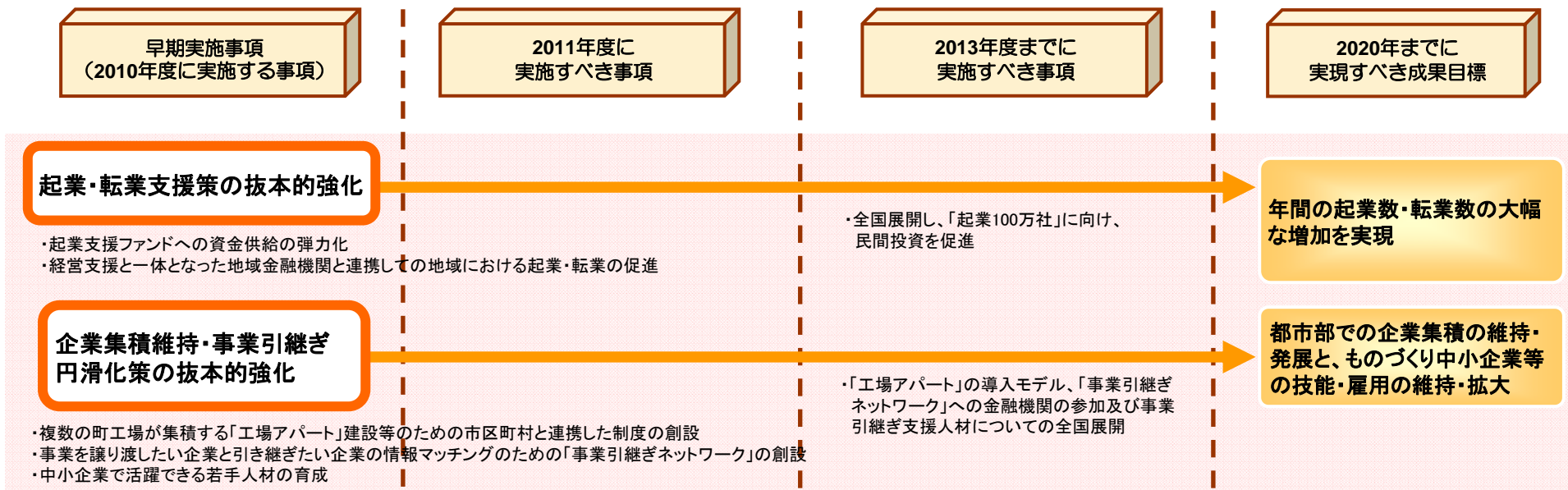
I 環境・エネルギー大国戦略



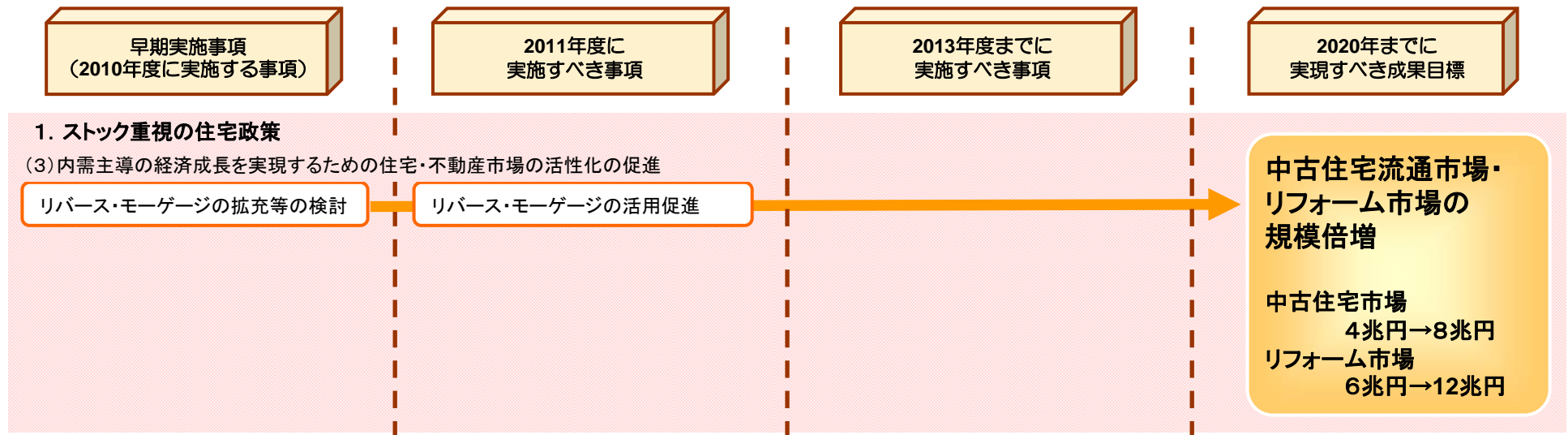
Ⅲ アジア経済戦略 ～ヒト・モノ・カネの流れ倍増(アジアの成長を取り込むための改革の推進)～②



Ⅳ 観光・地域活性化戦略 ～中小企業の活性化～



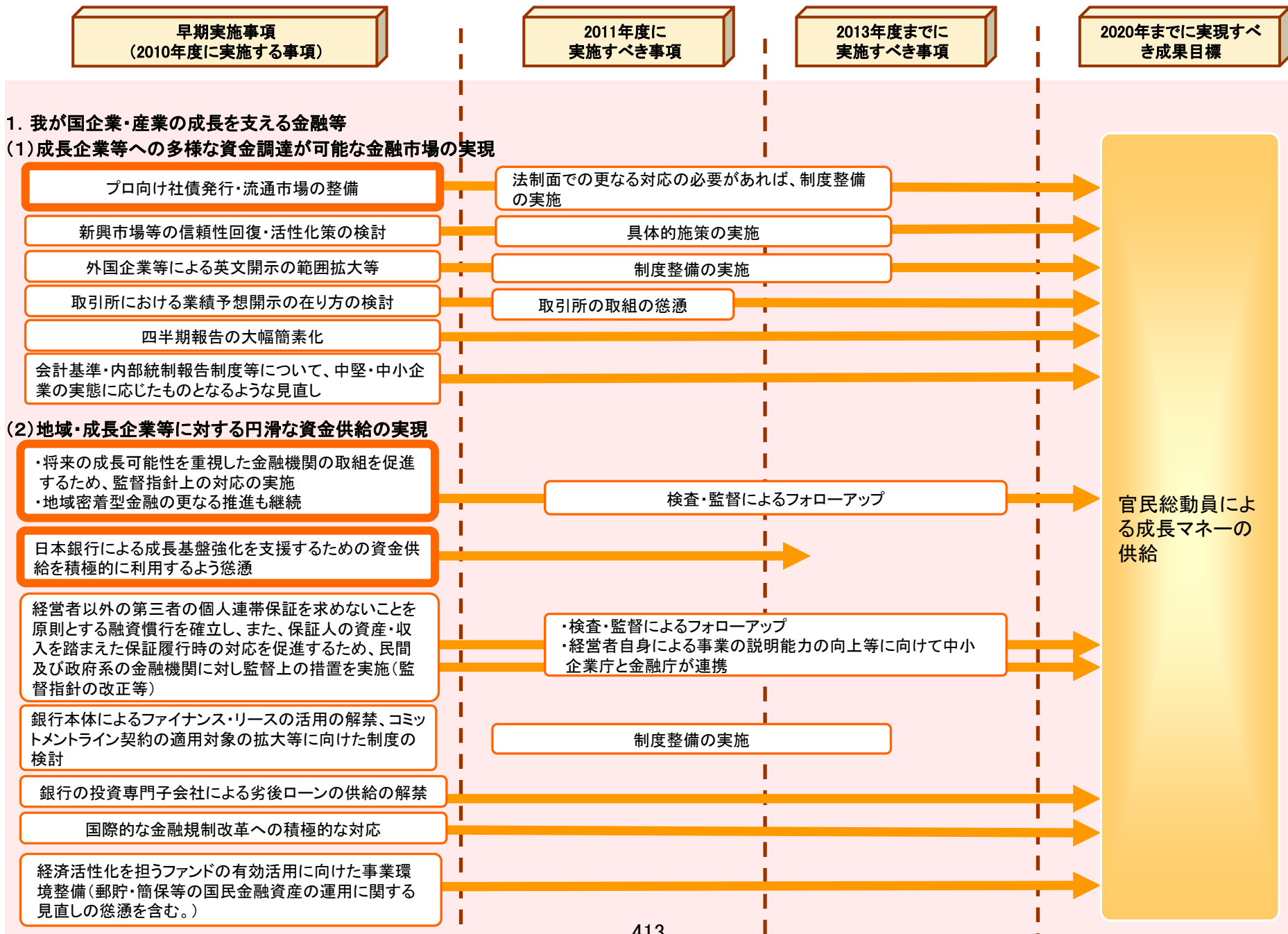
IV 観光・地域活性化戦略 ～ストック重視の住宅政策への転換～



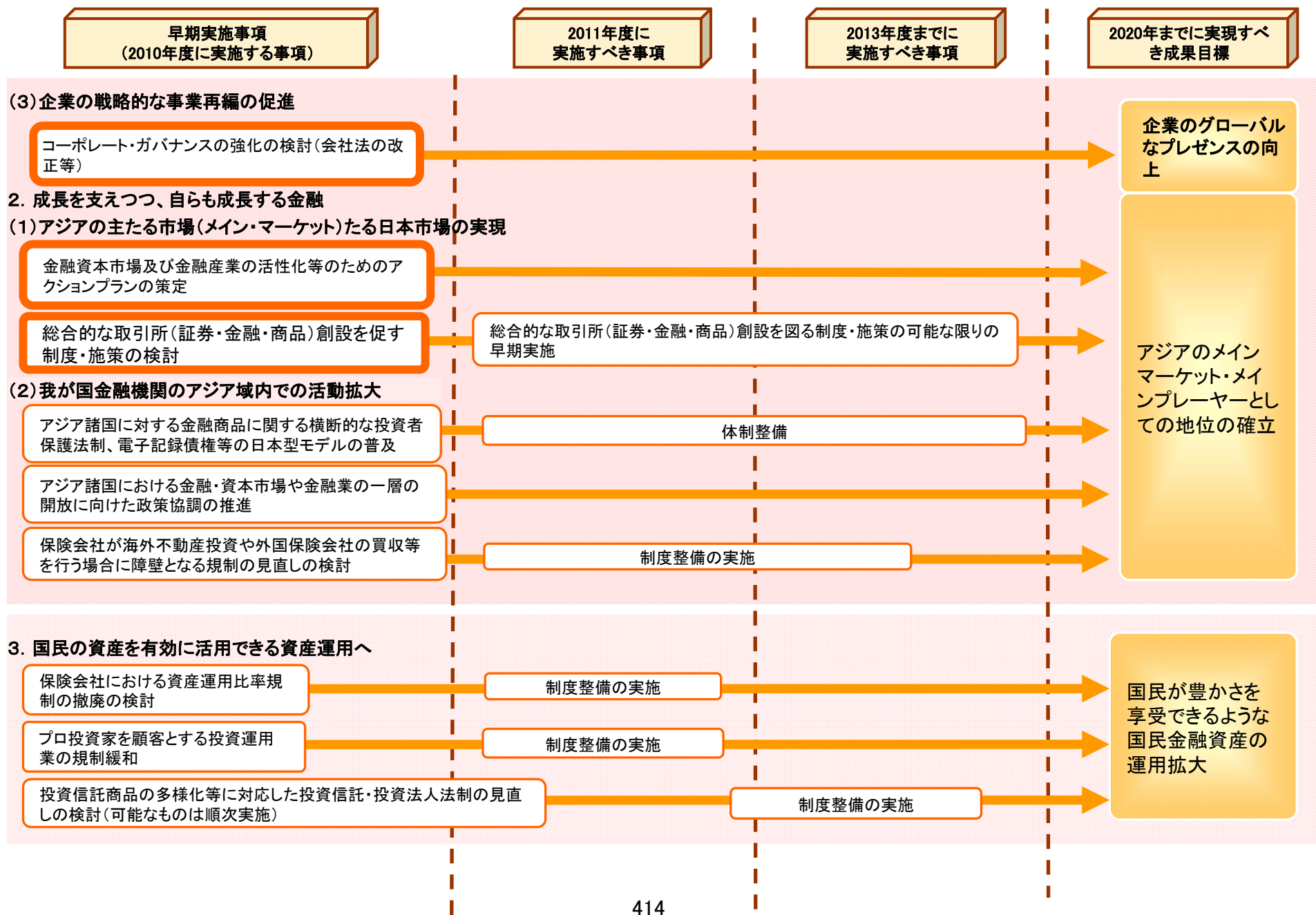
VI 雇用・人材戦略 ～「新しい公共」—支えあいと活気のある社会の構築～ ②



VII 金融戦略



VII 金融戦略



平成22年度 税制改正について

— 税制改正大綱における金融庁関係の主要項目 —

平成21年12月




◆ 金融商品間の損益通算の範囲拡大(債券税制の見直し)

【大綱の概要】

- 金融証券税制については、金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討する。

損益通算の範囲拡大

	インカムゲイン	キャピタルゲイン
上場株式・公募株式投信	配当所得(申告分離)	譲渡所得(申告分離)
債券・公社債投信・預金	利子所得(源泉分離)	非課税
先物取引(取引所取引)	雑所得(申告分離)	

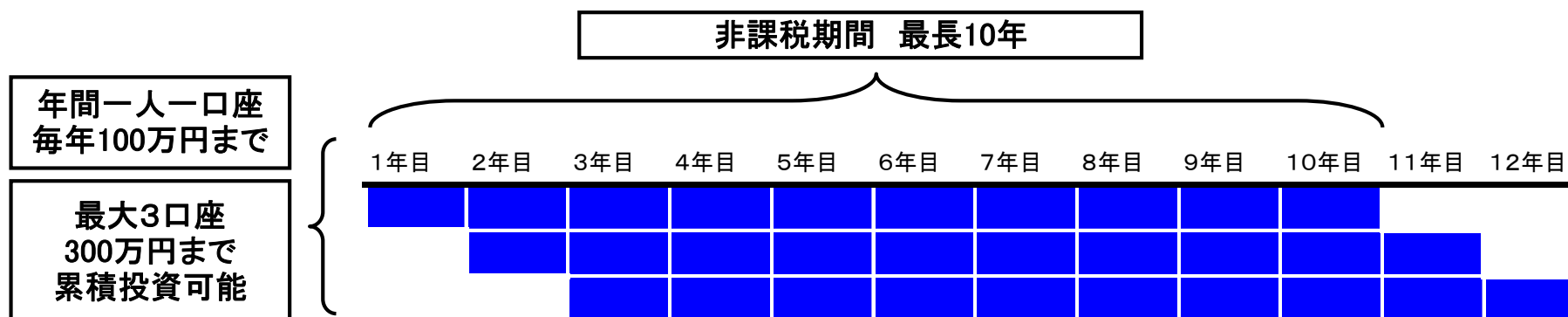
 は、現行、損益通算が認められている範囲

平成23年度改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討する。

◆ 少額の上場株式等投資のための非課税措置の法制化(日本版ISA)

【制度の概要】

1. 非課税対象 : 上場株式等の配当、譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限
(未使用枠は翌年以降繰越不可)
3. 非課税投資総額 : 300万円 (100万円 × 3年間)
4. 保有期間 : 最長10年間
5. 途中売却 : 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数 : 年間1人1口座 (毎年異なる金融機関に口座開設可)
7. 開設者 : 居住者等
8. 年齢制限 : 20歳以上
9. 導入時期 : 平成24年1月1日 (20%本則税率化にあわせて導入)



◆ 非居住者等が受ける振替公社債利子等の非課税制度の充実及び民間国外債等の利子等に係る特例の恒久化等

【改正の概要】

- 非居住者等が受ける平成25年3月31日までに発行された振替社債等の利子及び償還差益（償還価額と取得価額との差額）の非課税化。

（注）利益連動債並びに発行者の特殊関係者が受ける利子及び償還差益は対象外。
平成22年6月1日以後にその計算期間が開始する振替社債等の利子について適用。

- 現行の煩雑な振替公社債利子等の非課税手続は大幅に簡素化。
- 民間国外債等の利子等に係る特例は恒久化。

（注）利益連動債並びに発行者の特殊関係者が受ける利子及び償還差益は対象外。
指定民間国外債制度は、2年間の経過措置を講じた上で廃止。

現行制度

振替国債・地方債：恒久非課税

振替社債等：課税

民間国外債：非課税

（H22/3/31まで発行分）

新制度

振替国債・地方債：恒久非課税

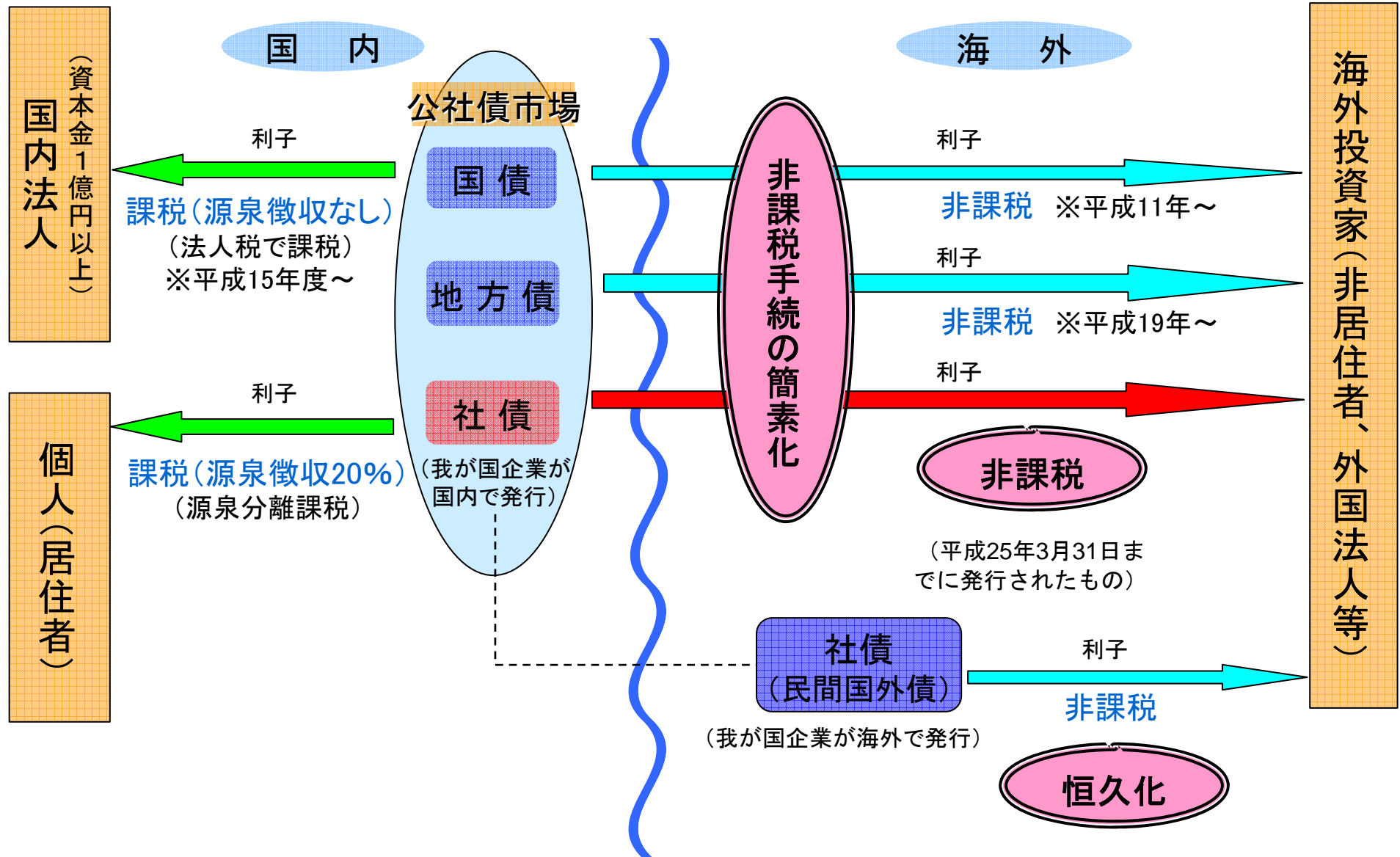
振替社債等：非課税

（H25/3/31まで発行分）

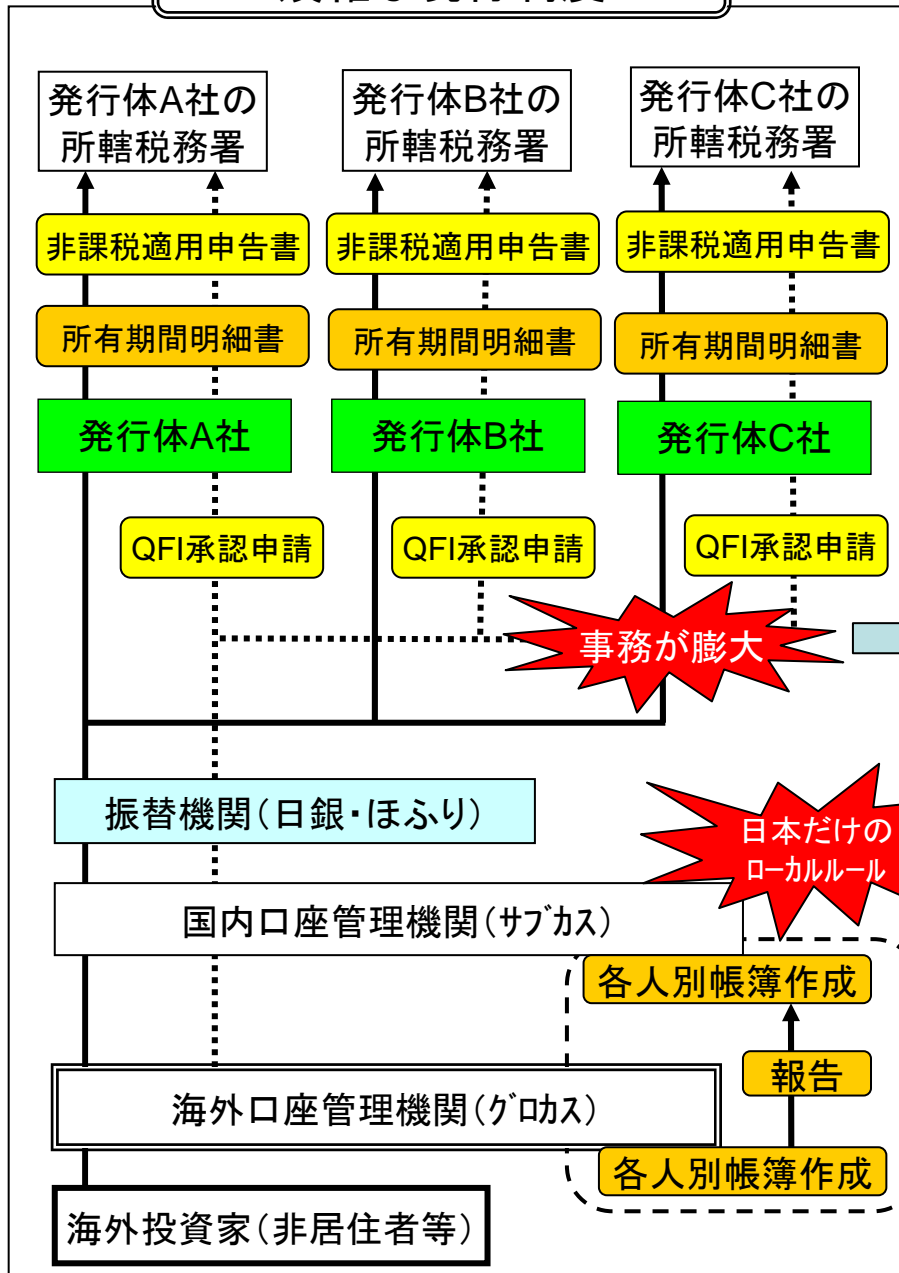
民間国外債：恒久非課税

（参考）特定目的会社に係る課税の特例等における導管性要件について、国内募集割合を50%超とする要件の対象から特定社債を除外する等の見直しを行う。 418

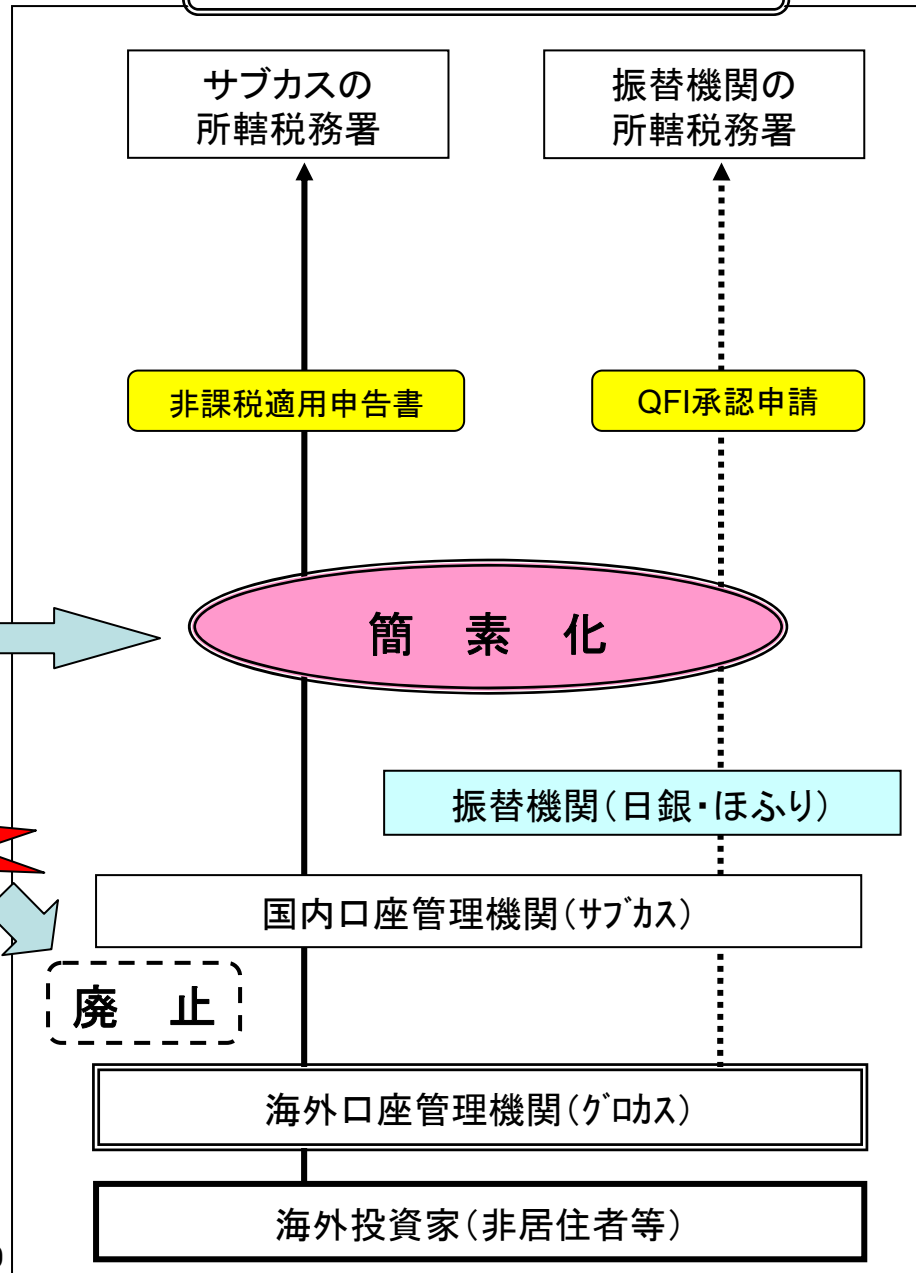
我が国公社債の利子課税の改正概要



煩雑な現行制度



簡素な新制度

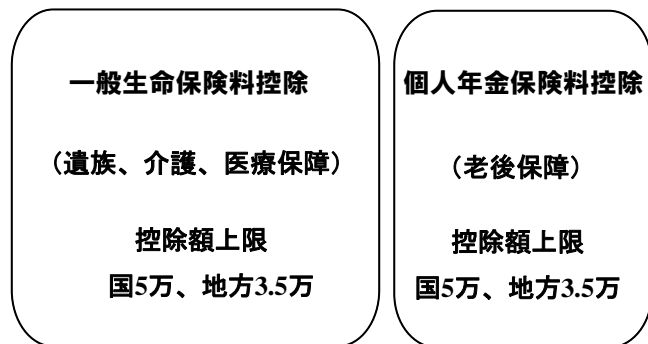


◆ 新たな生命保険料控除制度の法制化

【改正の概要】

- 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る生命保険料控除について次のように改組し、以下の各保険料控除の合計適用限度額を国税12万円（地方税7万円）とする。
 - ・ 介護・医療保障を内容とする主契約又は特約について、国税4万円、地方税2.8万円の所得控除（介護医療保険料控除）を設ける。
 - ・ 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の所得控除適用限度額を、それぞれ国税4万円、地方税2.8万円とする。

現行制度



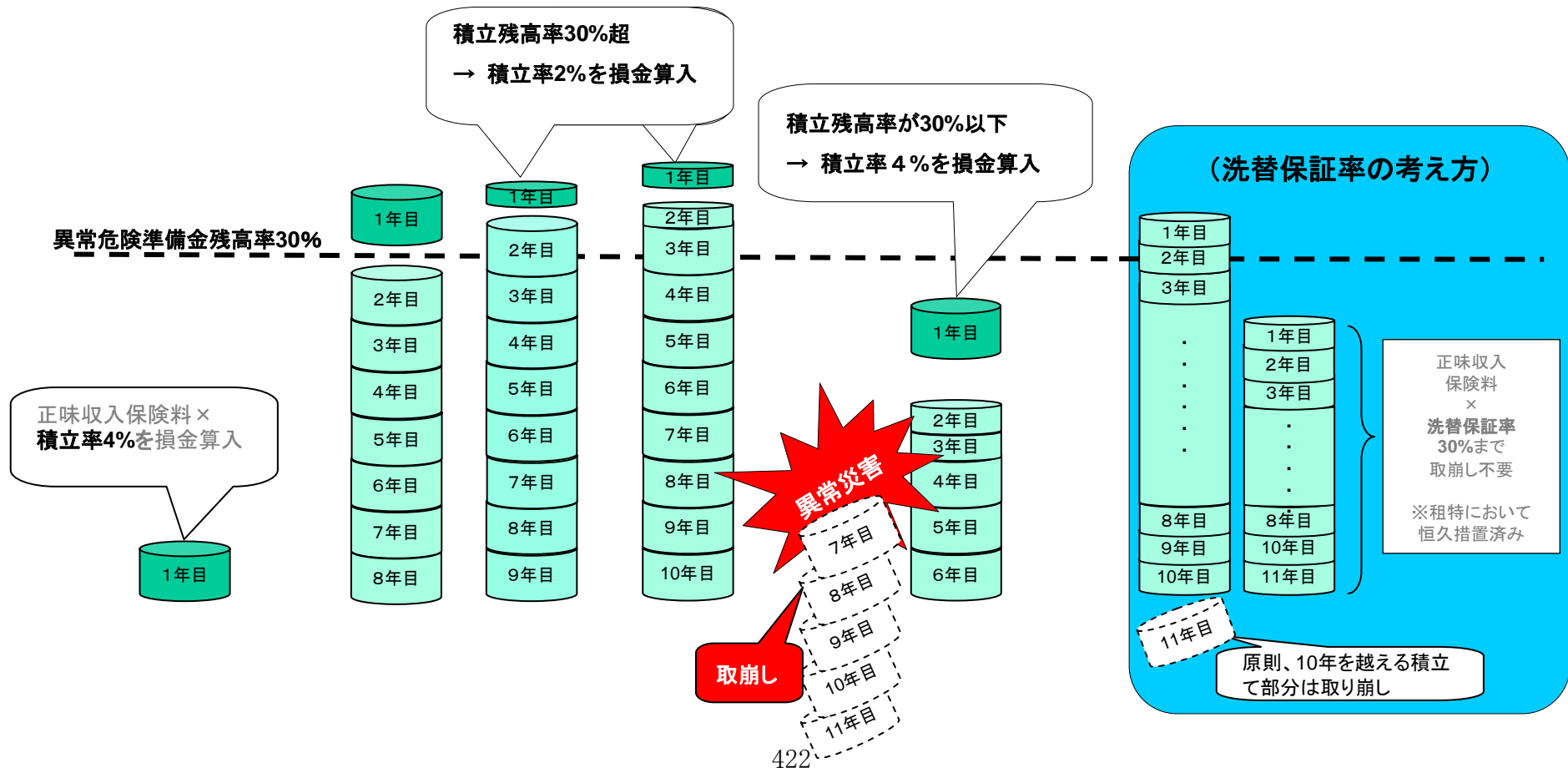
要望事項（新制度の法制上の措置の実現）



◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の見直し

【改正の概要】

- 火災保険等に係る準備金積立率の特例（4%）について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（平成25年3月31日まで）。
 - ・ 準備金の残高が正味収入保険料の30%を超える事業年度を特例（4%）の適用対象外とする（積立率は本則の2%）。



「金融税制研究会」の開催について

1. 趣旨

- (1) 証券税制については、軽減税率（10%）の適用期限の終了（平成23年末）や日本版ISAの導入（平成24年以降）が予定されているほか、平成22年度税制改正大綱において、「金融商品間の損益通算の範囲の拡充に向け、平成23年度税制改正において、公社債の利子及び譲渡所得に対する課税方式を申告分離課税とする方向で見直すことを検討」することが記載されている。
- (2) こうした状況を踏まえ、平成23年度税制改正要望をとりまとめるにあたり、証券税制のあり方について検討を行うために、大臣政務官を座長とする「金融税制研究会」を設置し、6月中を目途に論点整理をまとめる。さらに、7月以降、副大臣を座長とする「金融税制調査会」において議論を進める。

2. 検討事項

- 証券税制
 - ・ 軽減税率
 - ・ 配当の二重課税調整 等
- 金融所得一体課税
 - ・ 債券税制
 - ・ 投資信託税制
 - ・ 損失の繰越控除 等

3. メンバー

別紙の通り。

4. 第一回会合の開催予定

日時：平成22年5月31日（月） 16：30～18：00

会場：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室

金融税制研究会メンバー

座長	たむら けんじ 田村 謙治	内閣府大臣政務官
	いずみ あきこ 和泉 昭子	生活経済ジャーナリスト
	おおさき さだかず 大崎 貞和	(株)野村総合研究所未来創発センター主席研究員
	おおた よう 太田 洋	西村あさひ法律事務所・弁護士
	おぼた せき 小幡 績	慶応義塾大学ビジネススクール准教授
	しまもと こうじ 島本 幸治	BNPパリバ証券会社東京支店投資調査部長
	たけだ ようこ 武田 洋子	(株)三菱総合研究所政策・経済研究センター主任研究員
	どい たけろう 土居 丈朗	慶応義塾大学経済学部教授
	みなと よしかず 湊 義和	湊税理士事務所代表・税理士
	もりのが しげき 森信 茂樹	中央大学法科大学院教授
	もろとみ とおる 諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科教授
	よしい かずひろ 吉井 一洋	(株)大和総研制度調査部長
	よしむら まさお 吉村 政穂	横浜国立大学国際社会科学部研究科准教授
	よしもと よしお 吉本 佳生	著述家

(敬称略・五十音順)

**ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて
(当庁関連項目抜粋)**

▽「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望を検討した結果、各府省において実施するとされた事項

当庁所管の 規制改革事項	対応 (末尾の()内は実施時期等を示す)
・公開買付けによって株券等 を取得した公開買付者の 大量保有報告書又は変更 報告書並びに応募株主等 の変更報告書による報告 義務発生日に関する事項 を追加	公開買付けによって株券等を取得した公開買付者の 大量保有報告書又は変更報告書並びに応募株主等 の変更報告書による報告義務発生日について明確化が 図られるよう適切に対応する。(平成21年度)
・「公開買付届出書」におけ る「対象者の状況」の「株 主の状況所有者別の状況」 の記載	「公開買付届出書」の「第5 対象者の状況 3株 主の状況」の「(1)所有者別の状況」における外国 法人等の区分と、「有価証券報告書」の「第一部 企 業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」 の「(5)所有者別状況」における外国法人等の区分 をそろえる。(平成21年度)
・信託受益権(特に不動産信 託受益権、金銭債権信託受 益権)の売買の媒介時にお ける取引残高報告書の適 用除外	金融商品取引業者等が金銭・有価証券を管理しない 取引に係る取引残高報告書の交付を不要とするよう 内閣府令を改正する。(平成21年度(措置済))
・第二種金融商品取引業者に おける取引残高報告書の 交付義務の免除	金融商品取引業者等が金銭・有価証券を管理しない 取引に係る取引残高報告書の交付を不要とするよう 内閣府令を改正する。(平成21年度(措置済))
・公開買付期間中における買 付者又は対象者による有 価証券報告書、四半期報告 書(半期報告書)の提出が 公開買付届出書の訂正届 出書の提出事由とならな いことの明確化について	公開買付期間中における買付者又は対象者による四 半期報告書(半期報告書)提出の取扱いについて明 確化する。(平成21年度(措置済))

▽「特区、地域再生、規制改革集中受付月間」において提出された全国規模の規制改革要望に対し、各府省において「検討」等を行うとされた事項

当庁所管の 規制改革事項	対応 (末尾の()内は実施時期等を示す)
<ul style="list-style-type: none"> 再編時におけるグループ内法人向け債権への保証業務に関する規制緩和 	<p>子会社等による法人向け債権への保証業務に係る規制に関して、従来、グループ外への保証であったものが、再編によりグループ内への保証となってしまう場合の取扱いについて検討する。(平成21年度 検討)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化について 	<p>公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書提出の取扱いについて、投資者保護に配慮しつつ、検討する。(平成22年度 検討)</p>

**「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案等への対処方針
（当庁関連項目抜粋）**

▽「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項

当庁所管の 規制改革事項	対応 （末尾の（ ）内は実施時期等を示す）
・ EDINET の提出時間延長	増資の訂正届出書の提出について、受理時間の延長要望があった場合に、19時まで個別に対応する。また、その旨を開示ガイドラインに記載することにより、利用者に対し明確化を図る。（平成22年度）
・ 各省庁・財務局等における登録会社等一覧のホームページ公表内容について、統一の基準での公表	利用者の利便の向上のため、金融庁で各財務局における公表様式の統一化を図る。（平成22年度）
・ 有価証券届出書及び発行登録追補書類の様式（手取金の用途）と、記載上の注意の不整合について	平成22年4月に施行された「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」により、会社法第199条第1項に基づく自己株式の処分等を取得勧誘類似行為と規定したことを踏まえ、有価証券届出書に記載すべき有価証券の手取金の用途が新規発行による有価証券に限らなくなることから、有価証券届出書等の様式の表現について適切に見直しを行う。（平成22年度）
・ 企業内容等の開示に関する内閣府令 記載上の注意の改正	重要事象等を含む「事業等のリスク」の記載時点について、継続開示書類における取扱いを統一化する。（平成22年度）

▽「国民の声集中受付月間（第1回）」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

当庁所管の 規制改革事項	対応 (末尾の()内は実施時期等を示す)
<ul style="list-style-type: none"> ・海外不動産投資を行う保険会社の従属業務子会社にかかる従属要件の適用の緩和 	<p>海外不動産投資を行う従属業務子会社の要件を緩和することについては、保険業の公共性にかんがみ、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点を踏まえつつ、検討する。(平成22年度 検討・結論)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・銀行等に対する保険販売規制の緩和 	<p>銀行等に対する保険販売規制は、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。現行弊害防止措置は、今後実施するモニタリングの結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、所要の見直しを行う。(平成22年度 検討・結論)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・銀行本体におけるリース業務の取扱い解禁 	<p>銀行本体でファイナンス・リース業務の取扱いを行うことについては、主要行・地銀の多くで既にファイナンス・リース子会社を保有していることから現時点でどの程度ニーズがあるかを確認しつつ、銀行法その他業禁止の趣旨や当該業務を認めた場合の銀行による優越的地位濫用の防止の必要性、リース業界との調整状況も踏まえつつ、検討する。(平成22年度 検討・結論)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・企業内容等開示府令の改正 (発行登録制度におけるプログラム・アマウント方式の柔軟化) 	<p>発行登録制度におけるプログラム・アマウント方式の柔軟化について、機動的・弾力的な有価証券の発行による資金調達を可能とする一方、投資家の投資判断における十分な予見可能性を確保するといった要請を考慮しつつ、発行予定期間の延長、発行残高の対象となる有価証券の範囲の拡大等について検討する。(平成22年度 検討・結論)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁ホームページの適格機関投資家の公表方法における該当条項を示した専用のリストによる個社名での公表 	<p>適格機関投資家に該当するために届出(年4回)を要する者については、当該者が適格機関投資家であることを市場に対して周知を図る観点から、当該者を金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第8項に基づき、官報に公告するとともに、市場に対して一層の周知を図る観点から、金融庁のHPにおいて任意で公表している。一方、金融商品取引業者、銀行及び保険会社等についても、適格機関投資家であることが一覧性をもって容易に確認することができる方策について検討する。(平成22年度 検討・結論)</p>

当庁所管の 規制改革事項	対応 (末尾の () 内は実施時期等を示す)
<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券届出書に記載する財務諸表の必要年限の見直し 	<p>有価証券届出書において最近5事業年度（6か月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度）の財務諸表を開示することにより、投資者に提出会社の業績等のトレンド情報を提供しようとするものであるが、投資者保護、海外における開示状況、提出会社の事務負担等を十分に踏まえつつ、開示期間の取扱いについて検討する。（平成22年度 検討・結論）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・外国会社の継続開示義務の免除要件の見直し 	<p>国内発行株券や優先出資証券（以下「株券等」という。）については、①償還期限がないため、所有者が25名未満という募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出した場合の継続開示義務の免除要件を充足することはきわめて困難なこと、②株券等が流通性が有しないものとして開示義務が免除された場合でも、再び一定の流通性を有することとなる場合（株券等の所有者が1000名以上（外形基準）となった場合）には再び開示義務が課されることから直近5事業年度の末日すべてにおいて所有者が300名未満の場合に限って開示義務を免除することとしているものである。</p> <p>外国株券についてもその株主が少数である場合には継続開示を求める必要性は低いと考えることから、継続開示が行われなくなった場合における国内株主の保護等を十分に考慮しつつ、一定の要件を満たす外国会社の継続開示義務の免除について検討する。（平成22年度 検討・結論）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・外国会社が金融商品取引法の規定により提出する財務計算に関する書類（財務書類）の作成基準の認可プロセス 	<p>審査の考え方の明確化については、ガイドライン等において公表を行う方向で検討する。</p> <p>また、審査期間については、一律の決定ができるものかどうかを含め検討する。（平成22年度 検討・結論）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・決算関係報告書類の見直し 	<p>預金取扱金融機関による監督当局への決算関係報告書類のうち、他の報告書類と重複する項目等については、報告事務の簡素化の観点から、見直しを検討する。（平成22年度 検討・結論）</p>

当庁所管の 規制改革事項	対応 (末尾の () 内は実施時期等を示す)
<ul style="list-style-type: none"> 各種報告書類の定期的な見直し体制の整備 	<p>預金取扱金融機関による監督当局への報告の簡素化については、定期的に資料徴求の必要性を検証する仕組みを導入することも含め検討する。(平成 22 年度 検討・結論)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 銀行法上の特定子会社の業務範囲の拡大 	<p>特定子会社の業務範囲について、資金を供給する業務として劣後ローンを認める方向で検討を行うほか、他の資金供給の方法についても別途検討を行う。(平成 22 年度 検討・結論)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 銀行代理業の許可要件等に関する規制緩和 	<p>銀行代理業の兼業承認について、承認対象外とする銀行子会社の範囲について利益相反を防止する観点を踏まえ検討を行う。(平成 22 年度 検討・結論)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 有報・四半報提出の度に行われる引受証券会社による社債の引受審査の期間短縮に向けた具体的指針の提示 	<p>証券会社による引受審査の実効性を確保しつつ、証券会社が効率的に引受審査を行い、企業がより機動的に社債を発行することができるようにするため、重要な虚偽記載等のある目論見書を使用した場合の民事責任の免責規定における「相当な注意」の考え 方について明確化を図ることの必要性が認められることから、「相当な注意」に関する具体的な指針を提示することの可能性を含め検討を行う。(平成 22 年度 検討・結論)</p>

▽「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項

当庁所管の 規制改革事項	対応 (末尾の()内は実施時期等を示す)
・「有価証券届出書」における 売出人の住所記載	個人情報保護に配慮し、個人である売出人の住所記載については、有価証券届出書の記載上の注意（企業内容等の開示に関する内閣府令）において市区町村までの記載で差し支えない旨を規定する。（平成 22 年度）
・有価証券届出書（2号の4様式）の株式公開情報に含まれる「第四部株式公開情報第2 第三者割当等の概況 2 取得者の概況」に記載する内容を、一定の条件の下で簡略化すること	有価証券届出書において「株式公開情報」として記載が求められている「第三者割当等の概況」のうち「取得者の概況」については、投資者保護上の観点から、重要性の認められない第三者割当について柔軟な記載が可能となるよう検討を行う。（平成 22 年度）

▽「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項

当庁所管の 規制改革事項	対応 (末尾の()内は実施時期等を示す)
・金融商品取引所に上場している 受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除	信託財産状況報告書については、一定の受益者保護が図られている場合についてのみ、その交付義務を免除しているところである。受益証券が金融商品取引所に上場されている場合について、一定の受益者保護が図られている場合に該当するか、その実態を把握した上で検討する。（平成 22 年度 検討・結論）
・銀行法上の特定子会社における 特定資産を対象とする GP（ゼネラル・パートナー）業務の許容	GP 業務の許容は困難であるが、特定子会社の業務範囲について、資金を供給する業務として劣後ローンを認める方向で検討をする。（平成 22 年度 検討・結論）
・自己株式に係る大量保有報告書提出義務の撤廃	大量保有報告書及び変更報告書の提出義務者から、発行会社自身を除くことが、大量保有の状況の透明性を確保する等の大量保有報告制度の趣旨に照らし適当か否かについて、自己株式に係る制度全体のあり方を踏まえ検討を行う。（平成 22 年度 検討開始）

当庁所管の 規制改革事項	対応 (末尾の () 内は実施時期等を示す)
<ul style="list-style-type: none"> ・インサイダー取引規制における純粋持株会社の特例について 	<p>合併等の重要事実に係る軽微基準及び決算情報変更に係る重要事実について、上場会社等が純粋持株会社である場合に連結ベースの決算値を基準とすることについては、連結ベースを基準とする場合におけるその範囲や用いる数値基準の選択、更には純粋持株会社の単体ベースの売上高の変動を対象外とすべきか否か等の問題を含め、幅広く検討を行う。(平成 22 年度 検討開始)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・企業内容等の開示に関する内閣府令第 14 条の 2 第 1 項に定める訂正目論見書の公表方法に係る発行登録追補目論見書への準用 	<p>投資者に発行価格等の発行条件以外の事項が全て記載された発行登録目論見書が交付され、その後、発行価格等が確定され、その情報が発行登録目論見書に記載された方法(日刊紙 2 紙又は日刊紙 1 紙及びホームページでの閲覧等、企業内容等の開示に関する内閣府令第 14 条の 2 第 1 項に定める公表方法)により公表される場合に限り、当該公表を発行登録追補目論見書交付に代えることができるよう検討を行う。(平成 22 年度 検討開始)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公開買付期間中における自己買付け 	<p>公開買付代理人が買付者の形式的基準による特別関係者である場合でも、東京証券取引所業務規程第 66 条に定める買付け(過誤訂正等のための買付け、顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等)ができるようにすることが適当か否か検討を行う。(平成 22 年度 検討開始)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除 	<p>開示会社の完全孫会社の役職員を対象としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することが可能か、投資家保護の観点も踏まえ検討を行う。(平成 22 年度 検討開始)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・発行者による上場株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化 	<p>公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一覧性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討する。(平成 22 年度 検討開始)</p>

当庁所管の 規制改革事項	対応 (末尾の()内は実施時期等を示す)
<ul style="list-style-type: none"> ・発行者以外の者による株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化 	<p>公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をする必要があることから、株主等にとっての情報の一覧性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討する。(平成22年度 検討開始)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ストックオプションの開示規制の適用除外 	<p>会社の取締役等のみ50名以上を勧誘の相手として1億円以上のストックオプションを発行した後(これのみでは開示規制はかからない)、6ヶ月以内に会社等の取締役等でない者を相手方として1億円未満の新株予約権証券を発行する場合を開示規制の適用除外とすることについて、投資家保護上の問題がないか等を見極めた上で検討する。(平成22年度 検討開始)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公開買付届出書における「対象者の状況」の「その他」の記載事項の簡素化 	<p>公衆縦覧されている情報について、公開買付届出書における同内容の記載をする必要があるか否かについて、株主等にとっての情報の一覧性にも配慮しつつ、検討する。(平成22年度 検討開始)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書等の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化 	<p>四半期報告書(半期報告書)の提出については、「株券等の公開買付けに関するQ&A」(平成21年7月3日に公表)において、対象会社における役員の異動等、一定の重大な事由が生じていない限りは、四半期報告書の提出のみをもって、公開買付届出書に係る訂正届出書の提案事由とはならないことを明確化したところであり、有価証券報告書の提出についても、投資者保護に配慮しつつ、併せて検討する。(平成22年度 検討開始)</p>

「規制・制度改革に係る対処方針」(当庁関連項目抜粋)

当庁所管の 規制改革事項	対処方針 (末尾の()内は実施時期等を示す)
<ul style="list-style-type: none"> ・農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施 	<p>農協の役割・在り方の検討の一環として、預金者保護及び農業支援組織の適正なガバナンス確保の観点から、金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る。</p> <p>具体的には、農協に対する金融庁(財務局)の検査体制の整備状況を踏まえつつ、金融庁が農協の信用事業の検査を円滑に実施するという観点から、例えば、預金量が一定規模以上の場合、不祥事件の再発のような法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢等の適切性が疑われる場合等、都道府県知事の要請の必要性等を含め、金融庁(財務局)及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することによって、農協検査の実効性を高める。(22年度中検討・結論)</p> <p>併せて、適正なガバナンスの確保及びコンプライアンス強化に向け、農協に対する監査の独立性、客観性及び中立性の強化を図る。(22年度中措置)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特定融資枠契約(コミットメントライン)の借主の対象範囲の拡大 	<p>特定融資枠契約(コミットメントライン)に関する借り手側の理解度・ニーズについて、借り手側の属性(事業体・規模等)別に当該借り手側を代表する団体及び借り手側の業種等を所管する省庁からヒアリング等を実施するとともに、併せて貸し手側からもヒアリングを実施し、その結果を踏まえ検討の上、結論を得る。(22年度 調査・検討・結論)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」を支える金融スキームの拡充(NPOバンクを通じたNPO等の資金調達円滑化) 	<p>「新しい公共」を担うNPO等の資金調達を円滑化するために以下の措置を行う。</p> <p>①いわゆるNPOバンクが行う生活困窮者向けの貸付け及び特定非営利活動(特定非営利活動促進法第二条第一項)として行われる貸付けについては、一定の要件の下に、指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務を免除し、総量規制の適用除外とする。</p> <p>②一定の要件を満たすNPOバンクについては、代替的な体制整備を要件に貸付業務経験者確保義務を免除する。(22年度措置)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法による四半期報告の簡素化 	<p>四半期報告書の記載事項の簡素化について検討を行い、結論を得る。(平成22年度検討・結論)</p>

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る臨時提案等に対する政府の対応方針（当庁関連項目抜粋）

▽全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

案件	対応 (末尾の()内は実施時期等を示す)
<ul style="list-style-type: none"> ・NPOバンクによる生活困窮者及びNPO法人等の起業・運営支援への貸付規制の緩和 	<p>NPOバンクが実施している「生活困窮者向けの貸付け」や「特定非営利活動として行われる貸付け」などについて、非営利、低金利(7.5%)など、一定の要件を満たす場合は、総量規制の適用除外とする。(22年6月)</p>

「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応（当庁関連項目抜粋）

提案	政府の対応
<p>1. 「新しい公共」の基盤を支える制度整備</p> <p>(3) NPOバンクなどNPO等を支える小規模金融制度にかかわる見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPOバンクに対する貸金業法にかかる規制の緩和 	<p>「新しい公共」を支える金融スキームの拡充に向け、規制改革の一環としてとりまとめ、行政刷新会議に6月を目途に報告する。特にいわゆるNPOバンクについて貸金業法にかかる一定の規制緩和につき6月18日の改正貸金業法施行と同時の措置を検討中。</p>

地域再生に関する取組み(当庁関連項目抜粋)

▽地域再生計画と連動する施策

施策名	施策の概要
・地域資本市場育成のための投資家教育プロジェクトとの連携事業	「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講ずるべき支援措置の1つとして「投資家教育プロジェクトとの連携」が盛り込まれているところである。この事業は、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、金融庁職員を講師として派遣するなどの支援を行う。
・中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携	地域経済の動向に甚大な影響を与えるといった事態の発生に伴い、地域企業に対する再生支援を含む各種施策を集中・連携して実施するため、地域再生計画の認定を踏まえ、当該地域の地方公共団体において中小企業再生支援協議会、整理回収機構等関係機関を含む連絡調整組織を整備するとともに、当該地方公共団体からの要請に応じ、企業再生実務に関する説明会に対し、同協議会等が連携して専門家を派遣する等、集中的に支援を行う。

(注)「中小企業再生支援協議会、整理回収機構等の連携」は、金融庁とともに経済産業省も所掌。

▽地域再生に資する施策

施策名	施策の概要
・地域密着型金融の推進	地域密着型金融が深化・定着するための動機付けとして、全国各地でのシンポジウムの開催、広く実践されることが望ましい取組み等に対する顕彰等の施策を実施する。

平成 22 年 3 月 30 日
閣 議 決 定

消費者基本計画(抄)

【具体的施策】

1 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

(2) 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

ア 消費者取引の適正化を図るための施策を着実に推進します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。
48	外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者について、情報収集に努め、金融商品取引法を厳正に運用するとともに、投資家保護上必要な行政対応を実施していきます。当局による破産手続開始の申立てが可能な範囲を、一部の金融商品取引業者(証券会社)から、FX 取引業者やファンドの販売業者・運用業者も含めた金融商品取引業者全般に拡大する措置を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、迅速かつ適切な運用を図ります。	金融庁	継続的に実施します。
60	未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締までを一貫してかつ迅速に行う体制を構築して、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。 特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係行政機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	消費者庁 警察庁 金融庁	継続的に実施・引き続き検討します。
62	無登録業者による未公開株の販売やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の実効性を確保するため、罰則規定の整備を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、差止命令の申立て制度の活用に向け関係者間で検討を進めます。	金融庁	引き続き検討します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
63	消費者信用分野における諸問題について、各関連法令の施行状況や各業態等における取引実態などを踏まえ、消費者信用全体の観点から検討します。	金融庁 関係省庁等	引き続き検討します。
64	金融機関等に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期毎に公表を行います。振込め詐欺救済法において、被害者に対して分配されずに預金保険機構に納められた納付金の在り方については、その後に犯罪に利用された口座ではなかったことが判明した口座名義人の救済のための留保という要請があること等を前提とした検討を行います。	金融庁 財務省	前段について、継続的に実施します。 後段について、引き続き検討します。
65	キャッシュカード利用者に対し、偽造キャッシュカードによる被害防止へ向けたカード管理上の注意喚起を実施するとともに、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップし、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進します。	警察庁 金融庁	継続的に実施します。
66	金融機関に対し、意見交換会等を通じて振り込め詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止並びに被害回復に向けた金融機関の取組をより一層促進します。	警察庁 金融庁	継続的に実施します。

(3) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
イ. 学校における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
94	新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、それぞれの機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	消費者庁 金融庁 総務省 法務省 国民生活センター 金融広報中央委員会 関係省庁等	直ちに着手します。

ウ 地域における消費者教育を推進・支援します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
96	それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省 国民生活センター 金融広報中央委員会	継続的に実施します。

(5) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進

ア 消費者被害の救済のための制度の創設に向け検討を行います。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
46再	改正貸金業法を円滑に実施するために必要な施策を検討します。多重債務問題の解決のために、丁寧に事情を聞いてアドバイスをを行う相談窓口の整備・強化などを柱とする「多重債務問題改善プログラム」を着実に実施します。	消費者庁 警察庁 金融庁 総務省 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	継続的に実施します。

イ 裁判外紛争処理手続(ADR)を行う関係機関等と連携し、消費者の苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、紛争解決を着実に実施します。

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期
115	金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施を図るとともに、金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みも活用し、指定紛争解決機関間の連携の強化を図ります。	金融庁	継続的に実施します。
118	金融サービス利用者相談室の在り方について、平成 22 年度以降継続的に検証を行い、その結果と今後の対応方針を必要に応じて公表するほか、役割の検討、拡充を図ります。	金融庁	継続的に実施します。

金融庁における金融経済教育への取り組み

平成 22 年 6 月末現在

年 月	内 容
12 年 6 月	金融審議会答申において、金融分野における「消費者教育」の必要性について言及
14 年 11 月	「金融サービス利用者コーナー」を金融庁ウェブサイト到新設 (アクセス件数 ~22 年 6 月末 2,584,807 件) 学校における金融教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書(「学校における金融教育の一層の推進について」)で要請
15 年 10 月	中学生・高校生向け副教材「インターネットで学ぼう わたしたちの生活と金融の働き」を金融庁ウェブサイトに掲載
16 年 1 月	「金融経済教育を考えるシンポジウム」を主催(参加者数 284 名)
5 月	児童・生徒と日常的に接している教師から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会」を 3 回開催(5~6 月)
7 月	小学生向けパンフレット「金融庁 くらしと金融」の作成・ウェブサイト掲載
8 月	「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」結果のウェブサイト掲載
11 月	中学生・高校生向け副教材の改訂・ウェブサイト掲載
12 月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」の作成・ウェブサイト掲載
17 年 2 月 ~3 月	中学生・高校生向け副教材等(1.8 万部)を全国の中学・高校へ配布し、同時にこれまでの金融庁の取組等への評価を聞くアンケートを実施 大臣の私的懇談会である「金融経済教育懇談会」を設置(6 月までに 7 回開催)
4 月	副教材等配布に際し行った金融経済教育に関するアンケートの回答結果の公表 金融庁ウェブサイト「金融サービス利用者コーナー」を「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」に再編
6 月	金融経済教育懇談会において「論点整理」を公表
7 月	内閣府、金融庁、文部科学省、日本銀行の 4 者で「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」を設置。同会議において、今後の経済教育等に関しての「工程表」を作成。
12 月	小学生向けパンフレット「くらしと金融」の改訂 (アクセス件数 16 年 7 月 ~22 年 6 月末 102,113 件)
12 月~ 18 年 1 月	「お金の使い方と地域社会について考えるシンポジウム」を大阪(12 月 参加者 359 名)、千葉(1 月 参加者 255 名)にて開催
5 月	金融庁ウェブサイト「おしえて金融庁」、「一般のみなさんへ」を改訂し金融関係団体等へのリンクを充実、KIDS 向けコンテンツを導入 (アクセス件数 ~22 年 6 月末 107,754 件) 金融経済教育懇談会(第 8 回)を開催し、取り組み状況を報告。 全国の財務局・財務事務所において学校教師との懇談会を実施(19 年 3 月末まで)
9 月	学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書(「学校における金融経済教育の一層の推進について」)で要請。
12 月	財務局・財務事務所を通じ、都道府県教育委員会に対し、教員向け研修会等において、金融経済教育関係のカリキュラムを取上げることが文書で要請。
19 年 1 月	「お金の使い方について考えるシンポジウム」を愛知にて開催(参加者 290 名)。

年 月	内 容
19年2月	高校卒業生向けパンフレット「はじめての金融ガイド」を大幅改訂し、全国の高等学校に加え、大学生協、消費生活センター、ハローワーク等に広く配布（10万部）するとともに、ウェブサイトに掲載。19年5月増刷・配付（17万部）。 （アクセス件数 16年12月～22年6月末 162,057件）
3月	中学生・高校生向け副教材を改訂し、中学生向け図説パンフレットと高校生向けパソコンソフトを作成。全国の中学・高校へ配布するとともに、ウェブサイトに掲載（アクセス件数 15年11月～22年6月末 303,320件）。
4月～6月	財務局・財務事務所とともに全国の都道府県教育委員会及び県庁所在地の市教育委員会を訪問し、当庁作成のパンフレット等の活用及び多重債務者発生予防に関する教育の実施を要請（40県）。
9月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレットを作成し、ウェブサイトに掲載するとともに、全国の高等学校へ配付（約6万部）。
9月～ 20年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を広島（9月 参加者 173名）、大阪（11月 参加者 164名）、東京（12月 参加者 96名）、愛知（20年1月 参加者 219名）、宮城（3月 参加者 152名）で開催。
10月	地方公共団体が行う多重債務者発生予防のための金融経済教育推進の取組みを支援するため、借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（約69万部）及び「はじめての金融ガイド」（約27万部）を全国の都道府県・市区町村に配布。 学校における金融経済教育の一層の推進のため、文部科学省に対して文書（「新学習指導要領における金融経済教育に関する記載の充実について」）で要請。
20年1月	小・中・高校の社会科・家庭科の教科書製作会社（17社 32名）を対象に金融経済教育に関する説明会を開催。
3月	借金（多重債務）問題に関する啓発リーフレット（改訂版）を全国の地方公共団体へ配付（約30万部）。 全国の中学・高校・高専・短大・大学の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（中学生向け図説パンフレット4万7千部、高校生向けパソコンソフト、2千枚）、「はじめての金融ガイド」30万2千部、借金問題に関する啓発リーフレット29万7千枚）。 多重債務者、振り込め詐欺、偽造盗難キャッシュカード等の金融トラブルの未然防止のため、「はじめての金融ガイド」と併せて活用できるDVD教材を作成。全国すべての地方公共団体、大学・短大・高専・高等学校に配布（20年5月）。 「はじめての金融ガイド」の活用促進を図るため、講師用指導マニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載（アクセス件数 20年3月～22年6月末 12,113件）。
4月～ 21年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約18万1千部、借金問題に関する啓発リーフレット約3万3千枚）。
6月～ 21年3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を福岡（6月 参加者 134名）、金沢（9月 参加者 102名）、札幌（11月 参加者 172名）、高松（2月 参加者 111名）、熊本（3月 参加者 159名）で開催。
4月～ 22年3月	大学、高校、地方公共団体等の要請に応じ、金融庁作成の教材を無償配布（「はじめての金融ガイド」約23万2千部）。
22年1月 ～ 3月	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を沖縄（1月 参加者 130名）、東京（2月 参加者 97名）、大阪（2月 参加者 59名）、広島（2月 参加者 104名）、愛知（3月 参加者 167名）、宮城（3月 参加者 180名）で開催。

高校3年生及び一般社会人向けのパンフレット「はじめての金融ガイド」
WEBサイトアドレス <http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



生活設計・資産運用について 考えるシンポジウム

プログラム

- 13:30** **開会**
主催者挨拶
- 13:35** **基調講演**
「守りながら増やす」これからの資産運用
神戸 孝氏 FPアソシエイツ&コンサルティング(株)代表取締役
- 14:20** **プレゼンテーション(相談事例の紹介等)**
「消費生活相談窓口から見た金融トラブルと対策」
丹野美絵子氏 (社)全国消費生活相談員協会 常任理事
- 14:35** **休憩(10分間)**
- 14:45** **パネルディスカッション**
コーディネーター
深野 康彦氏 (有)ファイナンシャルリサーチ代表
パネリスト
神戸 孝氏 基調講演者
丹野美絵子氏 プレゼンター
川本 裕子氏 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
山田 真矢氏 (株)横浜銀行執行役員営業本部副本部長兼リテール戦略企画室長
- 16:00** **閉会**

主催：金融庁、関東財務局

後援：内閣府、文部科学省、金融広報中央委員会、東京都、東京都金融広報委員会

生活設計・資産運用について考えるシンポジウム

プロフィール

PROFILE



■神戸 孝氏 FPアソシエイツ&コンサルティング(株)代表取締役、CFP、日本FP協会理事、金融庁金融経済教育懇談会委員、ほか

早稲田大学卒業後、1980年に(株)三菱銀行入行。1987年に日興証券(株)へ入社し、以後一貫してFPサービスを中心とするマーケティング手法の企画・開発に携わる。1999年、日興証券(株)を退社後、FPアソシエイツ&コンサルティ

ング(株)を設立。独立系FPとして、自ら個人、法人等のコンサルティング、各種講演会・研修会講師などを行う傍ら、全国の独立系FPのための支援ビジネスも展開している。



■深野 康彦氏 (有)ファイナンシャルリサーチ代表 ファイナンシャルプランナー

1962年埼玉県生まれ。大学卒業後、クレジット会社を経て1989年4月に独立系FP会社に入社。以後、金融資産運用設計を中心としたFP業務を研鑽。1996年1月に独立し、現在のファイナンシャルリサーチ(2006年1月設立)は2社目の起業。FP業界歴21年目のベテランFPの1人。新聞、マネー誌や経済誌、各種メールマガジンへ執筆や取材協力、テレビ・

ラジオ番組などの出演を通じて、投資の啓蒙や家計管理の重要性を説いている。

著書に『家計崩壊「見えないインフレ」時代を生きる知恵』講談社、『図解 金融機関にすすめられた商品の中身がわかる本』講談社など多数。また、ラジオNIKKEIでは『深野康彦のマネーマガジン』のパーソナリティーを担当している。



■丹野美絵子氏 (社)全国消費生活相談員協会常任理事 消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント

北海道大学法学部卒。長年、消費生活センター相談員として勤務した。日本損害保険協会「消費者の声」諮問会議委員、元法制審議会保険法部会委員、金融審議会保険の基本問題に関するワーキンググループ委員、(独)国民生活センター紛争

解決委員会委員など。

消費者に向けての金融・保険関連の情報発信、消費者視点から金融機関、業界団体への講演等を行う。共著書:保険法ハンドブック 消費者のための保険法解説(日本評論社)



■川本 裕子氏 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

東京大学文学部社会心理学科卒業。英オックスフォード大学大学院修士修了。東京銀行(現・三菱東京UFJ銀行)を経て、1988年マッキンゼー東京支社入社。パリ勤務を経て、2004年から現職。大阪証券取引所社外取締役、東京海上ホールディングス社外監査役などを務める。

著書に「銀行収益革命」(東洋経済新報社)、「官製市場改革」(共著、日経)、「川本裕子の時間管理革命」(東洋経済新報社)



■山田 真矢氏 (株)横浜銀行執行役員営業本部副本部長兼リテール戦略企画室長

1982年 4月 横浜銀行入行
1996年 10月 総合企画部主任調査役
1997年 10月 融資部主任調査役
1999年 7月 融資部グループ長
2002年 7月 桐生支店支店長
2004年 4月 青葉台支店支店長

2005年 6月 営業企画部担当部長
2006年 4月 個人営業部副部長
2007年 4月 ダイレクト営業部長
2008年 4月 個人営業部部長
2009年 4月 執行役員営業本部副本部長 兼
リテール戦略企画室長(現在に至る)

平成21年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

1. 高山 貢
(青森県)
・元金融機関職員の経験を活かし、地域における金融分野の講演会活動や、マスメディアへの出演、新聞等への連載など情報発信を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
2. 小野寺 剛
(青森県)
・地域における金融分野の講演会活動や、マスメディアへの出演、新聞等への連載など情報発信を積極的に行っており、金融知識の普及に貢献。
3. 石森 久雄
(東京都)
・元金融機関職員の経験を活かし、地域における金融分野を中心とした講演会活動や放送大学における講師活動を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
4. 浦壁 澄子
(新潟県)
・地域における金融分野を中心とした講演会等の講師活動を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
5. 田中 陽子
(新潟県)
・主婦、高齢者、学生など幅広い年齢層を対象とした講演活動を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
6. 伊藤 忠雄
(栃木県)
・元教員としての経験を活かし、小・中学校を中心に子どもたちの興味を引く工夫を凝らした講演を積極的に行い、金融知識の普及に貢献。
7. 伊澤 宣子
(栃木県)
・元教員としての経験を活かし、児童・生徒、保護者、教員の各層に分かり易い講演を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
8. 宇賀神 律子
(栃木県)
・一般市民、高齢者、学生など幅広い年齢層を対象とした講演活動を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
9. 池谷 てる代
(静岡県)
・法律相談員等の経験を活かし、一般市民、高齢者、学生など幅広い年齢層を対象とした講演活動や、マスメディアへの出演など情報発信を積極的に行っており、金融知識の普及に貢献。
10. 皆川 容徳
(石川県)
・司法書士としての経験を活かし、一般市民をはじめ学生、教職員、市役所職員などあらゆる層を対象に講演会活動を行うなど、金融知識の普及に貢献。
11. 市田 雅良
(大阪府)
・FPとしての経験を活かし、地域における金融分野を中心とした講演会等の講師活動や親子向け金融教育教材等の執筆活動などを通じて金融知識の普及に貢献。
12. 八束 和音
(大阪府)
・FP等の経験を活かし、地域における金融分野の講演会活動や、新聞等への連載など情報発信を積極的に行うなど、金融知識の普及に貢献。
13. 吉田 栄次郎
(山口県)
・教員として生徒たちに分かり易い金融経済教育の実践事例の研究や発表を行うとともに、直接市民と関わるワークショップへの積極参加なども行い、金融知識の普及に貢献。
14. 若松 進一
(愛媛県)
・一般市民、高齢者、学生など幅広い年齢層を対象とした講演活動を積極的に行い、教育現場への指導・助言も行うなど、金融知識の普及に貢献。

〔団体の部〕

1. 今治市立富田小学校
(愛媛県)

・社会の基礎となる税の仕組みや納税義務などに関する学習、「貯金の日」を設定しての貯蓄推奨のほか、農業の体験・販売や経済模擬活動等を通じ、お金の価値観や社会への還元等について学ぶほか、長年に亘り、各学級や全校集会での指導も行われ、定着がみられるなど、金融教育の実践にしっかり取り組んでいる。
2. 熊本市立一新小学校
(熊本県)

・高学年を中心に金銭感覚の大切さ、借金の怖さ、クレジットカードの仕組み、銀行利子などの学習や外部講師による金融教育授業、講演なども受けてきており、「生きる力」に通じる金融教育の実践に取り組んでいる。
3. 蒲生町立蒲生中学校
(鹿児島県)

・日常生活の無駄や節約した生活、ものやお金の正しい使い方等を日常の教育活動と関連付けながら研究・実践しているほか、PTA活動との連携を図り、金銭教育を家庭の場でも実践していく活動を展開するなど、生徒・保護者・学校が一体となって金融教育の実践に取り組んでいる。
4. 糸満市立喜屋武小学校
(沖縄県)

・「ものやお金を大切にし、豊かな生き方について考えられる子の育成」をテーマに掲げ、学校での様々な活動を学習機会と捉え、考え、話し合い、体験・実践活動を行うほか、保護者への講座・講習、地域行事への参加等を通じ、家庭・地域と連携した活動も行うなど、金融教育の実践に取り組んでいる。

金融知識普及を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
21/7/31	日本証券業協会	21年10月22日 21年10月23日	投資教育に関する国際セミナー
21/8/5	(社)投資信託協会	21年9月12日他	投信フォーラム 2009
21/8/31	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	21年10月上旬～ 11月上旬	証券投資の日
21/8/31	全国被害者支援ネットワーク	21年10月2日	全国被害者支援フォーラム
21/10/30	日本証券業協会	21年12月25日～ 22年1月8日	金融経済教育フォーラム
22/1/12	日本証券業協会 (株)東京証券取引所 (株)ジャスダック証券取引所 (社)投資信託協会	22年1月下旬 ～3月上旬	平成22年 「春季証券投資セミナー」
22/2/15	(財)生命保険文化センター	22年5月11日～ 9月8日	第48回中学生作文コンクール
22/2/25	京都大学経済研究所	22年3月19日	京都大学経済研究所経済金融シンポジウム
22/5/10	金融広報中央委員会	22年7月25日 ～23年1月8日	「金融教育フェスティバル各地開催」(平成22年度)
22/5/10	金融広報中央委員会	22年8月9日	平成22年度「教員のための金融教育セミナー」
22/5/10	日本証券業協会	22年8月10日	「金融経済教育に関する学校長セミナー」
22/5/20	金融広報中央委員会	22年12月上旬	第43回「お金の作文コンクール」(中学生向け)
22/5/20	金融広報中央委員会	22年12月上旬	「金融と経済の明日」 第8回高校生小論文コンクール

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
22/5/20	金融広報中央委員会	22年12月下旬	「金融教育を考える」 第7回小論文コンクール
22/5/20	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	22年6月～ 10月31日	小学生「『夢をかなえる』作文全国コンクール」
22/5/20	全国公民科・ 社会科教育研究会	22年7月27日 ～7月29日	証券・経済セミナー
22/6/9	(社)投資信託協会	22年6月19日他	投信フォーラム2010
22/6/9	(株)日本経済新聞社	22年5月～ 23年3月	第11回日経STOCKリーグ
22/6/9	日本証券業協会	22年8月2日 ～18日	教員向け夏季セミナー